

立證及ヒ辯論ノ旨趣ニ依リ相手方ニ對スル證據認否ノ意思明瞭ナルトキハ別ニ認否ヲ問フヲ要セス

○證人カ過去ノ事ヲ陳フルニ付テハ自己ノ見聞セル事實ヲ記憶ニ依リ陳述スレハ足ル故ニ證人カ其現況ニ付キ再調査ヲ爲シタルモノニ非サレハ證言トシテ信憑力ヲ有セストノ主旨ニテ之ヲ排斥シタル裁判ハ不法ナリ

○孫祖ノ間柄ナレハ相手方ト共謀シテ虛偽ノ負債ヲ作爲スルカ如キ人情ニ背反スル事實ナシトノ理由ヲ以テ人證及ヒ鑑定ノ申請ヲ排斥シタルハ法理上必無ニ非サル事實ヲ採テ必無ナリト確定シタル不法アルモノナリ

○當事者ノ一方ヨリ提出スル證據カ對手人タル他ノ一方ヨリ提出スル證據ニ抵觸スルハ固ヨリ其所ナルニ依リ之ノミヲ以テ證據排斥ノ理由ト爲スヘカラサルコトハ勿論ナリ

○相手方ノ提出シタル證據ヲ利用セントスルトキハ明カニ之ヲ援用スル旨ノ申立ヲ爲スヘキモノニシテ裁判所ハ自ら進テ之ヲ取捨スルコトヲ得ス(同一判例二九年六卷五七頁)(第二百十七條四二年五六〇頁參照)  
○民法施行前出訴期限經過シタル場合ニ於テ債務者カ之ヲ援用シテ抗辯

方法ト爲シタルトキハ其相手方カ辨濟ノ未了ヲ立證センカ爲メ爲シタル人證ノ申出ハ之ヲ却下スルモ不法ニ非ス

(同主旨)

我訴訟法ノ主義ニ於テ裁判所ハ漫ニ當事者ノ申出テタル證據方法ヲ擯斥スルコトヲ許ラズト雖モ全ク事實ノ判定ニ關係ナキ證據ノ申出ヲモ斥クルヲ得ストノ義ニ非ス故ニ證言ノ有無カ事實ノ判斷ニ關係ナシト云フニ歸スル場合ニ在テハ縱令證人訊問ノ申請ヲ採用セサルモ之ヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

○事實裁判所ハ當事者ノ一方ノ提出セサル證據ニ依リ(檢證及ヒ鑑定ハ格別)他ノ一方ニ不利益ナル判斷ヲ下スコトヲ得サルモノトス  
○先ニ取調ヲ爲シタル一方ノ者ノ證據ヲ偏信シ豫斷ヲ以テ他ノ一方ノ者ノ證據方法ヲ排斥スルカ如キハ探證上ノ法則ニ違背スルモノトス

(同主旨)

證言ノ信シ得ヘキヤ否ヤハ其證人ヲ訊問シテ供述ヲ聽キタル上心證ヲ以テ之ヲ決スヘキモノナリ故ニ豫斷ヲ以テ其證言ハ信シ難シト爲シ人證ノ申出ヲ排斥スルヲ得ス  
入證ノ申立アリタル場合ニ於テ其證言ヲ信用スルニ足ラズト豫斷シテ其申立ヲ排斥スルハ違法ナリ

凡ソ人證ヲ以テ證明セントスル事實ニシテ信用スルニ足ルヤ否ヤハ親シク其證人ヲ訊問シテ供述ヲ聽キタル上心證ヲ以テ之ヲ決スヘキモノニシテ證人ヲ訊問セス豫メ想像ヲ爲シ其證言

六	二	七九
三	一	二六
三	五	六六
三	二	五一
三	二	六〇

三	三	二九
三	六	一九
三	一〇	一〇八
三	一〇	一
三	一〇	三五
三	一〇	四五



ナ信シ難シトシテ人證ノ申出ヲ排斥スルカ如キハ證據法上許スヘキモノニ非ス

證人ノ陳述スヘキ事柄ヲ豫想シ其豫想通り證人ヲ申出テタル者ニ利益ナル證言ヲ爲スモノトスルモノヲ信用スルニ足ラサルコトヲ定メ以テ其申請ノ當否ヲ判定スルハ不法ニ非サルモノトス

○甲乙二箇ノ事件ヲ併合審理スルニ當リ甲號事件ニ付キ證人ノ囑託訊問ヲ爲シタル場合ニ於テ裁判所カ該證言ヲ採用スルニハ調書ニ依據スル

モ又其供述自體ヲ摘録スルモ共ニ人證タルヲ妨ケス從テ甲號事件ニ關

スル證言ヲ乙號事件ノ人證トシテ採用スルモ不法ニ非ス

○裁判所カ當事者ノ鑑定申請ニ因リ受命判事ヲシテ之カ取調ヲ爲サシム

ヘキ旨ノ證據決定ヲ爲シタル場合ト雖モ爾後當事者ニ於テ其申立ヲ拋棄スルトキハ該決定ハ自ラ消滅ニ歸スヘキモノトス

○當事者カ書證ニ對シ認否ノ申立ヲ爲ス以前ト雖モ裁判所ハ其書證ニ付

キ證人ノ取調ヲ爲シ得ルモノトス

○債務者ノ無資力ハ強制執行ノ結果若クハ破産手續ニ依リテノミ證セラ

ルルモノニ非スシテ之ヲ證スルニハ法律上何等ノ制限ナシ

○當事者カ現ニ法廷ニ在ル者ヲ證人トシテ訊問ヲ求ムル場合ニハ裁判所

ハ別ニ決定ヲ爲スノ責ナシ從テ其申請ハ書面ヲ以テスルノ要ナキハ勿

論印紙ノ貼用ヲモ要セサルモノトス

(同案) 訟廷ニ在ル人又ハ物件ニ付キ之カ訊問取調ヲ爲サンコトノ申立ハ其申請書ヲ作ルヲ要セス從テ訴訟用印紙ノ貼用ヲ要セス

裁判所ニ出頭セル者ヲ證人トシテ取調ヲ求ムルニハ證據調ノ申立書ヲ要セス又裁判所ニ於テモ證據決定ヲ要セス

○事實裁判所ハ當事者ノ申出テタル證據方法ヲ不必要トシテ却下シタルカ爲メ必スシモ之ニ依リテ證セントスル主張事實ヲ是認セサルヘカラサルモノニ非ス

○裁判所カ證人訊問ヲ申請ヲ却下スルニハ其理由ヲ示ササルヘカラサル旨ノ法則ナケレハ該申請ヲ却下シタル理由ヲ示ナキモ違法ニ非ス

○當事者カ一旦拋棄シタル證據調ニ付キ更ニ申請ヲ爲スコトヲ許ササル法規ナキカ故ニ其申請ヲ許容シテ證人訊問ヲ爲スモ不法ニ非ス

○裁判所カ當事者ノ提出セル證據ニ對シ其證據ニ據リテハ他ノ事實ヲ認メ得ルニ過キスシテ其主張事實ヲ認ムルヲ得サル旨ヲ判斷スルハ裁判

所ノ事實及ヒ證據ヲ判斷ニ付テノ專權行使ナルヲ以テ右證據ニ據リテ

裁判所カ認メタル他ノ事實ハ必スシモ當事者ノ執レカニ於テ主張シタルモノニ限ラルヘキモノニ非ス

四〇	八一
二六	四一
三	八二
四三	六四
四四	九二
四五	三六一
二	八八六



○證據決定ハ訴訟指揮ニ關スル裁判ナルヲ以テ裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ之ヲ取消シ若クハ變更スルコトヲ得ルモノトス  
○裁判所カ一旦適法ニ爲シタル證據決定ハ其後裁判所ノ構成ニ變更ヲ生シ裁判長タル判事ニ異同ヲ生スルモ之カ爲メニ其決定ノ效力ニ消長ヲ來スヘキモノニ非ス

(同主旨)

裁判所カ證據決定ヲ爲シタル後其判事ニ更迭アルモ前決定ニ基キ證據調ヲ爲シタルハ相當ナリ

○裁判所ハ何時ニテモ其證據決定ヲ取消シ得ヘキモノナレハ其取消ノ結果唯一ノ證據方法ヲ却下シタルニ非サルトキハ其取消ハ不法ト爲ルモノニ非ス

〔第二百七十三條〕

○受訴裁判所ニ出頭シタル證人ヲ受命判事ヲシテ取調ヘシメタルハ違法ナリ

○民事訴訟法第二百七十三條ノ規定ニ依リ受訴裁判所カ其部員一名ヲシテ證據調ヲ爲サシムルコトノ決定ヲ爲ササルトキ又ハ裁判長カ受命判事ヲ指名セサルトキハ部員ノ一名ト雖モ自ラ受命判事ト爲リテ證據調

ヲ爲スノ職權ナキモノトス

○一タヒ證人訊問ヲ他裁判所ニ囑託スヘキコトヲ決定シタルモ之ヲ囑託セシテ自ラ同證人ヲ訊問スルハ該囑託ノ決定ヲ變更シテ自ラ訊問シタルニ外ナラサレハ不適法ニ非ス

○受託判事ハ囑託ヲ受ケタル臨檢ノ事項ヲ明確ニスル爲メ必要ト認ムル場合ニ於テハ職權ヲ以テ臨檢中鑑定ヲ命スルモ妨ナシ

○判決裁判所ニ於テ爲ササル證據調ハ之ヲ公開スヘキモノニ非ス

(同主旨)

判決裁判所ノ口頭辯論ニ非シテ受命判事又ハ受託判事ノ面前ニ於テ爲ス所ノ證據調ニ付テハ其訊問ヲ公開スヘキコトヲ命シタル規定ナシ

(反對)

區裁判所判事カ受訴裁判所ノ囑託ニ基キ證據調ヲ爲ス場合ニ於テハ其公行ヲ禁シタル法規ナキノミナラス證據調ハ口頭辯論ノ一部ナルヲ以テ特別ノ事情アルニ非サレハ之ヲ公行スヘキモノトス

○受訴裁判所カ證據決定後ニ於テ其施行ヲ部員一名ニ命シ又ハ區裁判所ニ囑託スルコトヲ決定スル場合又ハ證據決定ト同時ニ爲シタル其施行ヲ部員一名ニ命シ又ハ區裁判所ニ囑託スル旨ノ決定ヲ後ニ取消ス場合ニ於テモ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

三	六	三〇	七	三
八六	八二	四	一〇四	一〇九
五〇〇	六二	五〇	一〇七	一〇九
				五
				六四
				三〇一
				五八
				三三
				一〇七

三三	三五	三七	四五	四八	一〇九
					五
					六四
					三〇一
					五八
					三三
					一〇七







トヲ得ルモ當事者カ唯一ノ證據方法ヲ申立テタル場合ニ於テハ其申立  
ノ不適法ナラサル限ハ之ヲ却下シ證據ナキ理由ヲ以テ其申立者ニ對シ  
敗訴ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ス

同三三

一ノ事實ヲ證セシカ爲メ數多ノ證據ヲ提出シタル場合ニ於テ證人喚問ノ申請ヲ許否スルハ固  
ヨリ裁判所ノ權内ニ屬スト雖モ(民訴二七四條)一事實ヲ證スル唯一ノ證據トシテ證人喚問ノ  
申請ヲ爲シタル場合ニ於テ之ヲ容ササルハ證據提出ノ途ヲ拒絕スル筋合ナルヲ以テ民事訴訟  
法規定ノ精神ニ違背スルモノナリト云ハサルヲ得ス

村長カ記憶セシ事項ヲ證明シタルニ止マリ法律上村長ノ資格ヲ以テ作リタル公正證書ト看做  
スコトヲ得サルモノニ對シ之カ反證タル唯一ノ證據調ノ申請ヲ排斥シ該證明ヲ採用シタルハ  
不法ナリ

當事者カ申請シタル證據ノ外他ニ證明ノ具ナキ場合ニ其申請ヲ却下シ敗訴ヲ言渡シタル裁判  
ハ不法ナリ

或事實ノ主張ニ對シ唯一ノ證據タル證人ノ申請ヲ許容セス而シテ其主張ヲ口頭無證ノ供述ト  
シテ排斥シタル裁判ハ證據ニ關スル訴訟手續ニ違反セルモノトス

當事者カ唯一ノ證據決定ノ申請ヲ爲シタルニ拘ハラス判決ニ必要ナシトシテ之ヲ斥ケ立證ナ  
シトノコトヲ以テ其請求ノ理由ナシト判斷シタル裁判ハ不法ナリ

當事者ノ提供セル證據方法ヲ排斥シ其立證ナキヲ根據トシテ敗訴ヲ言渡シタルハ立證ノ途ヲ  
杜絶シ不當ニ事實ヲ確定シタル不法ノ裁判ナリ

三五	二五	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

立證方法ヲ拒絕シ其證明ナキヲ責ムルハ不當ナリ

數多ノ證據中其調フヘキ限度ヲ定ムルハ事實裁判所ノ自由權内ニ屬スト雖モ係爭事實ヲ證明  
スヘキ唯一ノ證據ヲ申出テタル場合ニハ裁判所ハ其證據調ヲ爲スノ責務アリトス

第一審ニ於テ人證ノ申立ヲ却下シタルヲ不服トシテ控訴ヲ爲シ尙ホ同一人證ノ申立ヲ爲シタ  
ルトキハ其人證ハ唯一ノ證據ナルヲ以テ控訴審ハ之ヲ取調フヘキモノトス

○法律上ノ問題ヲ解決スルノミヲ以テ事件ノ勝敗ヲ決シ得ルカ又ハ當事  
者ノ立證セントスル事實ニ關セス他ノ事實理由ニ依リ勝敗ヲ決シ得ヘ  
キ場合ニ於テハ立證方法ハ不必要ニ屬スルカ故ニ裁判所ハ職權ヲ以テ  
其申立ヲ棄却スルコトヲ得ヘシ

○當事者雙方カ數多ノ證據ヲ擧ケテ辯論ヲ爲シタル後其一方ヨリ更ニ新  
事實ヲ主張シ檢證ヲ申請シタル場合ニ裁判所ニ於テ其新證據方法ヲ採  
用シ之カ證據調ヲ爲スモ既ニ得タル事實上ノ心證ヲ翻スニ足ラサルモ  
ノト認ムルトキハ之ヲ許ササルコトヲ得ヘシ

○當事者ニ對シ唯一ナル證據ノ提出ヲ拒絕シテ其主張セシ事實ト反對ノ  
事實アルコトヲ是認シタル判決ハ不法ナリ

○唯一ノ證據方法ト雖モ直接爭點事實ニ對スルモノニ非ザルトキハ裁判  
所ハ其證據調ノ申請ヲ許否スルコトヲ得ヘキハ勿論之ヲ排斥シタル後  
其立證旨趣ニ反對ナル事實ヲ認定スルコトヲ得ルモノトス

三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----



(同主旨)

争點ノ判斷ニ適切ナラサル證據方法ハ縱令唯一ノモノト雖モ之カ取調ヲ爲ササルコトヲ得

○當事者カ同一ノ立證方法トシテ二名ノ人證ヲ申出テタル場合ニハ其一名ノミヲ訊問シ他ノ訊問ヲ許可セサルモ違法ニ非ス

○當事者カ同一ノ事實ヲ立證スル爲メ人證ノ外書證ヲ提出シタル場合ニハ縱令其書證ヲ採用セラレサルモ該人證ヲ目シテ唯一ノ證據ト云フヲ得ス從テ裁判所カ其證人喚問ヲ許ササルハ違法ニ非ス

(同主旨)

○反證トシテ既ニ書證ヲ提出シタルモ仍ホ同一事實ヲ證セシカ爲メ更ニ人證ヲ申出テタルハ唯

一ノ防禦方法ニ非サルコト明カナリ此場合ニ裁判所カ其申請ヲ許ササルハ民事訴訟法第二百七十四條第一項ニ據リ證據調ノ限度ヲ定メタルモノト認ムルヲ得ヘシ

書證提出ノ後ニ於テ同一事實ヲ立證スル爲メ申請シタル證人ノ訊問ハ唯一ノ證據方法ニ非サルヲ以テ裁判所ハ民事訴訟法第二百七十四條第一項ニ從ヒ之ヲ排斥スルモ違法ニ非ス

○當事者カ檢證ヲ申請スルモ裁判所ハ他ノ證據ニ依リ十分ナル考覈ヲ得

更ニ檢證ノ必要ヲ認メサルトキハ此立證方法カ當事者ノ爲メ唯一ノ證據タルニ拘ハラズ之ヲ許可セサルコトヲ得ヘシ

(同主旨)

檢證ナルモノハ裁判官カ自働的ニ現物ヲ實檢シ考覈シ確ムル方法ナレハ其事實ヲ認定スルニ

當リ檢證ヲ爲ササレハ十分考覈ヲ得ヘカラスト認ムルトキハ職權ヲ以テ之ヲ爲シ得ルコト同時

ニ當事者ノ申立アルモ他ノ方法若クハ狀況等ニ依リ十分ナル考覈ヲ得更ニ檢證ヲ爲スモ既ニ確メタル考覈ヲ變スヘキ事情ナカルヘシト認ムルトキハ之ヲ爲ササルコトヲ得ヘキモノトス

裁判所カ係争事實ヲ認定スルニ當リ自ラ檢證ヲ必要ト認ムルトキハ職權ヲ以テ之ヲ爲シ得ルコト同時ニ其必要ヲ認メサルニ於テハ縱令當事者ノ申立アルモ檢證ヲ爲ササルコトヲ得而シテ

此場合ニハ其證據方法カ當事者ノ爲メ唯一ノ立證タルヲ否ヤハ問フ所ニ非ス

○相手方ノ提出セシ證據ノ信用スヘカラサルコトヲ證明スル爲メ提出シタル證據方法ハ縱令唯一ノ場合ト雖モ之ヲ許容セサルコトヲ得

○當事者カ相手方ノ抗辯ニ對スル反證トシテ提出シタル證據方法ノ申請ヲ全然却下シテ相手方ノ抗辯ヲ採用シタル判決ハ唯一ノ證據方法ヲ杜絶シタルモノニシテ違法ナリ

○裁判所ニ於テ證據調ヲ爲シ當事者主張ノ如キ結果ヲ得ルモ争點ニ不必要ナルコトノ心證ヲ得タルトキハ唯一ノ證據方法タルト否トニ論ナク其證據申請ヲ却下シ得ルモノトス

(同主旨)

裁判所ニ於テ證人出廷シ申請人申出ノ通り供述ヲ爲スモ申請人ノ勝訴ト爲ラサルコトノ心證

ヲ得タルトキハ唯一ノ證據方法タルト否トニ拘ハラズ其申請ヲ却下スルコトヲ得

證人カ當事者主張ノ如ク證言スルモ争點ニ不必要ナルコト瞭然タルトキハ其訊問申請ヲ却下スルハ當然ニシテ唯一ノ證據方法ヲ拒絶シタルカ如キ違法ノ裁判ニ非ス

三六	三六	一八六〇
三三	三三	一五五九
二九	二九	一九九
三	三	九五二
四二	四二	八七四
四二	四二	三九
四〇	四〇	一五五
三六	三六	七〇六
四二	四二	一九三
三〇	三〇	四八
二六	二六	二五八
四	四	二九
三三	三三	二二〇
三六	三六	一六



○第一審ニ於ケル證人ノ證言ノ信スヘカラサルコトヲ證スル爲メ第二審ニ於テ同一證人ノ訊問ヲ申請スルカ如キハ所謂唯一ノ證據方法ニ非ザレハ裁判所カ其申請ヲ許容セザリシトテ之ヲ不法ト云フヲ得ス

○證據決定ハ當事者ノ提出セル證據中取調ヲ要スヘキモノニ付テ之ヲ爲シ其取調ヲ必要トセサルモノニ付テハ別ニ決定ヲ爲スヲ要セサルモノトス

〔同主旨〕

立證方法ヲ許容セサル場合ニ於テハ必スシモ決定ヲ以テ之ヲ言渡スコトヲ要セス

新期日ヲ指定シ證據調ヲ爲ス場合ニハ證據決定ヲ以テ證據調ヲ命スヘキモノナレトモ其證據調ヲ必要トセサル場合ニハ決定ヲ爲スヲ要セス

裁判所ニ於テ證據調ノ申請ヲ許容セサル場合ハ必スシモ之カ裁判ヲ爲スヲ要セス

證據決定ハ當事者ノ提出セル證據中取調ヘキモノニ付キ之ヲ爲シ其取調ヲ要セザルモノニ付テハ別ニ決定ヲ爲スヘキモノニ非ス

○受訴裁判所ニ於テ當事者ノ演述ニ引續キ直ニ證據調ヲ爲ストキハ證據決定ヲ爲スノ要ナシ

〔第二百七十五條〕

○民事訴訟法第二百七十五條ニ所謂證據調ニ付キ不定時間ノ障礙アルトキトハ證人タルヘキ者外國ニ在ルトキノ如ク直ニ證據調ヲ爲シ得サル

五	三	三	五	二	二	二	五	三	三
一四二五	一六二	七九	三六	九七	六七	五二	三六	九七	六七

〔第二百七十六條〕

場合ヲ意味スルモノニシテ鑑定人ノ報告遲延スル場合ニ該當セス

○證據決定ヲ爲スニ當リ證人ノ表示ヲ缺キタル不法アルモ其不法ヲ責問セザリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○人證ノ申出及ヒ證據決定ニ訊問スヘキ證人ノ氏名知レタルトキハ其氏名ヲ明示スヘキハ勿論ナレトモ若シ知レサルトキハ其人ヲ表示スルニ足ルヘキ事項ヲ掲記セハ右ノ申出若クハ決定ノ效力ニ妨アルヘカラス

〔第二百七十七條〕

○擅ニ證據決定ヲ變更シ決定ニ依テ定メタル對照印章以外ノ印影ト係等書證ノ印影トヲ對照鑑定セシメ其結果ニ依リ判決ヲ與ヘタルハ不法ヲ免レス

○證據決定ノ施行ハ職權ヲ以テ之ヲ爲スヘキモノナレハ受訴裁判所カ證據決定ヲ爲シタル後判事ノ交迭ニ依リ裁判所ノ構成ニ變更ヲ生シタルトキト雖モ其證據調ノ期日ニ於テ前決定ヲ施行シ證據調ヲ爲スコトヲ得ヘク必スシモ證據調ヲ爲ス以前ニ於テ審理ノ更新ヲ爲ス必要ナキモノトス

〔第二百七十八條〕

民事訴訟法 第一審ノ訴訟手續 地方裁判所ノ訴訟手續 證據調ノ總則 一五二七

三五	一	四六
三五	四	一
三五	九	一四五
二七	三	四〇〇
五	三〇	二四六三



(第十六條)

○證據決定ノ際受命判事ヲ指名セス又ハ受命判事指名ノ事項カ口頭辯論調書ニ記載ナカリシト雖モ爲メニ右受命判事ノ爲シタル證據調ヲ全然無効ナリトスルヲ得ス

三〇 六 二四六三

○受訴裁判所カ證據調ニ付キ受命判事ヲ指定シタル手續ニ違法ノ點アルモ當事者カ異議ヲ留メスシテ判決ヲ受ケタルトキハ後日ニ至リ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

三 二〇八

(第十七條)

『第二百七十九條』

○裁判長ノ發スル證據調囑託書ニハ裁判長自ラ署名スヘキハ固ヨリ當然ナリト雖モ其自署ヲ欠缺セル一事ニ依リ直ニ該囑託書ノ效力ヲ否定スヘキ規定ナケレハ之ニ基キテ爲シタル訊問調書ヲ無効トスヘキモノニ非ス

三 二〇〇

(第十八條)

○證據調ノ囑託書ニハ必スシモ裁判長自署スルコトヲ要セサルモノトス

七 九六一

(第十九條)

『第二百八十條』

○民事訴訟法第二百八十條ノ法規ハ當事者ヲシテ可成の便宜ヲ得セシメントノ主意ニ出テタルモノニシテ期日通知ナキ爲メ證據調ヲ當然無効トラシムル精神ニ非ス而シテ當事者カ自己ノ過失ナクシテ出頭セサリシトキハ判決ニ接著スル口頭辯論ノ終結ニ至ルマデ證據調追完又ハ補充

三 四 一

(第二十條)

○充ノ申立ヲ爲シ得ヘキモノナルニ絶ヘテ其事ナク徒ニ期日通知ナキヲ以テ論告スルモ上告適法ノ理由ナキモノトス

二七 四九一

○受命判事カ證人訊問ニ付キ民事訴訟法第二百八十條ノ手續ヲ盡ササルモ口頭辯論ノ際當事者ニ於テ異議ヲ申立テサルトキハ原判決非難ノ理由ト爲ラス

三六 二 一

○受託判事カ證據調ノ期日及ヒ場所ヲ當事者ニ通知セサルモ其證據調ヲ以テ當然無効ナリト云フヲ得ス唯相手方ハ通知ノ欠缺ヲ理由トシテ其效力ヲ争フコトヲ得ルニ過キス

三三 九 七四

(第二十一條)

○受託區裁判所カ證據調期日ヲ當事者ニ通知セサル不法ハ其證據調ニ接續スル口頭辯論ニ於テ之ヲ詰責スルニ非サレハ責問權ヲ喪失スルモノニシテ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得サルモノトス

三 一六〇三 四八一

(第二百八十七條)

『第二百八十七條』

○受訴裁判所ニ於テ爲ス證據調ノ期日ハ同時ニ口頭辯論續行ノ期日ナレハ證據調手續ノ終了セサル限ハ口頭辯論續行期日開始セスト謂フヲ得

四 一八五

○受訴裁判所ニ於テ證據調ヲ爲ストキハ其期日ハ同時ニ口頭辯論ヲ續行スル期日ニシテ證據調

四 六九八



ノ期日ト口頭辯論續行ノ期日トハ相併行スルモノナレハ證據調ハ口頭辯論ヲ中斷シ其終了迄口頭辯論ヲ續行スルコト能ハサルモノニ非ス

○受訴裁判所ニ於ケル證據調期日ハ同時ニ口頭辯論期日ナルカ故ニ其期日ニ於テ證據調ヲ爲ス以前ニ當事者ヲシテ一定ノ申立並ニ事實ノ演述及ヒ立證認否ヲ爲サシムルモ違法ニ非ス

○受訴裁判所カ證據調期日ニ證據調ヲ爲ス場合又ハ單ニ辯論期日ヲ延期スル場合ニ於テ縱令裁判所ノ構成ニ變更アリトスルモ其以前必スシモ辯論ノ更新ヲ爲スコトヲ要スルモノニ非ス

第二百八十八條

○民事訴訟法第二百八十八條ノ規定ハ裁判所カ一旦許容シタル證據調ニ付キ舉證者カ裁判所ノ定ムル期間内ニ證據調ノ費用ヲ豫納セサルトキハ其證據調ヲ爲ササルニ止マリ舉證者ヲシテ同一ノ立證旨趣ニ屬スル他ノ證據申立ヲ爲ス權利ヲ喪失セシムル法意ニ非ス

第六節 人證

○代言人ハ法律上證人タルノ資格ヲ有スルモノナレハ嘗テ和解ノ調停ヲ試ミタル代言人カ證人タレハトテ證言ノ效力ナシト云フヲ得ス

○口頭辯論調書ニ列席シタル三名ノ判事ヲ列記シ之ヲ證人訊問調書ニ添

附スル場合ニ於テハ其訊問調書ニ判事列席ノコトヲ記スルノ要ナキヲ以テ之ニ記載ナケレハトテ構成ノ法式ヲ缺キタル不法ノ證據調ト云フヲ得ス

○民事訴訟法中證人ニ關スル制限ノ規定ハ類推適用ヲ許スヘキモノニ非

○證人ノ供述シタル事實ヲ爭ハサルコトノミヲ以テ相手方カ之ヲ認メタルモノト云フヲ得ス

○民事訴訟法ニ於テハ宣誓ヲ爲サシテ供述シタル者モ宣誓ヲ爲シタル上供述シタル者モ共ニ證人ニシテ其供述ハ孰レモ證言ナリ

(同義言)

忌避ノ原因アリト認メタル證人ヲ參考人トシテ訊問セザリシモ不法ト爲スヲ得ス

○民事訴訟法中參考人ノ名稱ナク唯宣誓ノ上陳述スル者ト然ラサル者トノ區別アルノミ故ニ其資格ニ於テハ共ニ證人ト名稱スヘキモノトス

○宣誓ヲ爲シテ證言スル者ト宣誓ヲ爲サシテ參考ノ爲メ陳述スル者トチ問ハス法律上凡テ之ヲ證人ト稱ス

○民事訴訟法ノ證人トハ單ニ過去ノ事實ヲ供述スル第三者チ云フモノニシテ其供述ニ付キ宣誓ヲ爲シタル者ノミヲ證人ト云フニ非ス宣誓ヲ爲サス參考ノ爲メ供述ヲ爲ス者モ亦證人タリ

○證人ハ鑑定人ト異ナリ自ラ見聞シタル事實ヲ陳述スヘキモノニシテ其

三 一〇七

四 一八五

七 一六〇三

四五 六五六

二六 二九

二六 二 三八五

三 六 五五

三 八 一三

三 二 八六

二 八 一七二

二 九 六三

三 四 七二

三 五 八四



- 意見ヲ陳述スヘキモノニ非サレハ證人ノ意見ハ裁判所ノ判斷ノ資料ト爲スヘキモノニ非ス
- 本案訴訟ニ利害關係ヲ有スル者ト雖モ當事者ニ於テ異議ノ申立ヲ爲ササルトキハ裁判所ハ之ニ宣誓セシメ證人トシテ訊問シ其證言調書ヲ證據トスルモ不法ニ非ス
- 證人ハ五官ノ作用ニ依リ直接ニ知リタル事實ニ限り證言スヘキモノニシテ慣例ノ存否ノ如キハ證人ノ證言シ得ヘキモノニ非ス
- 宣誓ヲ爲ス權利アル證人ニ宣誓セシメスシテ其陳述ヲ聽クモ當然無効ト爲ルヘキ理ナケレハ縱令斯ノ如キ陳述ヲ判斷ノ用ニ供シタリトテ該判決ヲ破毀スルノ理由ト爲スニ足ラス
- 證人訊問調書ニ訊問場所ノ表示ヲ缺クモ之ヲ無効ト爲スヲ得ス
- 神社ノ氏子總代カ總代勤務中關係書類ノ調査ニ因リテ知得シタル事實ヲ供述スルハ一ノ證言タルヲ妨ケス
- 裁判所カ證人申請ヲ許容シタルニ拘ハラズ之ヲ訊問セスシテ結審ヲ告ケタルニ對シテ異議ヲ留メサルハ是レ責問權ヲ拋棄シタルモノナレハ後ニ至リ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス
- 受託判事カ囑託セラレタル訊問事項ニ牽聯セサル事項ヲ證人ニ訊問ス

三四	二七
三五	二四
四二	二五
四三	二七
四五	二七
四五	二七

（第二百八）

- ルハ違法ナリト雖モ之ニ對シ異議ヲ申立テサルトキハ責問權ヲ喪失スヘキヲ以テ後日ニ至リ其不法ヲ主張スルコトヲ得ス
- 既ニ書證トシテ提出シアル書面ニ非サレハ之ヲ證人ニ示シテ訊問スルコトヲ得サル旨ノ法規又ハ法理アルコトナケレハ後ニ書證トシテ提出スヘキ書面ト雖モ之ヲ證人ニ示シテ訊問スルコトヲ妨ケス從テ斯ル書面ニ關スル證人ノ供述ヲ採テ事實認定ノ材料ト爲スモ違法ニ非ス
- 裁判所カ民事訴訟法第三百十二條ノ規定ニ依リ先ツ證人ニ其氏各年齢等ヲ訊問シタルトキト雖モ證言ヲ要スル事項ノ内容ニ付キ訊問ヲ爲ス以前ニ於テハ宣誓ハ訊問前ノ形式ニ從フヘク又後ニ訊問スヘキ證人ノ在ル場所ニ於テ先ツ氏名、年齢等ヲ訊問シタル上更ニ專ラ證言ヲ要スル訊問事項ノ内容ニ付テノミ該證人ノ在ラサル場所ニテ各別ニ訊問スルコトヲ妨ケサルモノトス
- 證人カ民事訴訟法第二百九十七條第三百十條列記ノ一ニ該當スル者ナルヤ否ヤハ裁判所ニ於テ之ヲ調査スルヲ以テ足り特ニ之ヲ調査スルヲ要セス又調査シタル事實ハ訊問調書ニ錄取スルコトヲ要セサルヲ以テ訊問調書ニ證人資格調査ノ事跡記載ナケレハトテ直ニ其資格ノ調査ヲ欠キタル不合法ノ證據調ト謂フコトヲ得ス

元	九七
三	一〇七
五	六六
五	六六
五	一六二







○證人ト原告若クハ被告トノ間ニ雇傭關係ノ存スル以上ハ使用者カ自然  
人タルト法人タルトニ因リテ民事訴訟法第二百九十七條ノ適用ヲ異ニ  
スルモノニ非ス

三三  
三  
一〇四  
八〇二

○民事訴訟法第二百九十七條第三號ニ所謂雇人トシテ原告若クハ被告ニ  
仕フル者トハ原告若クハ被告トノ雇傭關係上從屬的ニ其使役ニ服スル  
勞務者ノミヲ指稱ス

三七  
四二  
一八九

○會社ノ番頭ハ法人タル會社ノ使用人ナルヲ以テ業務上會社ヲ主人トシ  
從屬的ニ其使役ニ服スルモノトス從テ民事訴訟法第二百九十七條第二  
號ノ雇人ニ該當ス

四二  
四  
一八九

○民事訴訟法第二百九十七條第一項第三號ニ所謂原告若クハ被告ト同居  
スル者トハ原告若クハ被告ノ親族ニ非スシテ一家ニ同棲スル者ヲ指稱  
シ親族ニシテ同居スル者ヲ包含セス

四四  
三〇五  
四七二

○民事訴訟法第二百九十七條第二項ハ單ニ訓示の規定ニ過キササルヲ以テ  
縱令證人訊問カ右條項ニ違背シタリトスルモ其證言ヲ採用スルニ毫モ  
妨ナシ

二  
四七二

民事訴訟法第二百九十七條第二項ハ訓示的ノ規定ニ過キササルカ故ニ右ノ規定ニ違背シテ證人

十次條  
第二百九十八條

○民事訴訟法第二百九十八條第三號ニ所謂原告若クハ被告ト同居スル者  
トハ原告若クハ被告ト同居人ヲ指稱スルモノニシテ同居人トハ戶主其  
他世帯主タル原告若クハ被告方ニ同居スル者ヲ謂フモノトス

三四  
八  
二〇

○民事訴訟法第二百九十七條第一項第三號ニ所謂原告若クハ被告ト同居  
スル者トハ原告若クハ被告ノ親族ニ非スシテ一家内ニ同棲スル者ヲ指  
稱スルモノニシテ親族ニシテ同居スル者ヲ包含セシムル旨趣ニ非ス

七  
四六一

第二百九十九條

○民事訴訟法第二百九十八條第四號ハ例ニシテ證言ノ結果ニ依リ證人等カ  
保證人共同債務者若クハ償還義務者トシテ其義務ヲ履行セサルヘカラ  
サルニ至リ又ハ債權者ヲシテ證人等ニ對シ債權ノ執行ヲ容易ナラシム  
ルニ至ルカ如キ場合ヲ云フモノトス

七  
一七四

○民事訴訟法第二百九十八條第四號ノ規定ハ本訴訟ノ當事者間ノ權利關  
係ニ付キ其當事者ノ一方ト權利共通若クハ義務共通ノ地位ニ在ル場合  
又ハ其一方ノ保證人ト爲リタル場合ノ如ク本訴訟ノ裁判ニ依リ直ニ損  
害ヲ生スヘキ場合ニ適用スヘキ注意ニシテ間接ニ利害ノ關係ヲ生スル

三五  
二  
七九



場合ノ如キハ之ニ屬セス

○民事訴訟法第二百九十八條第四號ハ問ニ付テノ答辯ノ結果ニ因リ證人カ直接ニ財産權上ノ損害ヲ被ムルヘキ場合ノ規定ニシテ問ニ付テノ答辯カ唯間接ニ財産權上ニ損害ノ影響ヲ生スル虞アルカ如キ場合ヲ包含セス

(同主旨)

民事訴訟法第二百九十八條第四號ノ規定ハ問ニ付テノ證人ノ答辯カ未ダ確定セサル債務ニ付キ自己ノ債務タルコトヲ認諾スヘキトキノ如ク直接ニ財産權上ノ損害ヲ生セシムヘキ場合ニ於テ其適用ヲ受クヘキモノトス

○民事訴訟法第二百九十八條第四號ニ問ニ付テノ答辯カ直接ニ損害ヲ生セシムヘキトキトアルハ訊問事項ニ對スル證言ノミニ因リテ當然損害ヲ生セシムヘキ場合ノ謂ニシテ其場合ニ限リ證言ヲ拒ムコトヲ得ルノ法意ニ出テタルモノトス

(第二百九十九條)

『第二百九十九條』

○民事訴訟法第二百九十九條ハ證人カ同第二百九十七條第一號ノ關係アルトキハ證言ヲ拒ムコトヲ得サル旨ヲ規定スレトモ同條第二號及ヒ第三號ノ關係アル者ヲ除外スルカ故ニ此等ノ者ハ同第二百九十八條第四

(刑)

○號ノ場合ニ付テノミ證言ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス

○婚姻事項ニ關シテハ親族ト雖モ證人タルノ資格ヲ有ス

○民事訴訟法第二百九十九條第二號ハ家族ノ關係ニ因リ生スル財産上ノ

○爭訟ノ場合ヲ云フモノニシテ本分家ノ關係アルヤ否ヤヲ爭フカ如キ場

○合ニ適用スヘキ條規ニ非ス

○家督相續回復ノ效果ハ當然相續財産ノ回復ニ及フヘキモノナレハ家督

○相續ノ回復ハ民事訴訟法第二百九十九條第一項第二號ニ所謂家族ノ關

○係ニ因リ生スル財産事件ニ該當スルモノトス

○甲者カ親族會ノ選定ニ因リ亡乙者ノ家督相續人ト爲リタルニ拘ハラ

○其以前丙者カ乙者ノ家督相續人ニ選定セラレタリト稱シテ届出ヲ爲シ

○甲者ノ相續權ヲ侵害シタルコトヲ理由トシ家督相續ノ回復ヲ請求スル

○事件ニ於テ丙者カ親族會ノ決議ニ因リ相續人ニ選定セラレタルヤ否ヤ

○又事實ハ民事訴訟法第二百九十九條第一項第二號ニ該當スルモノトス

○民事訴訟法第二百九十九條第一項第二號ニハ「家族ノ關係ニ因リ生

○スル財産事件ニ關スル事實」トアルノミナレハ苟モ家族ノ關係ニ因リ生

○スル財産事件ニ付テハ證人ハ其證言ヲ拒ムコトヲ得サルモノニシテ證

○人ト訴訟當事者トノ間ニ家族關係アルコトヲ要セサルモノトス

三六 四一〇

元 八六六

三五 二〇九

二 三〇六

三三 二〇

四三 二二二

二元 一三四

三三 一五五

四 八四二

三三 一五五

五 二五五



(同主旨)

民事訴訟法第二百九十九條第一項第二號ノ規定ハ係争財産事件カ家族關係ニ因リ生セシモノナル場合ハ其事件ニ關スル事實ニ付キ證言ヲ拒ミ得サラシムルモノニシテ證人ノ家族ノ財産事件ニ關スル事實ノミニ付キ證言ヲ拒ムコトヲ得サラシムル旨趣ニ非ス

○民事訴訟法第二百九十九條第二號ニ所謂家族ノ關係ニ因リ生スル財産事件ニ關スル事實トハ證人訊問ノ目的ト爲リタル事項カ家族ノ關係ニ因リ生シタル財産關係ヲ指稱スルモノニシテ訴訟當事者間ノ訴訟事件カ家族關係ヨリ生スル財産關係ナルコトヲ謂フモノニ非ス

○禁治產者ノ管財人カ其資格ヲ爲シタル行爲ハ民事訴訟法第二百九十九條第四號ノ代理人トシテ係争ノ權利關係ニ關シ爲シタル行爲トアルニ該當スルヲ以テ管財人ハ縱令直接ノ利害關係アリトスルモ其行爲ニ關シ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

○主タル債務者ハ保證人ニ對スル關係ニ於テハ民事訴訟法第二百九十九條第四號ノ所謂前主ニ非ス故ニ債權者ヨリ保證人ニ對スル訴訟ニ於テ其債務關係ニ付キ主タル債務者ヲ證人トシテ訊問スル場合ニハ同條ノ規定ヲ適用スヘキ限ニ在ラス

○民事訴訟法第二百九十九條第四號ノ所謂原告若クハ被告ノ代理人トシテ係争ノ權利關係ニ關シ爲シタル行爲ニハ證人カ當事者ノ一方ノ代理人ト爲リ其相手方ニ對シテ係争ノ權利關係ニ關シ爲シタル行爲ヲモ包含スルモノトス

(同主旨)

○證人カ民事訴訟法第二百九十九條ニ所謂原告若クハ被告ノ前主又ハ代理人トシテ係争ノ權利關係ニ干與シタリトノ事實ハ必スシモ訴訟ノ事實上ノ演述ニ於テ既ニ表明セラレ又ハ其疏明アルコトヲ要スルモノニ非ス證人ニ依リ證セントスル事項ニシテ苟モ同法條ニ掲クル場合ニ該當スルトキハ證據決定ノ施行上證人ハ其證言ヲ拒ムコトヲ得ス從テ相手方ハ其證人ヲ忌避スルコトヲ得サルモノトス

○前主カ係争ノ權利關係ニ關シ實驗シタル事實ト雖モ苟モ前主トシテ爲シタル行爲ニ關係ヲ有セサルモノハ民事訴訟法第二百九十九條第一項第四號所定ノ事項ニ適合セサルヲ以テ斯ノ如キ事實ニ付キ獨立ノ訊問事項トシテ證言ヲ求メラレタル場合ニ於テハ同條ノ規定ヲ適用スヘキ限ニ在ラス

○民事訴訟法第二百九十九條第一項第四號ニ所謂前主トハ權利カ逐次數人ノ承繼ヲ經テ原告若クハ被告ニ移轉セラレタル場合ニ於テハ當ニ直接ニ之ヲ原告若クハ被告ニ移轉シタル者ノミナラス其前者タル逐次ノ

五	一〇四
六	一五八七
三三	四六
四〇	七三

四二	二三七
四三	二二六
四五	一〇七



各被承繼人ヲモ包含スヘキモノトス

(同主旨)

○民事訴訟法第二百九十九條第四號ニ所謂前主トハ權利又ハ義務ノ被承繼人ヲ指稱セルモノトス

四五

六〇七

○民事訴訟法第二百九十九條第一項第四號ニ所謂原告若クハ被告ノ前主トハ原告若クハ被告ノ前主其人ニ限定セルモノニ非スシテ前主未成年者ナルトキハ其法定代理人ヲ指稱スルモノト解釋スヘキモノトス

四〇

七三

○民事訴訟法第二百九十九條第一項第四ニ所謂代理人ハ原告若クハ被告ニ代リテ或行爲ヲ爲シタル人ノ謂ニシテ法律行爲ヲ代理シタル人ノミニ限ラサルモノトス

四五

六三

○民事訴訟法第二百九十九條第四號ニ原告又ハ被告ノ代理人トシテ係争ノ權利關係ニ關シ爲シタル行爲トアルハ必スシモ代理人トシテ係争ノ權利關係ヲ成立セシメタルヤ否ヤノミニ限定セルモノニ非スシテ事後ニ於テ係争ノ權利關係ニ關シ爲シタル行爲ヲモ包含スルモノトス

三

八五七

【第三百一一條】

○民事訴訟法第三百一一條ニ規定セル證言拒絕ノ當否ヲ裁判スルニ付キ當事者ヲ審訊スル手續ハ本案ニ關スル受訴裁判所カ裁判ヲ爲ス場合ニ付

三

三五七

テノ手續ニシテ抗告裁判所カ抗告ニ付テノ裁判ヲ爲ス場合ニ行フヘキ手續ニ非ス

三

三五七

【第三百一一條】

○證言拒絕ニ付テノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スヘキ者ハ其證言拒絕ノ當否ヲ付キ利害ノ關係ヲ有スル者即チ證言拒絕事件ノ當事者タル證人喚問ヲ申請セル者及ヒ證人トシテ指名セラレタル者ナルヲ要ス

三五二

八三

【第三百一一條】

○民事訴訟法第三百一一條ニ謂フ原因ヲ開示セスシテ證言ヲ拒ムトハ毫モ證言拒絕ノ事由ヲ陳述スルコトナク證言ヲ拒ムノ謂ニシテ證人カ拒絕ノ事由ヲ陳述セル場合ハ縱令其原因正當ナラサルトキト雖モ之ヲ以テ原因ヲ開示セスシテ證言ヲ拒ムモノト云フヲ得ス

三六

九五四

【第三百一一條】

○證人カ當事者ノ一方ト親族關係ヲ有シ且其訊問事項ハ證人ニ於テ其當事者ノ祖父ノ病氣ヲ看護セシコトアリヤ其死亡前數日間ノ容體如何トノ二點ナルトキハ證人ハ證言ヲ拒ムコトヲ得從テ此場合ニ相手方ヨリ提出シタル忌避ノ申請ハ其原因アルモノトス

三七

二五五



證人ノミヲ忌避セシムルノ法意ナリトス

(同左旨)

民事訴訟法第三百三條ノ規定ニ依リ忌避スルコトヲ得ル規定ニシテ同第  
二百九十九條ノ例外規定ノ場合ニモ尙ホ忌避スルコトヲ得ルノ法意ニ非ス  
民事訴訟法第三百三條ハ證言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ親族カ之ヲ拒マサルトキハ相手方ヲシテ其  
證人ヲ忌避スルコトヲ得セシムル法意ニシテ證人カ同法第二百九十九條ニ從ヒ其證言ヲ拒ミ  
得サル事項ヲ證言スヘキ場合ニ於テモ之ヲ忌避スルコトヲ得セシムル旨趣ニ非ス

○民事訴訟法ノ證人忌避ニ關スル規定ノ其人證カ舉證者ノ爲メ唯一ノ證  
據タル場合ト否トヲ論セス之ヲ適用スヘキモノナリ

○裁判所カ證人忌避ノ原因アリト決定シタルニ拘ハラズ尙ホ之ヲ訊問ス  
ルハ不法ナリトス故ニ縱令其供述ノ援用ニ對シ忌避ノ申請人ニ於テ特  
ニ異議ヲ留メサルモ責問權ヲ拋棄シタリト認ムヘキモノニ非ス

○當事者ノ一方ノ妻カ其證人ノ妻ト姉妹ノ關係ヲ有スル場合ニ於テハ證  
人ト該當事者トハ何等ノ親族關係ナシト雖モ其證人ハ自己ノ配偶者ヲ  
通シテ當事者ノ配偶者ト二等親ノ姻族關係アル親族ニ該當スルヲ以テ  
相手方ハ民事訴訟法第三百三條第二百九十七條第一號ニ依リ之ヲ忌避  
スルコトヲ得ルモノトス

○民事訴訟法第三百三條ノ證人忌避ノ規定ハ證人カ同第二百九十七條ノ

規定ニ據リ證言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ場合ニノミ適用スヘキモノニシテ  
同第二百九十九條ニ依リ其證言ヲ拒ムコトヲ得サル場合ニハ之ヲ適用  
スヘキ限ニ在ラス

(同左旨)

民事訴訟法第三百三條ノ規定ハ證人カ同法第二百九十七條ニ依リ證言ヲ拒ムコトヲ得ル場合  
ニノミ適用スヘキモノニシテ同第二百九十九條ニ依リ證言ヲ拒ムコトヲ得サル場合ニ適用ス  
ヘキモノニ非ス

民事訴訟法第三百三條ノ規定ハ證人カ同法第二百九十七條第一號乃至第三號ノ關  
係アリテ證言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ場合ニノミ適用スヘキモノニシテ同第二百九十九條ニ依リ  
證人カ其證言ヲ拒ムコトヲ得サル事項ヲ證言スル場合ニハ之ヲ適用スヘキ限ニ在ラス(同一  
判例三五年八卷三四頁)

○甲乙丙ノ三名ヲ被告トスル共同訴訟ニ於テ乙丙ノ申請シタル證人カ甲  
ト親族關係ヲ有スルノミニシテ申請者ト親族關係ヲ有セサルモ其證人  
取調ノ結果カ直接ニ乙丙ノ訴訟ノ勝敗ニ影響ヲ及ホスノミナラス甲ニ  
對シテモ亦其影響ヲ及ホスモノナルトキハ民事訴訟法第三百三條ニ依  
リ其證人ヲ忌避スルコトヲ得ヘシ  
○證人訊問事項カ家族ノ關係ニ因リ生シタル財産關係ナル場合ニハ證人  
カ當事者ノ親族ナルトキト雖モ證言ヲ拒ムコトヲ得サレハ該證人ヲ忌

三九

五九二

三五

三

二二

三八

一六一

四〇

五七

四〇

一九四

四二

七六四

四三

二二三

三六

八三

四〇

一三五〇

元

一〇八三







○記載スルコトヲ要セサレハ反對事實ノ證明セラレサル限ハ其人違ナラサルコトヲ判然ナラシメタルモノト做スヲ相當トス

○民事訴訟法第三百六條第一項ニ各別ニ宣誓ヲ爲サシムヘシトアルハ各別ニ宣誓ノ式ヲ履踐セシムヘキ法意ニシテ他ノ證人ノ在ラサル場合ニ於テ宣誓ヲ爲サシムヘシトノ旨趣ニ非ス

○民事訴訟法第三百七條ニハ證人ハ云云ノ誓ヲ宣フヘシトアルノミニシテ別ニ其形式ヲ制限セス又書面ヲ以テ宣誓ヲ爲ス場合ニハ自署若クハ捺印ヲ必要トモサレハ唯其證人ノ宣誓書タルコトヲ知り得ルヲ以テ足レリトス

○證人宣誓ノ規定ハ専ラ當事者ノ利益ニ根據セル非強行的規定ナルヲ以テ其手續ノ違背ニ對シ當事者カ證人訊問ニ接續スル口頭辯論ニ於テ異議ヲ述ヘサル限り最早其違背ヲ責問スルヲ得サルモノトス

○民事訴訟法第三百七條第一項ハ證人宣誓ノ方式トシテ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又附加セサル旨ノ誓ヲ宣フヘキコトヲ命スルノミニシテ特ニ宣誓書ナル書面ノ作成ヲ命セサルモノトス

○現行民事訴訟法ハ事前ノ宣誓ヲ原則トスルヲ以テ裁判長ハ先ツ同法第二百九十九條所定ノ關係アリヤ否ニ付キ訊問ヲ爲シタル上宣誓ヲ爲サ

シムヘキヤ否ヲ決シ然ル後始メテ同法第三百十二條所定ノ事項ニ付キ訊問ヲ爲スヘキモノトス

第三百八條

○宣誓ノ法式ヲ爲ス以上ハ偽證罪ノ諭示ヲ爲ササルモ以テ上告ノ理由ト爲スニ足ラス

第三百十條

○證人ノ宣誓前ニ於テ偽證ノ罰ヲ諭示スルノ手續ヲ爲サザリシトキト雖モ之カ爲メニ其爲シタル證言自體力無効ニ屬スヘキモノニ非ス

○民事訴訟法第三百十條ニ從ヒ宣誓ヲ爲サシメスシテ訊問スルモノト雖モ證人タルニ外ナラサレハ申請者ニ於テ既ニ證人喚問ノ申請ヲ取消シタル以上ハ參考人トシテモ訊問スルヲ得サルモノトス

○證人ハ宣誓ヲ爲サシメタル上之ヲ訊問スルヲ原則ト爲スモ民事訴訟法第三百十條第一號乃至第五號ニ該當スル者ハ單ニ參考ノ爲メ訊問スルコトヲ得ルノミニシテ之ニ宣誓セシムルコトヲ得サルモノトス

○民事訴訟法第三百十條ノ訴訟手續ノ違背ハ當事者ニ於テ何等ノ異議ヲ述ヘサルトキハ裁判所カ其證言ヲ採用スルモ不法ニ非ス

七	三五	三〇	三	三	三
七	二	三	三	二	二
六五九	二	九	三	一	二

三	四	三	三	三	三
三	五	四	三	二	二
七六八	三	九	三	一	二



證人タル資格ナキ者ノ宣誓シタル證言ト雖モ當事者之ニ異議ヲ唱ヘサル以上ハ裁判所ハ其證言ヲ採用スルニ於テ何等ノ妨ナシ

(反對)

民事訴訟法第三百十條ニ掲ケタル者ハ總テ宣誓ヲ爲サシメス參考ノ爲メ訊問スルヲ得ヘキ者ナレハ之ニ對シ宣誓ヲ爲サシメ訊問スルハ不法ナリ隨テ其陳述ヲ採テ判斷ノ資料ニ供シタルモ亦違法ナリ

保證人ハ民事訴訟法第三百十條第五號ニ該當スル者ナルニ依リ宣誓ヲ爲サシメスシテ參考ノ爲メ之ヲ訊問スルヲ得ヘキモ普通證人ト同シク之ニ宣誓ヲ爲サシメタル上其證言ヲ採リテ裁判ノ資料ニ供シタルハ不法ナリ

證人カ當事者ト親族ノ關係アルトキハ民事訴訟法第三百十條ノ規定ニ從ヒ宣誓ヲ爲サシメスシテ之ヲ訊問セサルヘカラス故ニ之ニ宣誓ヲ爲サシメタル上其證言ヲ採テ判決ヲ爲シタルハ違法ナリ

證人トシテ呼出サレタル者カ當事者ノ提出セル證書ニ反對ノ證言ヲ爲セハ私書偽造若クハ變造行使ノ共犯人トシテ刑事訴訟ヲ招ク恐アルトキハ民事訴訟法第二百九十八條第三號第三十條第四號ノ場合ニ該當ス故ニ其者ニ宣誓ヲ爲サシメタル上其證言ニ據リテ證書ノ眞正ナルコトヲ斷定シタル裁判ハ不法ナリ

訊問ニ付テノ答辯カ證人ノ刑事上ノ訴追ヲ招ク恐アル場合ニ於テ之ニ宣誓ヲ爲サシメ訊問シ其證言ヲ採用シタル判決ハ訴訟手續ニ違背セル不法ノ裁判ナリ

○民事訴訟法第三百十條第一號乃至第五號ニ列記シタル者ハ宣誓ヲ爲サシメスシテ參考ノ爲メニ訊問スヘキモノナルモ是レ亦證人ニシテ參考

人ト稱スヘキモノニ非ス

(同主旨)

民事訴訟法中參考人ノ名稱ヲ以テ規定シタル法條ナシ故ニ證人トシテ呼出シ參考ノ爲メ訊問スルモ違法ニ非ス

參考ノ爲メ訊問シタル者ニ證人ノ名稱ヲ用ヒ及ヒ其供述ニ證言ノ名稱ヲ附シテ之ヲ判斷ノ資料ニ供スルモ違法ニ非ス

民事訴訟法中宣誓ヲ爲サシメスシテ參考ノ爲メ訊問シタル者ニ對シ參考人ノ名稱ヲ付シタル規定ナクハ此等ノ者モ證人ノ名稱中ニ包含スヘキモノトス

(反對)

對手者ノ代人カ若シ係争物件ノ一部ノ所有者ナルニ於テハ訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スヘキモノナルヲ以テ參考ノ爲メ訊問スルヲ得ルモ證人ト爲スヲ得サルハ法律ノ規定スル所ナリ然ルニ原院カ該代人ハ果シテ係争物件ノ一部ノ所有者タルヤ否ヤヲ判決セス且該代人ヲ證人トシテ訊問シ其證言ヲ採リタルハ爭點ヲ判セスシテ法律ヲ不當ニ適用シタル不法ノ裁判ナリ

○宣誓ヲ爲サシメサル證人ノ供述ト雖モ裁判所カ之ヲ信用シテ判斷ノ資料ト爲スニ何等ノ妨ナシ

(同主旨)

民事訴訟法第三百十條ニ依リ事實參考ノ爲メニ訊問セラレタル者モ證人タルニ外ナラサレハ其者ノ供述ニシテ心證上採用スルニ足レリト思料スルトキハ裁判所ハ之ヲ採用シテ判斷ノ資料ト爲スニ何等ノ妨ナシ

三八 三〇九

二六 八六

三三 二五

二七 二〇九

三三 六

三三 二

三九 一七

三三 四

三三 六

三七 六







ヲ得サルモノトス

(同主旨)

○訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スル者ヲ證人ト爲シ宣誓セシメテ訊問シタルハ手續上違法ナリト雖モ當事者ニ於テ之ニ對シ何等ノ異議ヲ申立テス該證言ニ據リ裁判ヲ受ケタル以上ハ後日ニ至リ其手續ノ違法ナルコトヲ理由トシテ裁判ヲ非難スルコトヲ得ス

○裁判所カ訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スル者ヲ證人トシテ訊問スルニ當リ宣誓ヲ爲サシメタル場合ト雖モ當事者ニ於テ其不法ヲ責問セザリシ以上ハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

○裁判所カ公權停止者ヲ證人トシテ訊問スルニ當リ宣誓ヲ爲サシメタル場合ニ於テ當事者カ何等ノ異議ヲ申立テザリシトキハ自ら責問權ヲ放棄シタルモノナルヲ以テ終日ニ至リ斯ル事由ヲ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

『第三百十二條』

○現行民事訴訟法ハ事前ノ宣誓ヲ原則トスルヲ以テ裁判長ハ先ツ同法第二百九十九條所定ノ關係アリヤ否ニ付キ訊問ヲ爲シタル上宣誓ヲ爲サシムヘキヤ否ヲ決シ然ル後始メテ同法第三百十二條所定ノ事項ニ付キ訊問ヲ爲スヘキモノトス

第三百十(六條)

『第三百十六條』

○證人訊問調書ニ民事訴訟法第三百十六條ノ命スル所ヲ記載セサルハ違法ナルモ此違法ハ其證人ノ供述ヲ裁判ノ資料ト爲スノ妨ト爲ラサルモノトス

第三百十(七條)

『第三百十七條』

○民事訴訟法第三百十七條ノ所謂證人ノ再訊問トハ同一審ニ於テ再ヒ同一ノ證人ヲ訊問スルノ義ナルカ故ニ同法第三百二十二條ニ依リ該判定ヲ鑑定ニ準用スル場合モ亦同一審ニ於テ再鑑定ヲ命スヘキ時ニ限ルモノトス

第三百十(八條)

○裁判所ハ證人カ相牴觸シタル供述ヲ爲シタル場合ニ於テ其内一ヲ以テ眞實トシ明確ヲ缺ク所ナシト認メタルトキハ再訊問ヲ爲スヲ要セス又單ニ參考ノ爲メ供述ヲ聽キタル證人ノ證言ト雖モ信スルニ足ルモノト思料スルニ於テハ宣誓ノ上供述シタル證人ノ證言ト同一ニ之ヲ採用スルコトヲ得

○證人カ其供述更正ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テ該證人ノ供述ヲ採用セシムニハ其再訊問ヲ爲ササルヘカラス

(同主旨)

宣誓ヲ爲シタル證人カ事實相違ノ供述ヲ爲シタルトキ裁判官渡前ニ在リテハ之ヲ更正シテ偽

四 五二〇

三三二 九一

三六 三九一

三元 三三二

四四 四三一

七 六九

三四 二七

三元 二九〇

三三 九八

三九 三七



證ノ罰ヲ免ルルコトヲ得故ニ證人ヨリ其供述ノ更正ヲ申立テタル上ハ裁判所ハ民事訴訟法第三百十七條ニ從ヒ更ニ再訊問ヲ爲スニ非サレハ其供述ヲ採テ裁判ノ材料ニ供スルコトヲ得ス

○證人カ後日其供述ヲ補充シ又ハ更正セントスルニハ民事訴訟法第三百十七條ニ從ヒ證人ヨリ再訊問ヲ申請スヘキ途アルノミニシテ當事者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得ヘキ規定ナシ

○證人カ其供述ニ對シテ何等補充更正ヲ爲ササルトキハ其供述ハ錯誤ナキモノト認ムルヲ當然トス

(第三百十九條)

○受命判事若クハ受託判事ノ爲シタル裁判ノ變更ヲ求ムルニハ先ツ受託裁判所ノ裁判ヲ求メサルヘカラス

(第三百二十一條)

○裁判所ノ呼出狀ニ基キ出頭シタル證人ハ其證據決定ノ取消アリタルニ拘ハラズ出頭ノ日當及ヒ費用ヲ請求シ得ヘク裁判所ハ之ヲ支給シ訴訟費用トシテ敗訴者ニ負擔セシムルコトヲ得ルモノトス

(第七節)

第七節 鑑定

○印影ノ眞否ニ付キ爭アリテ之ヲ鑑定セシムル場合ニ際リ其基本ト爲スヘキ印鑑ニ付キ爭アルヲ措キ其印鑑ニ基キタルハ適法ノモノニ非ス從

テ此鑑定書ヲ裁判ノ材料ニ供シタルハ不法タルヲ免レス

○裁判所ハ鑑定人ノ說ニ從フノ義務ナキコト言フ故タス例之檢眞ノ上印影ノ同一ナルコトヲ認メタルトキハ即チ同村ニ同一ノ印願ヲ所持スル

モノ兩三名アリトノ事ヲ證明セラレタル場合ノ如キハ確然某ノ印影アリトノ心證ヲ得ルコト能ハサルヲ以テ鑑定ヲ採ラサルモ不當ニ非ス

○意見書ナルモノハ鑑定書ノ如ク熟事者ニ於テ宣誓ノ上調査シタル結果ヲ書面ニ調製シタルモノト異ナリ單ニ自己ノ所見ヲ書面ニ表ハシタル

ニ過キササルヲ以テ裁判上證據物件トシテ見ルヲ得ス故ニ之ヲ鑑定書トシテ裁判ノ資料ニ供シタルハ不法ナリトス

(聯)

○當事者ノ一方カ指名シタル鑑定人ニ對シ相手方ニ於テ異議ヲ述ヘサルトキハ裁判所ハ其鑑定人ヲシテ鑑定ヲ爲サシムルモ不法ニ非ス

○鑑定ハ檢眞ノ一方法ナルモ鑑定アリタルヲ以テ檢眞アリタルモノト爲スヲ得ス

○鑑定ハ當事者ノ申立有無ニ拘ハラズ裁判官ノ心證補助ニ止マルモノナレハ之ヲ排斥スルニ付キ特ニ理由ヲ付スルノ要ナシ

○相手方ノ否認スル印章ハ直ニ採テ鑑定人對照物ト爲スヘカラスト雖モ裁判所カ其印章ヲ眞正ナリト判斷シテ之ヲ鑑定ノ材料ニ採用スルハ違

三〇九

四〇九

四一七

四二二

三三八

三三〇

一〇四七

二七

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六

二六



法ニ非ス

○鑑定ノ結果カ契約ニ何等ノ影響ヲ及ボスヘキモノナラサルトキハ其申請ヲ却下スルモ違法ニ非ス

○鑑定ノ結果ハ必スシモ之カ理由ヲ付セサルヘカラサルモノニ非サレハ理由ヲ示ササル鑑定ト雖モ事實認定ノ資料ニ供スルコトヲ妨ケサルモノトス

○鑑定ハ裁判所ノ考覈ヲ補助スルノ資料ニ過キサレハ裁判所ニ於テ之ヲ必要ナラスト認ムルトキハ唯一ノ證據方法ナルト否トヲ問ハズ其申請ヲ却下スルコトヲ得ルモノトス

(同主旨)

鑑定ハ裁判官ノ知識ヲ補助スルノ要具ニ過キサレハ之ヲ要スルト否トハ一ニ裁判官ノ心證判斷ニ屬ス

鑑定ハ裁判所ノ考覈ヲ補助スルニ過キス故ニ裁判所ハ係争事項ノ眞偽ヲ自ラ判斷シ得ヘシト認ムルトキハ鑑定ノ申請ヲ採用セサルヘカラサルノ義務ナシ

鑑定ハ専ラ判事ノ心證ヲ補助スルノ具タルニ過キサルヲ以テ當事者ノ申立アリト雖モ裁判所ハ必スシモ之ヲ命スルコトヲ要セス

鑑定ハ裁判官ノ考覈ヲ助グルニ過キスシテ他ノ證據方法ト異ナル故ニ裁判官自ラ其係争事項ニ付キ判斷ヲ爲シ得ヘキモノト爲シ鑑定ヲ必要ト認メサルトキハ申請ニ係ル鑑定方法ヲ却下スルモ不法ニ非ス

下スルモ不法ニ非ス

裁判所カ印判鑑定人ノ知識ヲ假ラシテ自ラ印章ノ異同ヲ判定シ得ヘキ場合ニハ敢テ印判鑑定人ノ鑑定ヲ要スヘキモノニ非ス

裁判官自ラ或事項ヲ判斷スルニ必要ナル知識ヲ具備セリト信スル場合ニ於テハ縱令當事者自ラ鑑定ノ申出アルモ之ニ關セス自己ノ知識ニ依テ判斷ヲ爲シ得ヘキモノトス

鑑定ハ裁判所ノ考覈ヲ補助スルモノタルニ過キサレハ縱令當事者ノ申出アルモ裁判所カ必要ト認メサルトキハ之ヲ採用セサルコトヲ得ルモノトス

鑑定ハ裁判ヲ爲スニ必要ナル智識ヲ補足スル爲メノモノナレハ裁判官ニ於テ其智識ヲ備フルトキハ當事者ノ申請アルモ鑑定ヲ爲サシムルノ要ナシ故ニ其申請ヲ許容セザリシトテ之ヲ不法ト謂フヘカラス

第三百二十四條

○鑑定ニ關スル證據決定ニ於テ鑑定人ノ員數ヲ指名セサルトキハ一旦三名ノ鑑定人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後特ニ其員數ヲ減スヘキ決定ヲ爲スコトナク期日ニ出廷セル二名ノミニ鑑定ヲ命シテ判決ヲ爲スモ違法ニ非ス

第三百三十一條

民事訴訟法 第一審ノ訴訟手續 地方裁判所ノ訴訟手續 鑑定 一五五九

三三	三	三五	三
三四	二	二二八	六五
三五	四		
三六	五	九〇四	
三七	七	一一五	
三八	二		
三九	三	二四	
四〇	一	四七	

三二	一	七	
三三	六	四二	
三四	二	二四一	
三五	三	一〇七	
三六	三	九〇七	
三七	三	一〇七六	
三八	三	二八六	



第三十三條

○裁判所カ鑑定人ノ選定ヲ受託判事ニ委任スルコトヲ得ルハ民事訴訟法第三十三條ノ規定ニシテ之ヲ委任スルコトヲ證據決定ニ掲クルニ非サレハ委任スルヲ得サルノ規定ナシ

第三十三條

○鑑定ノ事項カ事物其物ノ表明ニ係ルトキハ民事訴訟法第三十三條

第三十三條

ニ所謂人證ニ付テノ規定ヲ適用スヘキモノニ非ス

第三十三條

○過去ニ屬スル商品ノ市價カ幾何ナリシヤヲ鑑別セシムル場合ニハ鑑定

第三十三條

ニ關スル規定ヲ適用スヘキモノニ非スシテ民事訴訟法第三十三條

第三十三條

ニ依リ人證ニ付テノ規定ヲ適用スヘキモノトス

第三十三條

○係争時日ニ於テ或慣習ノ存在シタルヤ否ヤハ民事訴訟法第三十三條

第三十三條

條ニ所謂過去ノ事實ニ該當スルカ故ニ此等ノ事實ニ實驗アル者ノ訊問

第三十三條

ニ因リ之ヲ證明スル場合ハ同條ニ依リ人證ニ關スル規定ヲ適用スヘキ

第三十三條

モノトス

第三十三條

○他人ヲ喚問シテ某地方ノ辯護士カ訴訟上金庫ニ供託ヲ爲ス場合ニ於ケ

第三十三條

ル慣習ノ存否ヲ立證スル場合ニハ民事訴訟法第三十三條ニ依リ人

第三十三條

證ニ付テノ規定ヲ適用スヘキモノトス

(同三)

他人ヲ喚問シテ或慣習ノ有無ヲ立證スルハ所謂鑑定證人ナルモノニシテ民事訴訟法第三十三條ニ依リ人證ニ付テノ規定ヲ適用スヘキモノトス

○民事訴訟法第三十三條ニ依リ人證ニ付テノ規定ヲ適用シテ訊問ス

ヘキ鑑定人ニ對シ單純ナル鑑定人ニ付テノ規定ヲ適用シテ鑑定ヲ命シ

タル場合ト雖モ當事者ニ於テ何等ノ異議ヲ述ヘサルトキハ自ラ責問權

ヲ拋棄シタルモノナレハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

第八節 書證

○村役場ニ於テ爲シタル證明ハ普通ノ公正證書ト同一視スヘキモノニ非

ス

○官吏ノ資格ヲ以テ官廳ノ爲メニ債務ヲ約スルニ際シテハ證券印紙ノ貼

用ヲ要セス官名ヲ用フルノ外官印若クハ廳印ヲ押捺スルヲ常トス乃チ

茲ニ官名ノ肩書アルノミニテ私印ヲ押捺シ證券印紙ヲ貼用シタル證書

アルトキハ之ヲ官廳ノ債務ナリト判定スルヲ得ス仍ホ其債務ヲ縣債ナ

リト主張セントスル者ハ相當長官ノ委任若クハ其他適法ノ方法ニ依テ

之カ立證ヲ爲スノ責任ヲ有スルモノトス

○明治十七年中被上告人ヨリ上告人ニ宛テタル地所賣渡證書ニシテ之ニ

所轄戸長代理筆生ノ奥書アリ且原院ノ口頭辯論書ニモ之ニ付テ當事者

元 一〇五

二六 三 六三

三七 一〇六

三六 三 一〇七

三六 一 二六七

三七 一四九

三元 一〇四

二元 二 四

二元 二 四

二元 二 三〇一







公正證書ハ官吏又ハ公吏カ職權ニ依リ法律ニ定メタル方式ニ從ヒ作成シタルモノナルコトヲ必要トス

○登記官カ抵當權設定ノ登記ヲ爲シ其設定ノ契約證書ニ登記濟ノ旨ヲ記入シタルトキ其記入ノ部分ハ官吏職務上ノ記載ニ係ルヲ以テ之ヲ公正ノ文書トシテ論スルコトヲ得ヘキモ此記入ノ爲メ其他ノ部分マテ公正ノ文書ニ變スルモノニ非ス

(同主旨)

○公正證書ハ官吏若クハ公吏カ職務上調製シタルモノニシテ一私人間ノ調製ニ係ル證書ハ縱令官吏若クハ公吏カ證明ヲ爲スモ之ヲ公正證書ナリト云フヲ得ス

○舊商業會議所條例ニ依レハ商業會議所ハ一人ノ爲メニ商慣習ノ存否ヲ證明スヘキ職責ヲ有セサルヲ以テ其作成シタル書面ハ單ニ一私人ノ證明書ニ過キサルモノトス

○官吏又ハ公吏ハ現ニ自ラ見聞シタル事實ヲ證明スルコトヲ得ルモ自ラ見聞セサル事實ニ付キ證明ヲ與フル職權ヲ有セス又縱令此事實ニ付キ證明ヲ與フルモ其證明ハ公正ノ效力ヲ有スルモノニ非ス  
○豫審調書又ハ司法警察官ノ聽取書ト雖モ民事上書證トシテ證據力ヲ有スルモノトス而シテ其記載事項カ舉證者自身ノ供述ニ係ルト否トニ因

リテ何等ノ區別ナシ

○拒絶者ニ面會スルコト能ハサル場合ニ於テ拒絶證書ニ其理由ヲ記載セサルトキハ該證書ハ無効ナリトスルモノ之ヲ手形ノ呈示アリタルヤ否ヤノ證據トスルニ何等ノ妨ナシ

○自己ノ作成シタル手控帳ハ夫レ自體ニ於テ自己ノ主張事實ヲ證スルノ效力ナシ從テ裁判所カ單純ニ之ヲ作成者ノ利益ノ爲メ證據材料ト爲スハ違法タルヲ免レスト雖モ其記載ヲ眞實ナリト認ムヘキ憑據ヲ有スルニ於テハ作成者ニ有利ナル事實認定ノ資料ニ供スルコトヲ妨ケス

○證書ハ事實ヲ證明スル爲メノ具トシテ作成セラルルモノナレハ其事實ヲ證明スルノ效用ハ何人ノ手ニ存スル場合ト雖モ之ヲ失フモノニ非ス  
○送達吏ノ作成ニ係ル送達證書中受取人ノ記名捺印アル部分ハ受領證書ニ該當スルモノニシテ一ノ私署證書ナリトス

(第三百二十六條)

『第三百二十六條』

○證書中記載ノ事柄ニシテ舉證者ノ利益ト爲ルヘキモノアルトキハ其證書ハ其性質又ハ成立ノ如何ニ拘ハラズ民事訴訟法第三百三十六條第二號ニ該當スル證書ナリトス

○商人カ其取引上相手方ニ交付シタル通帳ハ賣主カ賣渡事實ヲ證スルノ

三元

一四九三

三元

一五五

二元

一五二

二元

一五二

三元

九六七

四

一五五六

二元

一五〇

二元

一二五



具タルト同時ニ買主ノ爲メモ亦買受物品ノ數額品質及ヒ代價等ヲ證スルノ具ナリトス從テ民事訴訟法第三百三十六條第二號ニ所謂證書カ其旨趣ニ因リ舉證者及ヒ相手方ニ共通ナルモノニ該當ス

『第三百二十九條、第三百四十條』

○當事者ノ一方カ相手方ノ手ニ存スル書證提出ノ申立ヲ爲シタ 場ニ於テハ縱令相手方カ之ヲ所持セサル旨ヲ申立ツルモ裁判所カ證書ニ依リ證スヘキ事實ヲ重要ナリト認メ且申立ヲ正當ト爲シタルトキハ相手方本人ヲ訊問シテ其取捨ヲ決セサルヘカラス

(同主旨)

舉證者カ相手方ノ提出義務アル證書ノ提出ヲ申請シ相手方カ此證書ヲ受取リタルコトナシト陳述シタル場合ニ於テ裁判所カ民事訴訟法第三百四十條以下ノ規定ニ依ラス其申請ヲ排斥シタルハ不法ナリ

○當事者ノ一方ヨリ相手方ノ手ニ存スル證書ノ提出ヲ命センコトノ申立アルトキト雖モ裁判所ハ證書ニ依リ證スヘキ事實ノ重要ニシテ且申立ヲ正當ナリト認ムル場合ニ於テ相手方カ證書ノ其手ニ存スルコトヲ明白スルトキ又ハ申立ニ對シテ陳述セサルトキニ非サレハ證書ノ提出ヲ命スヘキ限ニ在ラス

三七	三	五〇
三九	一	五
二九	九	二五
三三	三	七六

○民事訴訟法第三百三十九條第三百四十條ノ規定ハ當事者ノ一方ヨリ書證提出ノ申請ヲ受理シタル裁判所カ其申請ヲ理由アリト思料シタル場合ニ相手方ニ對シテ其提出ヲ命スルノ前提トシ遵守スヘキ手續ナレハ書證提出ノ申請カ理由ナキ場合ニ於テハ直ニ之ヲ却下スルコトヲ得ルモノニシテ右規定ノ手續ヲ履踐スルノ必要ナキモノトス

『第三百四十六條』

○官吏ノ作成シタル報告書ニシテ一件記録ニ添附セラレ現ニ裁判所ニ提出シアルモノニ付テハ民事訴訟法第三百四十六條ニ規定スル證書送付ノ申立ヲ爲スヘキモノニ非ス從テ舉證者ハ唯之ヲ援用スレハ足ルモノトス

『第三百四十九條』

○他事件ノ證人訊問調書ノ寫ヲ證據ト爲シタル場合ニ於テ相手方カ該證書ノ成立ヲ認メタル以上ハ其正本若クハ認證謄本ヲ提出スルコトヲ要セス

『第三百五十條』

○一方カ取消シタル證據ニ付キ相手方カ其取消ヲ承諾セサルトキハ之ヲ證據トシテ採用スルモ不法ニ非ス

三九	二	八六
三七	四	二七六
二六	三	一四



第三百五十一條

第十條

○相手方ノ承諾ヲ得テ拋棄シタル書證ニ基キ事實ヲ確定シタル裁判ハ提出セサルモノヲ提出シタルモノトシテ不當ニ事實ヲ確定シタル違法アルモノトス

『第三百五十一條』

第十條

第三百四十四條

○凡ソ公正證書ナルモノハ之ヲ偽造若クハ變造ナリトシテ其證據力ヲ廢滅セシメントスルニハ先ツ偽造若クハ變造ナリトノ中間判決ヲ經テ其實質ヲ確メサルヘカラス然ラサレハ其證據力ヲ廢滅セシムルヲ得ス

第十條

第三百四十四條

○檢眞ヲ經テ眞實ト決定セシ私署證書ハ完全ナル證據力ヲ有スルヲ故ニ公正證書ト同シク對抗者ハ偽造若クハ變造ヲ申立ヲ爲スニ非サレハ復タ其眞否ヲ争フヲ得ス而シテ第一審ノ檢眞ハ控訴提起ノ爲メニ當然消滅スルモノト論斷スヘカラス

第十六條

第三百四十四條

○私署證書ノ眞否ニ付キ特ニ檢眞ノ手續ヲ爲シ裁判ニ依テ其證書ハ眞正ナリト判定セララルトキハ其私署證書ハ公正證書ト同一ノ證據力ヲ有スルコトハ法文ニ於テ明カナリ則チ其證書ニ對シ偽造若クハ變造ノ主張ニ基キ更ニ眞否確定ノ申立アルマテハ裁判所ハ之ヲ眞正ノ證書トシテ裁判セサルヘカラス

第十六條

第三百四十四條

○一旦檢眞ヲ經タル私署證書ハ否認ヲ以テ其效力ヲ抹殺スルヲ得ス尙ホ

其效力ヲ争ハントスレハ必ス民事訴訟法第三百五十一條ニ由リ偽造ノ申立ヲ爲シ眞否確定ノ裁判ヲ求メサルヘカラス  
○檢眞ヲ經タル證書トハ書類ノ對照其他鑑定ノ結果等ニ因リ裁判所カ自由ナル判斷ヲ以テ眞正ナリト認定シタル證書ヲ指稱ス  
○民事訴訟法第三百五十一條ニ所謂檢眞ヲ經タル私署證書トハ當事者間ノ他ノ訴訟ニ於テ既ニ確定判決ヲ經タルモノ又ハ其檢眞力確定判決ノ理由中ニ包含セラレテ確定シタル場合ニ限ルモノトス

（聯）

（同三三）

檢眞ヲ經タル私署證書ニ對スル眞否確定ノ申立ハ其證書カ他事件ニ於テ檢眞ヲ經其事件ノ既ニ終局シタル場合ニ限り之ヲ爲シ得ヘキモノニシテ同一事件ニ於テ本案裁判前ニ檢眞ノ裁判アルモノニ對シテ直ニ眞否確定ノ申立ヲ爲スコトヲ得サルモノトス  
檢眞ヲ經タル私署證書トハ當事者間ノ他ノ訴訟ニ於テ既ニ確定判決ヲ經タルモノ又ハ其檢眞力確定判決ノ理由中ニ包含セラレテ確定シタル場合ニ限ルモノトス  
民事訴訟法第三百五十一條ニ所謂檢眞ヲ經タル私署證書トハ既ニ完結シタル訴訟ニ於テ特ニ檢眞ノ裁判ヲ爲シ又ハ其判決ノ理由中ニ包含シテ檢眞裁判ヲ經タルモノヲ謂フ現訴訟ノ繫屬中檢眞ノ裁判ヲ經タルモノハ右ノ私署證書ニ該當セス  
民事訴訟法第三百五十一條ニ基キ私署證書ノ眞否確定ノ申立ヲ爲スニハ其證書カ他事件ニ於テ檢眞裁判ヲ經其事件カ既ニ終局シタル場合ニ限ル故ニ檢眞ニ付キ中間判決アリタレハトテ之ニ對シ直ニ眞否確定ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

三〇	三〇	二九	三三	三三	二九	二九	二六
六	五	六	二	一	四	三	
一三	六	七	六	六	九	一六	五二

二六	二七	二六	二六	二六	二六	二六	二六
三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九







如何ヲ問ハスシテ直ニ排斥スルハ違法ノ裁判ナリ

私署證書ノ眞否ニ付キ争アルトキハ舉證者ノ申立ニ因リ檢眞ヲ爲スコトヲ得ルハ法律ノ命スル所ナレトモ此申立ヲ爲ササルニ於テハ絕對ニ證據力ヲ有セストノ法規ナシ則チ舉證者ハ此申立ヲ爲ササルモ總テノ證據方法ニ依リ之ヲ證據立ツルヲ得

民事訴訟法第三百五十二條ハ私署證書ノ眞否ニ付キ争アルトキハ舉證者ハ檢眞ノ申立ヲ爲シ得ヘキ規定ニシテ之ヲ爲ササルニ於テハ如何ナル方法ヲ盡スモ證據力ヲ有セストノ法意ニ非ス

私署證書ノ眞否ニ付キ檢眞以外ノ立證方法ヲ許スヘカラサルモノトシテ舉證ヲ排斥シタルハ不法ナリトス

私署證書ノ眞否ニ付キ争アルトキハ必スシモ檢眞手續ニ依リ其眞否ヲ判定セサルヘカラサルモノニ非ス

民事訴訟法第三百五十二條ハ檢眞ヲ以テ私署證書ノ眞否ヲ定ムル唯一ノ立證方法ト爲シ他ノ方法ヲ許容セサル法意ニ非ス

私署證書ノ眞否ニ付キ争アル場合ニ於テ裁判所ハ檢眞ノ手續ニ依ラス他ノ方法ニ依リ其眞否ノ判斷ヲ爲スコトヲ得

私署證書ノ眞否ニ付キ争アルトキハ必スシモ檢眞ノ方法ニノミ依リ其眞否ヲ判定セサルヲ得サルモノニ非ス

私署證書ノ眞否ハ必スシモ檢眞ノ方法ニ由ルニ非サレハ立證シ得サルモノニ非ス故ニ裁判所ハ檢眞ノ申立ナキニ拘ハラス他ノ立證方法ニ依リ其證書中ノ或文詞ヲ正確ナリト認メ採用シタルハ不法ニ非ス

二五	一	二七	二六	二六	二六	二九	二九
一一	三	三	三	一	一	二	二
一一七	九九	九九	九九	八四	八四	五三	二七
三〇							三六

(反對)

相手方ニ於テ私署證書ヲ認メサル場合ニハ必ス民事訴訟法ノ所謂檢眞ノ申立ヲ爲ササルヘカラス唯對照スヘキ書類ヲ提出シテ本證書ノ眞正ナルコトヲ陳辯スルヲ以テ檢眞ノ申立ヲ爲シタルモノトハ云フヘカラス

相手方ニ於テ證書ヲ認メサルニ舉證者ニ於テ檢眞ノ申立ヲ爲ササル以上ハ法律上其證書ハ證據ノ效力ヲキモノトス

○證書ノ成立ヲ認メ單ニ其期限ノ文字ニ變更アリトシテ争フ場合ニ於テハ檢眞ノ手續ニ由ルヲ要セス

○檢眞ニ關スル中間判決ニ對シテハ本案ト共ニ上級審ノ判斷ヲ受クルヲ得ヘシ

(同主旨)

第一審裁判所カ爲シタル檢眞ニ服セサルトキハ控訴ト共ニ第二審ニ於テ判斷ヲ受クヘキモノニシテ更ニ檢眞ノ申立ヲ爲スハ違法ニ非ス

檢眞ニ關スル中間判決ハ直ニ確定スヘキモノニ非ス故ニ之ニ對シテ不服ナルトキハ終局判決ノ控訴ト共ニ控訴審ノ判斷ヲ受クルヲ得ヘキモノトス

本案ノ判決以前ニ爲シタル檢眞ノ裁判ニ服セサルトキハ本案ノ判決ニ對スル上訴ト共ニスルニ非サレハ獨立シテ之カ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第一審ノ檢眞ノ裁判ニ對シ不服アルトキハ本案ノ控訴ト共ニ不服ヲ申立テ其判斷ヲ受クヘキモノトス

二五	一	二五	二九	二九	二九	三〇	三〇
一一	一	三	三	四	三	三	五
五八	五八	九二	八八	八八	五〇	四	七二
二四							



○檢眞裁判ハ普通ノ中間判決ト同一ニシテ一旦其裁判ニ對シ不服ノ申立アリタルトキハ第二審裁判所ニ對シ羈束力ヲ有スヘキモノニ非ス

○私署證書ノ檢眞裁判ハ本案ノ裁判前ニ之ヲ爲ササルヘカラサル規定ナキヲ以テ本案ノ裁判ト同時ニ之ヲ爲スモ違法ニ非ス

(同主旨)

檢眞ノ裁判ハ本案ノ判決ト同時ニ爲スコトヲ得

檢眞ノ裁判ハ本案ノ判決ト共ニ之ヲ爲シ得ヘク必スシモ本案ノ判決以前ニ於テ爲スヲ要セス

檢眞ノ裁判ハ本案ノ判決前ニ於テ之ヲ爲スト其判決ト共ニ之ヲ爲ストハ裁判所ノ自由ニ屬ス

檢眞裁判ハ中間判決ニ依リ又ハ本案裁判ト同時ニ之ヲ爲スコトヲ得

(反對)

證書檢眞ノ裁判ハ終局判決前ニ之ヲ爲ササルヘカラス故ニ終局判決中ニ檢眞裁判ヲ爲シタル判決ハ不法ナリ

○本案ノ裁判ト同時ニ檢眞ノ裁判ヲ爲ストキハ特ニ其主文ヲ掲クルヲ要セス本案ノ裁判ノ理由中ニ檢眞裁判ヲ爲シタル所以ノ理由ヲ説明スレハ足レリ

○檢眞ハ私署證書ノ眞否ニ付キ争アル場合ニ於テ記名者ノ印章若クハ手跡等ヲ對照シ以テ其眞否ヲ判斷スルニ止マリ眞否ノ争ニ關セサル契約ノ成否ヲ裁判スルモノニ非ス

三〇	三五	三九	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
二五	四	六	二	三	六	二	二	二
七二		四〇		四	一			
		二九		一〇	四			
		二九		一三				
		二九		一三				
		二九		一三				
		二九		一三				
		二九		一三				
		二九		一三				

○當事者ノ署名ニ係ラサル證書中ノ署名文字ト他ノ文字トヲ對照比較シテ其異同ヲ判定シ以テ其證書ノ效力ヲ判斷スルカ如キハ一ノ證據調ニシテ證書ノ檢眞ニ非ス

○檢眞ノ申立ハ私署證書ノ眞否ニ付キ争アル場合ニ於テ其私署證書ニ依リテ證明セント欲スル者ニ限り之ヲ爲シ得ヘキモノニシテ其相手方カ之ヲ申立ツルハ不合法ナリ

(同主旨)

舉證者ニ於テ檢眞ノ申立ヲ爲ササルハ對照ノ書類ヲ提出セシトテ裁判所ハ進テ檢眞スヘキモノニ非ス

私署證書ノ舉證者ノ申立ナキニ檢眞ヲ爲スハ違法ナリ

○民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ舉證者ノ申立ニ因リ私署證書ノ檢眞ヲ爲スハ當事者ノ一方カ之ヲ其相手方ヨリ出テタル私署證書ナリトシテ提出シタル場合ニ限ルモノトス

(同主旨)

民事訴訟法第三百五十二條「裁判所ハ舉證者ノ申立ニ因リ檢眞ヲ爲スコトヲ得」トハ訴訟當事者ノ筆跡等ニ付キ争アル場合ニ於テ其私署證書ノ眞否ヲ裁判スルノ義ニ外ナラス「當事者以外ノ者ヲシテ對照ノ文字ヲ筆記セシムルコトハ民事訴訟法ノ規定ナキ事柄ナルニ依リ云云」ト説明シタルハ相當ナリ

檢眞ノ申立ハ當事者一方カ相手方ヨリ受領シタリトシテ提出スル私署證書ニ付キ相手方カ其

三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一
四	四	四	四	四	四	四	四	四
八		二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇















第三百六十三條

○民事訴訟法第三百六十三條後段ノ規定ハ裁判所カ當事者本人ヲ訊問スヘキ場合ニ於テ本人カ出頭セサル爲メ之ヲ訊問スルコト能ハサルトキニ適用スヘキモノニシテ本人ヲ訊問セサル場合ニハ之ヲ適用スヘキモノニ非ス

第三百六十六條

○民事訴訟法第三百六十六條後段ノ規定ハ裁判所カ當事者本人ヲ訊問スヘキ場合ニ於テ本人カ出頭セサル爲メ之ヲ訊問スルコト能ハサルトキニ適用スヘキモノニシテ本人ヲ訊問セサル場合ニハ之ヲ適用スヘキモノニ非ス

第二章 區裁判所ノ訴訟手續

第一節 通常ノ訴訟手續

第三百七十三條

○區裁判所ノ訴訟手續ニ於テハ反訴ハ判決ニ接著スル口頭辯論ノ終結ニ至ル迄何時ニテモ之ヲ提起スルコトヲ得ルモノトス

第三百八十一條

○民事訴訟法施行條例第七條ハ民事訴訟法實施前ニ受理シタル勸解ハ同法第三百八十一條ニ從ヒ和解ノ手續ヲ以テ完結スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ勸解トシテ受理シタル訴訟ノ實體ヲ變換シ和解ト爲スル精神ニ非ス

第三百八十二條

○裁判所ニ申請スル和解ハ必スシモ當事者雙方ノ讓歩示談ヲ目的トスルヲ要件ト爲スヘキ限ニ在ラス故ニ其申請ノ催告ノ效アリヤ否ヲ認ムルハ事實承審官ノ職權ニ屬ス

第二節 督促手續

○會社ノ代表權ナキモノニ對シ會社ニ係ル支拂命令及ヒ執行命令ヲ發シ其代表權ナキモノニ對シ裁判確定スルモ之ニ干與セサル會社カ之ヲ認メサル以上ハ其效力ニ羈束セラルルコトナシ

○支拂命令ノ原因タル債權ニ代ルヘキ示談契約ノ取結ハレタル以上ハ該命令ニ因ル權利拘束ノ效力ハ實質ニ於テ存續スヘキモノニ非ス

○裁判所カ債權者ノ申請ニ依リテ支拂命令ヲ發シ而シテ該命令カ債務者ニ送達セラレタルトキハ其申請ノ日ニ遡リテ出訴期間ヲ中斷スルモノトス

三六	三三	三四	三五	三六	三六
九	一	八	五	六	一
六	四	一〇	一四	四	一四

七

七

六八

一八〇



○支拂命令ノ效力ト之ヨリ生シタル權利拘束ノ效力ト兩ナカラ消滅セル場合ト雖モ裁判所ハ債權者ノ申請ニ因リ同一ノ請求ニ付キ再ヒ支拂命令ヲ發スルコトヲ得而シテ其新命令モ亦法令ニ定メタル效力ヲ有スルモノトス

(第三百八十三條)

『第三百八十三條』

○同一ノ手形ヨリ生シタル手形債務ヲ負荷セル者二人以上アル場合ニ於テ其債權者カ各手形債務者ニ對シテ支拂命令ヲ發セラレンコトヲ申請セントスルトキハ民事訴訟法第四百九十五條第二項ニ準據シ債務者中ノ一人カ普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁判所ニ其申請ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

○支拂命令ヲ發シタル區裁判所ニ土地ノ管轄違アル場合ト雖モ適法ナル債務者ノ異議申立アルトキハ督促手續ハ之ニ依リ終了スルモノナレハ其後ノ通常訴訟ノ管轄ニ付テハ民事訴訟法第三百八十三條第二項ノ適用ヲ受クヘキモノニ非スシテ同法第三十條第二十九條ノ適用アルモノトス

(第三百八十七條)

『第三百八十七條』

○支拂命令送達ノ際ニ定マリタル管轄ハ其後住所ノ變更アルモ受訴裁判

所ノ管轄ヲ變換セサルモノトス

(第三百九十一條)

『第三百九十一條』

○支拂命令ノ申請ハ裁判所カ其命令ヲ發シ之ヲ債務者ニ送達シタルトキハ其申請ノ日ニ遡リテ出訴期限中斷ノ效力ヲ生スルモ債務者カ異議ノ申立ヲ爲シ債權者ヨリ提起スヘキ訴カ地方裁判所ノ管轄ニ屬スヘキ場合ニ於テハ其異議ノ通知書送達ヨリ一个月内ニ起訴ナキトキハ支拂命令ノ申請ハ出訴期限中斷ノ效力ヲ喪フモノトス

(反對)

債權者カ督促手續ニ依リ明カニ自己ノ權利ヲ行使スルノ意思ヲ表示シ其目的ヲ達スルカ爲メ支拂命令ヲ申請スルハ法律ノ許セル手續即チ事實ナリ債務者カ此手續即チ事實ニ對シ相當ノ時間ニ異議ヲ申立テタルカ爲メ支拂命令ノ效力ヲ失ヒ又ハ債權者カ異議申立ノ通知書送達ヨリ一个月内ヲ經過スルモ管轄裁判所ニ訴ヲ起ササルカ爲メ權利拘束ノ效ヲ失フトキト雖モ此手續即チ事實ハ決シテ消滅スルモノニ非ス其事實消滅セサル以上ハ隨テ期限中斷ノ效アルモノトセサルヲ得ス

(第三百九十三條)

『第三百九十三條』

民事訴訟法 第一審ノ訴訟手續 區裁判所ノ訴訟手續 督促手續 一五八五

三三 三 一六

三七 三 九七四

三三 一 二二

二七 一 二〇二

三七 一 九七

三三 三 三九七

四 一 九三四



十三條  
第三百九十四條

○支拂命令ニ掲ケタル異議申立期間經過後債權者カ速ニ執行命令ノ申請ヲ爲ササルトキト雖モ之カ爲メ支拂命令ハ權利拘束ノ效力ヲ失フモノニ非ス從テ時效中斷ノ事由ハ尙ホ依然トシテ存續シ未タ終了セサルモノトス

○支拂命令ニ掲ケタル異議申立期間ノ經過後ニ於テ債務者カ異議申立ヲ爲ササルトキハ債權者ノ申請ニ因リ假執行ノ宣言ヲ付スルコトヲ得ルニ止マリ又假執行ノ宣言ヲ爲ス執行命令ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ルモノナレハ支拂命令ニ掲ケタル異議申立期間ノ經過ニ因リ其裁判ノ效力確定シタルモノト謂フヲ得ス

第三百九十四條

○督促手續ニ於ケル支拂命令ニ付シタル執行命令ハ民事訴訟法第三百九十四條ニ依リ故障ヲ申立テサルトキハ確定ス

○確定シタル執行命令ニ對シテハ再審ヲ求ムルノ訴ヲ爲スノ外不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

十一條  
第三百九十四條

○民事訴訟法第三百九十四條ノ末段ハ債權者カ故障ヲ許ス判決確定ノ日ヨリ一个月ノ期間内ニ管轄裁判所ニ訴ヲ起ササルトキハ權利拘束ノ效力ヲ失フコトヲ定メタル迄ニシテ故障ヲ許ス判決ノ確定後ニ非サレハ

第三編 上訴

○訴ヲ起スコトヲ許ササル法意ニ非ス  
○債務者カ訴訟能力者ト爲リタル後係爭執行命令ニ基ク債權者ノ執行ニ際シ該執行命令ノ送達ニ付キ何等異議ヲ主張スルコトナク任意ニ若干ノ金員ヲ執達吏ニ辨濟シタル事實アル以上ハ縱令該命令カ當時債務者自身ニ送達セラレ其法定代理人タル後見人ニ送達ナカリシ爲メ債務者ニ效力ヲ生セザリシトスルモ債務者ハ右事實ニ依リ該送達ノ無効ヲ理由トシテ執行命令ニ對シ異議ヲ主張スル權利ヲ拋棄シ之ヲ喪失シタルモノナルヲ以テ執行命令ニ對スル故障ノ申立ハ之ヲ許ササルモノトス

○一分判決ニ對シ上訴シタル場合ニハ其一分判決ヲ以テ裁判シタル請求ニ關スル訴訟ノ一分ノミ上訴審ニ繫屬ス

民事訴訟法 上訴

四	九三三
七	一四四四
七	一六四一
七	三六〇
二六	一一七
三〇	一七
二六	二四
二五	二四

六	一六九四
六	一六九四
六	一六九四
三	五一
三	五一
三	五一
三	五一







- 公正證書又ハ檢眞ヲ經タル私署證書ニ對シ眞否確定ノ申立アルトキハ中間判決ヲ以テ其眞否ヲ確定スヘキモノナリ然レトモ私署證書ノ眞否ヲ確定シタル中間判決及ヒ本案ノ終局判決ニ對スル控訴ニ付テハ一箇ノ終局判決ヲ以テ同時ニ裁判ヲ爲スハ相當ナリ
- 請求ノ原因ヲ正當ナリトスル確定判決ノ存スル場合ニ於テハ裁判所ハ之ニ羈束セラレ數額ニ關スル辯論ニ依リ其原因ノ正否ニ付キ調査及ヒ裁判ヲ爲スコトヲ得ス故ニ數額ノ判決ニ對スル控訴ニ於テ原因ニ關スル確定判決ノ效力ヲ顧ミス之ニ反スル判決ヲ爲シタルハ不法ナリ
- 第二審裁判所カ第一審裁判所ノ訴訟手續違背ノ訊問ニ因ル證人ノ證言ヲ採用シ判斷ノ材料ト爲シタルハ不法ナリ
- 控訴院ノ與ヘタル新關席判決ニ對シ不服ナルトキハ上告ヲ爲スハ格別故障ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 區裁判所カ職權調査ノ上適法ノ申請ト認メ支拂命令及ヒ執行命令ヲ發付スルモ之ニ干與セサリシ者等ノ抗辯ニ因リ其命令ノ不適法ナルコトヲ顯ハルルトキハ控訴院ニ於テ無効ナリト判定スルニ妨ナシ
- 控訴審ニ訴訟ノ繫屬中答辯書提出以前被控訴人死亡シタル場合ニ於テ

三〇	二	四
三〇	八	七
三〇	二	七
三〇	二	七
三〇	二	七
三〇	二	七
三〇	二	七
三〇	二	七
三〇	二	七
三〇	二	七

- 死者ノ名義ヲ掲ケタル答辯書ト其訴訟代理ノ委任狀トニ因リ辯論ヲ進行シ裁判ヲ爲シタルハ違法ナリ
- 第一審ニ於ケル請求ノ一定ノ申立ハ控訴審ニ於テ之ヲ變更セサル限ハ控訴ノ一定ノ申立ニ包含スルテ一般トス
- 控訴院ハ權利行使ノ留保ヲ掲ケサル判決ニ對スル控訴事件ヲ裁判スルニ當リ自ラ留保ノ判決ヲ爲スコトヲ得ルモノトス
- 如上控訴院ノ判決ニ留保ヲ掲ケタルトキ其事件ノ第二審ニ繫屬スルコトハ自然ノ結果ナリ
- 特別授權ニ欠缺アル町村長カ第一審ニ於テ敗訴ノ判決ヲ受ケ其判決ニ對シ控訴シタルトキハ其控訴ハ適法ナリ
- 控訴審ハ訴訟ノ手續ヲ更新シ新ナル裁判ヲ爲スモノナルカ故ニ訴訟當事者ハ更ニ事實上ノ主張ヲ爲シ且其證據方法ヲ開示セサルヘカラス
- 第二審裁判所ハ控訴人カ第一審判決ニ對シ不服ヲ主張スル限度ノ範圍内ニ於テ該判決ノ當否ヲ判斷シ之カ説明ヲ與フルヲ以テ足レリトス
- 如上ノ場合ニ於テハ縱令共有財産ノ種目數箇ニ分レ數額ニ多寡アルモ

三三	九	四
三三	〇	五七
三四	〇	一
三四	〇	一
三四	〇	一
三四	〇	一
三四	〇	一
三四	〇	一
三四	〇	一
三四	〇	一



- 其確認ノ訴ハ一箇ノ請求ニ外ナラサレハ被告ニシテ原告等ノ請求中第一審判決ノ認容セル部分ニ對シ控訴ヲ申立テ其廢棄ヲ求ムル以上ハ被告ノ争フ所ハ或種目ノ一部ニ止マルトキト雖モ其他ノ部分ニ關スル請求ニ付テモ亦移審セラレタルモノトス(第一編四二二年二六四頁參照)
- 差戻後ニ於ケル控訴判決ノ基本タル口頭辯論期日ニ當事者ヨリ委任ヲ受ケタル訴訟代理人出頭シテ辯論ヲ爲シタルトキハ縱令差戻前ノ控訴及ヒ上告判決ニ代理ノ欠缺アリタレハトテ原判決ヲ破毀スル理由ト爲スニ足ラス
- 控訴判決ヲ爲スニ當リ其主文ニ一審判決ニ掲クル訴訟目的物ノ記載ヲ援用シテ更ニ詳記セサルハ違法ニ非ス
- 控訴裁判所カ判決ノ事實摘示中ニ當事者ノ提出セサル證據ヲ提出シタルモノノ如ク記載シタルハ不當ナレトモ該證據ヲ採テ判斷ノ資料ト爲サザリシ以上ハ判決ニ影響ナケレハ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス
- 原告ノ申立ニ因リ假執行ノ宣言ヲ付シタル判決ニ對シ被告ヨリ控訴アリ控訴審ニ於テ控訴人ニ敗訴ヲ言渡スヘキトキハ縱令更ニ假執行宣言ノ申立ナシト雖モ仍ホ其裁判ヲ爲スヘキモノトス
- 第一審ニ於ケル從參加ハ第二審ニ於テモ當然其效力ヲ存續スヘキモノトス

二六	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

ナレハ第一審ノ從參加人ニ對シテハ第二審裁判所ハ總テノ口頭辯論期日ニ之カ呼出ノ手續ヲ爲スヘキモノトス

- 第二審裁判所ハ第一審判決ノ言渡アリタルコトカ其口頭辯論調書記載ナシトスルモ當事者カ此點ニ付キ不服ヲ申立テサル以上ハ職權ヲ以テ其言渡アリタルヤ否ヤヲ調査スヘキ職責ヲ有スルモノニ非ス

同審

第一審判決言渡ノコトカ其口頭辯論調書中記載ナキモ第二審ニ於テ之ヲ申立テサル上ハ第二審裁判所ハ職權ヲ以テ第一審判決ノ言渡アリタルヤ否ヤヲ取調フヘキ職責ヲ負フモノニ非ス

- 法人ノ代表者數人アリ各自單獨ニテ法人ヲ代表スル權限ヲ有スル場合ニ於テハ甲代表者法人ヲ代表シテ第一審ノ訴訟行為ヲ爲シタルトスルモ乙代表者ハ法人ヲ代表シテ控訴ヲ爲シ得ルモノトス
- 第一審ニ於テ認諾判決ヲ爲シタル場合ト雖モ當事者ハ適法ナル控訴ノ提起ニ因リ控訴審ニ於テモ認諾ノ錯誤ニ出テタルコトヲ主張シ其效力ヲ争フコトヲ得ルモノトス
- 請求ノ原因及ヒ數額ニ付キ争ヲ生シ第一審裁判所カ先ヾ其原因及ヒ部分ト之ヲ排斥スヘキ部分トアリテ被告カ之ニ對シテ控訴ヲ爲シタル

二六	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----



トキハ原告ノ請求カ排斥セラルヘキ部分ニ付テハ附帶控訴ヲ爲スニ非  
 サレハ其儘原告ノ不利益ニ確定スルモノトス  
 ○被告カ第一審裁判所ニ於テ檢索ノ抗辯ヲ提出シタリトスルモ控訴裁判  
 所ニ於テ之ヲ提出セサル以上同裁判所ハ進テ之カ判斷ヲ爲スヘキモノ  
 ニ非ス

○被上告人カ控訴審ニ於テ第一審ノ證人ノ供述ヲ援用シタルニ拘ハラヌ  
 上告人カ其證人訊問手續ノ不法又ハ第一審裁判所カ上告人ノ異議ヲ容  
 レサリシコトノ失當ナル旨ヲ主張シタル事跡ナキ以上ハ上告人ハ責問  
 權ヲ拋棄シタルモノト認メ得ヘキモノトス

○第一審ニ於テ自己ノ申立通りノ判決ヲ受ケタル者カ第二審ニ於テ申立  
 ヲ訂正スルニハ相手方ノ控訴シタル場合ニ於テ申立ノ訂正ヲ爲スヘク  
 自ラ控訴又ハ附帶控訴ヲ爲スヘキモノニ非ス

(同主旨)

控訴又ハ附帶控訴ハ原告若クハ被告カ自己ニ不利益ナル第一審判決ニ對シ不服ヲ申立ツル方  
 法ナルヲ以テ第一審ニ於テ自己ノ申立ノ如キ判決ヲ受ケタル原告カ第二審ニ於テ申立ヲ訂正  
 センニハ相手方ノ控訴ニ依リ單ニ訂正ノ申立ヲ爲スヘクシテ自ラ控訴又ハ附帶控訴ノ方法ヲ  
 採ルヘキモノニ非ス

五	二九六
四	三〇二
五	七〇九
四	一六五
六	一六一
七	一三〇七
四	一三〇七
元	七六〇

第三百九十六條

第三百九十七條

○第一審ノ裁判ニシテ其性質上決定ニ非スシテ判決ニ屬スヘキモノハ縱  
 令口頭辯論ナル訴訟手續ヲ經スシテ之ヲ爲シタルトキト雖モ之ニ對シ  
 テ控訴ヲ爲スコトヲ得

○控訴ハ第一審ニ於ケル終局判決ニ對シ爲スヘキモノニテ決定命令ニ對  
 シ爲スヘキモノニ非ス

○判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限り確定力ヲ有スルモノナルヲ以テ第  
 一審判決主文ニ何等ノ宣明ナキ請求ニ付テハ縱令理由中ニ之ヲ棄却ス  
 ヘキ旨ノ説明アルモ未タ判決ナキモノト爲ササルヘカラス從テ之ニ對  
 シテ爲シタル控訴ハ許スヘカラサルモノトス

○第一審ノ判決主文ニ於テ原告請求ノ一部ニ付キ被告ニ辨濟ヲ命シタル場合ニハ爾餘ノ部分ハ  
 該主文ニ包含セラレサルヲ以テ縱令理由中ニ説明スル所アリト雖モ未タ何等ノ終局判決ナキ  
 モノトス從テ其部分ニ對スル控訴ハ不適法ナリ(同一判例三七年一〇一六頁)

第三百九十七條

○防禦方法中ノ一抗辯ニ對シ爲シタル中間判決ニ付テハ獨立シテ控訴ヲ  
 提起スヘキモノニ非ス隨テ終局判決ニ對シ控訴アリタルトキハ該中間

二四	一三二
二五	九七
二	六四七
四	九八九
二	三



判決ニ對シ特ニ附帶控訴ヲ提起スヘキモノニ非ス

(同主旨)

證據ニ關スル中間判決ハ獨立ノモノニ非ス本案判決ニ對シ控訴アル以上ハ中間判決モ亦控訴セラレタルモノトス

○控訴又ハ附帶控訴ハ終局判決若クハ終局判決ト看做スヘキモノニ對シ爲スコトヲ得中間判決ニ對シ不服アルトキハ本案ノ判決ニ對スル上訴ト共ニ之ヲ申立テ判斷ヲ受クヘキモノトス

○訴訟ノ受繼ヲ許ス裁判ハ中間判決ニシテ終局判決ニ非ス故ニ之ニ對シ不服アルトキハ本案ノ裁判ト共ニ上訴ヲ爲シ得ヘキモノトス

○民事訴訟法第二百二十七條ニ於ケル一箇ノ獨立ナル防禦方法ニ對スル中間判決ハ終局判決ト看做スヘキ規定ナキヲ以テ終局判決ヲ竣ツニ非サレハ上訴ヲ爲スヲ得ス

(第三百九十八條)

○相手方ノ訴訟代理人カ合意ノ延期申請ヲ爲ス約束ニ背キタルカ爲メ期日ニ出頭セサルニ立至リ闕席判決ヲ受ケタル場合ノ如キハ民事訴訟法第二百九十八條但書ノ懈怠ナカリシコトノ中ニ包含セス

○民事訴訟法第三百九十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシコトヲ理由トスル

トキトハ事件ノ呼上ナカリシトキ又ハ呼出狀ノ送達ナカリシトキノ如キ其當事者ニ懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキヲ指稱ス

○民事訴訟法第二百九十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシトハ期日ニ出頭シタルニ拘ハラス出頭セサルモノトシ又ハ適法ノ呼出ナキニ拘ハラス期日ヲ怠リタルモノト爲シタル如キ場合ノ義ニシテ俄然病氣ニ罹リ出頭若クハ期日變更ノ手續ヲ爲ス能ハサルカ如キ場合ハ之ニ包含セス

(同主旨)

民事訴訟法第三百九十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシトハ期日ニ出廷シテ辯論ヲ爲シタルニ拘ハラス懈怠シタルモノト認定シ又ハ辯論期日ニ適法ノ呼出ナキニ拘ハラス懈怠シタルモノト爲シタル如キ場合ニシテ俄然病氣ニ罹リ期日變更ノ手續ヲ爲ス能ハサル如キ場合ヲ包含セス

(反對)

民事訴訟法第三百九十八條後段ハ闕席者ノ闕席カ天災其他避クヘカラサル事變等ニ原因シ全ク其者ノ懈怠ニ由ラサル場合ニ於テモ之ニ控訴スルノ權ヲ得セシムルノ法意ナリ故ニ故障ヲ許ササル闕席判決ニ對シテハ闕席ナカリシコトヲ理由トスルトキニ限り控訴ヲ許スモノト爲シ當事者ノ闕席ハ懈怠ナカリシモノナルヲ否テ審理セス直ニ控訴ヲ不適法ナリトシテ棄却

二九七

二六二

三〇一

三二四

三四一

三七七

三四五

四二二

三二二

三五九

三五七



シタル判決ハ違法ナリ

○民事訴訟法第三百九十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシコトヲ理由トスル  
トキハ裁判所カ闕席判決ヲ爲スヘカラザリシ場合ニ之ヲ爲シタルコト  
ヲ理由トスルトキヲ指稱シ天災又ハ不可抗力ノ爲メ辯論期日ニ出廷ス  
ルコト能ハザリシ場合ノ如キハ之ニ包含セス

(同左)

天災其他避クヘカラサル事變ニ依リ期日出頭スル能ハザリシトノ理由ハ民事訴訟法第三百九  
十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシトノ理由ニ適合セス

民事訴訟法第三百九十八條但書ニ懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキトアルハ裁判所カ闕席  
判決ヲ爲スヘカラザリシ場合ニ之ヲ爲シタルコトヲ理由トスルトキノ謂ナリ從テ當事者ノ乘  
船力風波ノ爲メ延着シタルヨリ指定ノ期日ニ出頭スルコトヲ得ザリシカ如キ場合ハ之ニ包  
含セス

民事訴訟法第三百九十八條ニ所謂懈怠ナカリシトハ下級裁判所カ事實上若クハ法律上不當ニ  
懈怠アリト認めタルノ謂ナルヲ以テ天災其他避クヘカラサル事變ノ爲メ日頭辯論期日ニ出頭  
スルコト能ハザリシカ如キ場合ヲ包含セス

○民事訴訟法第三百九十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシコトヲ理由トスル  
トハ裁判所カ闕席判決ヲ爲スヘカラザル場合ニ之ヲ爲シタルコトヲ理  
由トスルノ義ナルヲ以テ當事者一方ノ代理人カ適法ナル呼出ヲ受ケタ  
ル後俄然死亡シ且其當事者本人ニ於テ之ヲ知ラス又辯論期日ヲ知ラザ

リシカ爲メ期日ニ出頭セザリシニ因リ闕席判決アリタルカ如キ場合ハ  
之ヲ包含セサルモノトス

(同左)

民事訴訟法第三百九十八條但書ニ謂フ懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキトハ裁判所カ闕席  
判決ヲ爲スヘカラザリシ場合ニ之ヲ爲シタルコトヲ理由トスルトキヲ指スモノナリ

第三百九十九條

○訴訟カ第一審判決後控訴審ニ繫屬中當事者カ裁判外ノ和解ヲ以テ該判  
決ト相容レサル權利關係ヲ約シタルトキハ之ニ基キ控訴ヲ取下ケタル  
場合ト雖モ其和解ハ有效ニシテ第一審判決ハ實質上ニ確定力ヲ生セス

第四百條

○民事訴訟法實施以前ニ在テハ本案ノ防禦方法ニ對シ中間ニ與ヘタル裁  
判ヲ獨立シテ控訴スルノ規定ナキヲ以テ最終ノ本案裁判言渡ト共ニ其  
翌日ヨリ控訴期間ヲ計算スヘキモノナルニ第二審裁判所カ一事再理ノ  
申立ニ對シ第一審裁判所ニ於テ與ヘタル裁判ヲ本案ニ關スル豫審裁判  
ナリトシ其言渡ノ翌日ヨリ控訴期間ヲ計算シ既ニ控訴期間ヲ經過シタ  
ルヲ以テ控訴スルヲ得サルモノト判定シタルハ背法ナリ  
○原裁判所カ其判決理由ニ引證シタル請求ノ原因ニ關スル中間判決(即

三	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九	一八〇	一八一	一八二	一八三	一八四	一八五	一八六	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



○**上訴ニ付テハ法律上終局判決ト看做サレタル判決**ハ未タ判決書ハ送達ナキモノナルヲ以テ法條(民訴四〇〇條一項及七四九八條一項)ニ依テ明白ニ會得セラルル如ク確定ニ至ラサルモノナルニ原院ハ不當ニモ右原因ニ付テノ裁判ヲ以テ其判決既ニ確定セリ云云ト説明シタルハ不法ナリ

○**當事者雙方ニ判決ハ送達ナキモ一方ニ送達アリタルトキハ控訴ノ不**變期間ハ其者ニ對シテ進行スルモノトス

○**權利關係カ合一ニノミ確定スヘキ共同訴訟ニ於テ控訴期間ニ付キ民事**訴訟法第五十條第四項ノ規定ヲ適用スルニハ總テノ共同訴訟人ニ對シ第一審判決ノ送達アリタルコトヲ必要トス

○**更正決定アリタル場合ニ付テハ民事訴訟法第四百條第三項ノ如キ規定**ナキノミナラス更正決定ハ判決中ノ違算書損等ノ誤謬アル部分ヲ判決當時ニ遡リテ更正スルモノニシテ追加裁判ト其性質ヲ異ニスルモノナレハ控訴期間ノ滿了ヲ更正決定ニ對スル即時抗告期間ノ滿了ニ一致セシムル要ナキモノトス

○**訴訟用印紙不足ノ控訴狀ヲ受ケタルハ不法ヲ免レスト雖モ民事訴訟用**

第四百一

第四百一條

三	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二六	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二八	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二八	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二八	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二八	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二八	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二八	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二八	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二八	二	二	二	三	三	三	三	三	三

印紙法第十一條後半ニ依リ其不足ヲ加貼セシメ之ヲ有效ナラシムルコトヲ得

○**第一審ニ於テ併合シタル事件ノ控訴ハ一箇ノ控訴狀ニテ足レルモノト**ス

○**控訴期間經過後ニ於テハ控訴狀ノ欠缺ハ之ヲ補正シ得ス**

○**控訴狀ニ控訴セラルル判決ノ表示(第一)及ヒ此判決ニ對シ控訴ヲ爲ス**旨ノ陳述(第二)ヲ掲ケアルトキハ控訴ハ適法ニ成立スルモノニシテ原判決ニ付キ如何ナル變更ヲ爲スヘキヤノ申立ノ掲記ハ其成立要件ニ非

○**控訴狀ニ控訴セル原判決ハ如何ナル判決ナルヤヲ表示シ次ニ此判決ニ對シ控訴ヲ爲スノ旨趣**ヲ前後ノ文詞ニ於テ表出シタルトキハ其控訴狀ハ適式ノモノト看做シ受理スルニ妨ナキモノトス

○**控訴狀ノ末尾ニ判決ノ表示トシテ第一審判決正本ノ全部ヲ謄寫シテ添**附シアルトキハ原判決ノ表示ヲ缺キタリト云フヲ得ス

○**判決ノ表示ハ必スシモ控訴狀中ニ之ヲ掲クルヲ要セス判決謄本ヲ控訴狀ニ添附スルモ可ナリ**

二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三
二七	二	二	二	三	三	三	三	三	三



民事訴訟法第四百一號第一號ニ所謂「判決ノ表示」ハ控訴狀中何レノ部ニ掲載スルモ妨ナク又判決書ノ寫ヲ控訴狀ニ添附スルモ可ナリ  
○控訴狀中原判決表示ノ部ニ別紙判決ノ全部ヲ記載スト掲ケ末尾ニ原判決正本寫ヲ添附シ其綴目ニ控訴人自ラ契印ヲ爲シタルトキハ該正本寫ハ控訴狀ト分離セル別紙ニ非スシテ寫實控訴狀ノ一部ヲ成セルモノナルニ依リ第一審判決ハ適法ニ表示セラレタルモノトス

○控訴狀ニ判決ノ表示ヲ別冊トシテ添附スルモ不適法ニ非ス

○控訴狀中判決ノ表示ヲ缺クモ其送達前ニ別冊ヲ以テ之ヲ追完スルトキハ控訴ノ提起ハ適法ナリ

○第一審判決ノ主文其判決送達ノ年月日第一審記録ノ番號當事者雙方ノ住所及ヒ訴訟物ノ價格ノ記載アルモ第一審裁判所ヲ確知シ得ヘキ文詞ノ記載ナキ控訴狀ハ不適法ナリトス

○第一審裁判所ノ表示ナキ控訴狀提出後訴訟手續ノ中斷アリ受繼申立書ヲ提出シタル場合ニ於テ其申立書ニ第一審裁判所ノ表示アルモ控訴狀ノ欠缺ヲ補正スルノ效力ナキモノトス

○民事訴訟法第四百一號第二項第一號ニ所謂控訴セラルル判決ノ表示トハ控訴セラルル判決ヲ他ノ判決ト識別シ得ヘキ程度ニ表示スルコトヲ必要トスルノ法意ニシテ一定ノ書式ヲ必要トシタルモノニ非ス

○控訴狀ニ控訴セラルル判決ノ主文及ヒ言渡年月日ノ記載ナキモ其他ノ記載ニ依リ如何ナル判決ニ對シ控訴ヲ爲スヤヲ知り得ヘキトキハ其控訴狀ハ適法ナルモノトス

○控訴人カ判決ニ對シ控訴ヲ爲ス旨ノ陳述ヲ控訴狀ニ記載スルコト付テハ一定ノ形式アルニ非サレハ唯其記載ニ依リ控訴ヲ爲スノ旨趣ヲ認メ得ルヲ以テ足レリトス

○同(三)

民事訴訟法第四百一號第二號ニ「此判決ニ對シ控訴ヲ爲ス旨ノ陳述」トアルハ控訴狀中控訴提起ノ意見ヲ表明スヘキ訓示ニ過キサレハ特ニ控訴ヲ爲ス旨ノ文詞記載ナキモ控訴ヲ無効ト爲スナ得ス

民事訴訟法第四百一號第二號ハ一定ノ書式ヲ必要トスルモノニ非ス控訴ヲ爲ス旨ノ意思ヲ明カニ表示シアルヲ以テ足レリ

民事訴訟法第四百一號ニ所謂「此判決ニ對シ控訴ヲ爲ス旨ノ陳述」トハ控訴狀ニ控訴ヲ爲ス旨ノ旨趣ヲ認メ得ヘキ記載アルヲ以テ足レリトス

○控訴狀ニ記載アル事項ニシテ口頭辯論中之ヲ陳述セサルトキハ其申立ナキモノト看做ス

○同(四)

二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九	一八〇	一八一	一八二	一八三	一八四	一八五	一八六	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九	一八〇	一八一	一八二	一八三	一八四	一八五	一八六	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----







○判然許スヘカラサル控訴等ニシテ第一審ノ訴訟手續ト差異ヲ生スル場合ニ在テハ第一審ノ訴訟手續ノ規定ヲ準用シテ控訴狀欠缺ノ補正ヲ命スヘキモノニ非ス

○控訴狀ニハ六月三日ト記載シアレトモ控訴院ノ受付印ニ六月五日ト記載シアレハ期間經過後ノ申立ナリト論告スルモ六月三日ハ土曜日其翌四日ハ日曜日ニ該レリ而シテ吏員退出後ノ差出ニ係ル訴狀ハ其次日又其次日日曜日ニ該レハ其次日即チ月曜日ニ吏員出院ノ上審査シ受付印ヲ押捺スルノ慣例ナルヲ以テ此慣例ニ依リ取扱ヒタルモノト認メ得ヘケレハ之ヲ以テ期間後ノ提出ト爲スヲ得ス

○一定ノ申立訂正書ノ提出カ控訴期間經過後ニ係ルモ最初ノ請求以外ニ變更シタルモノニ非サル以上ハ期間經過後ニ起シタル控訴トシテ却下スヘキモノニ非ス

○全然印紙ノ貼用ナキ控訴狀ニ因ル控訴ハ民事訴訟法第四百二條第一項ニ所謂判然法律上ノ方式ニ適セサル控訴ナルヲ以テ裁判長ノ命令ヲ以テ之ヲ却下スヘキモノトス

(同旨)

控訴狀ニ訴訟印紙ヲ貼用セザレハ民事訴訟ノ書類トシテ其效ナキニ由リ裁判長カ之ヲ却下ス

ルハ相當ナリ

○控訴人ノ住所ト控訴裁判所トノ距離カ何里ナルヤハ事實問題ニ屬スト雖モ控訴裁判所カ控訴ノ適否ヲ決スルニハ職權ヲ以テ其里程ヲ確定シ控訴期間ヲ遵守セルヤ否ヤヲ調査スヘキモノナレハ控訴裁判所カ不當ニ里程ヲ確定シ不當ニ控訴ノ適法ヲ認メタル場合ニハ之ヲ上告理由ト爲スコトヲ得ルモノトス

○訴訟記録カ裁判所應舎類焼ノ際全部焼失シタル場合ニ於テ訴又ハ控訴提起ノ方式ノ適否ヲ調査スルニハ曩ニ裁判所ニ差出シタル訴狀其モノニ依リテノミ之ヲ爲スヲ要セスシテ訴訟ノ當事者ニ於テ訴狀又ハ控訴狀ト同一記載アリ且相當印紙ノ貼用アリタルコトニ付キ争ナキ書面ニ依リテ其適否ヲ判定スルコトヲ得ルモノトス

第四百四條

○民事訴訟法第四百四條ニ所謂被控訴人ノ一定ノ申立トハ附帶控訴ヲ爲セシ場合ニ於ケル判決ヲ求ムル事項ノ義ナリ

第四百五條

○訴訟目的物ノ實體ヲ區別スルヲ得サルモノハ之ニ對シ附帶控訴ヲ爲スモ別ニ印紙ノ貼附ヲ要セス

民事訴訟法 上訴 控訴

二七	三	七	六	二六
				二
				四
一六三	一一〇二	一七九二	一一三	

三	三〇	二七	二六
	五		一
			二
五二七	一〇四	二六八	二九二



○附帶控訴ハ通例獨立ノ控訴ト看做スヲ得サルモノナレハ其提起ニ付テハ主タル控訴ニ付テノ總テノ必要條件ヲ具備スル書面ヲ要セス故ニ附帶控訴申立書ニハ原判決ノ表示ヲ爲ササルモ不法ニ非ス

三〇 二七

○附帶控訴ノ目的カ主タル控訴ト同一ノ訴訟物ナルトキハ民事訴訟用印紙法第四條ノ法理ニ照準スヘキモノニシテ同法第五條ニ遵由スルヲ要セス

三〇 二七

○當事者ノ一方カ一ノ訴ヲ以テ爲セル數箇ノ請求中ノ一若クハ二以上ニ關スル裁判ニ對シテ控訴ヲ爲シ其後他ノ一方カ他ノ請求ニ關スル裁判ニ對シテ控訴ヲ爲シタルトキハ縱令其各請求ノ原因カ同時ニ發生シタルモノニ非ス又其各請求額ニ差等アリトスルモノノ終局判決ニ依リテ其各請求ニ關スル裁判アリタルニ於テハ後ニ提起セル控訴ハ附帶控訴ナリトス

三〇 二七

○被控訴人ハ第一審カ其請求ヲ却下シタル部分ヲ控訴審ニ於テ更ニ請求セントスル場合ニハ附帶控訴ニ依ルヘキモノナレトモ訴訟物其物ヲ變更セスシテ單ニ其名稱ノミヲ訂正シ以テ第一審判決ヲ維持セントスルトキハ固ヨリ附帶控訴ニ據ルヘキモノニ非ス

三〇 二七

○附帶控訴ハ相手方ヨリ控訴ヲ提起シタル場合ニ其控訴ニ隨伴シテ提起

スルコトヲ許シタル特別ノ上訴方法ナリトス故ニ附帶控訴ハ必スヤ相手方カ控訴ヲ以テ不服ヲ申立テタル判決ニ對スルモノナラサルヘカラス

三六 一五四

○民事訴訟法第四百五條ハ一ノ訴ニ於テ一箇ノ請求ヲ爲シタルト將タ數箇ノ請求ヲ爲シタルトヲ問ハス第一審裁判所カ同一ノ判決ヲ以テ當事者雙方ニ對シ各一部勝訴ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ於テ當事者ノ一方ヨリ控訴ヲ提起シタルトキハ相手方ハ自己ノ控訴ヲ拋棄シ又ハ控訴期間ノ經過セルトキト雖モ附帶控訴ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定シタルモノトス

四〇 二七九

(同主旨)

民事訴訟法第四百五條ハ一ノ訴ニ於テ數箇ノ請求ヲ爲シタルト本訴及ヒ反訴ニ於テ各請求ヲ爲シタルトニ拘ハラズ第一審裁判所カ同一ノ判決ヲ以テ各請求ニ對シ裁判ヲ爲シタル場合ニ於テ該判決ニ對シ控訴人ヨリ控訴ヲ提起シタルトキハ被控訴人ハ自己ノ控訴ヲ拋棄シ又ハ控訴期間ノ經過シタルトキト雖モ附帶控訴ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定シタルモノトス  
一ノ訴ヲ以テ起シタル數箇ノ請求又ハ本訴ト反對ノ請求ニ對シ一ノ判決ヲ以テ雙方ニ勝敗ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ於テ一方ヨリ控訴ヲ起シタルトキハ其相手方ハ縱令控訴期間ノ經過後ト雖モ控訴ノ繫屬中ハ之ニ對シ附帶控訴ヲ爲シ得ヘキモノトス

三七 五八九

○第一審裁判所カ一箇ノ判決ヲ以テ本訴竝ニ反訴ノ裁判ヲ爲シタル場合



○ニ於テ當事者ノ一方カ反訴ノ判決ニ對シ控訴ヲ申立テタルトキハ相手方ハ控訴期間ノ經過後ト雖モ本訴判決ニ對スル附帶控訴ノ申立ヲ爲スコトヲ妨ケス

〔同主旨〕

第一審裁判所カ同一ノ判決ヲ以テ本訴並ニ反訴ノ裁判ヲ爲シタル場合ニ於テ本訴若クハ反訴ニ關スル部分ノ裁判ヲ不當ナリトシ當事者ノ一方ヨリ控訴ヲ提起シタルトキハ他ノ一方ハ不服ノ申立ナキ部分ノ裁判ニ對シテ附帶控訴ヲ爲シ得ヘキモノトス

〔第四百六條〕

○控訴ヲ不適法トシテ判決ヲ以テ棄却シタルトキハ附帶控訴ノ效力ヲ失フ

〔第四百八條〕

○判然許スヘカラサル控訴等ニシテ第一審ノ訴訟手續ト差異ヲ生スル場合ニ在テハ第一審ノ訴訟手續ノ規定ヲ準用シテ控訴狀欠缺ノ補正ヲ命スヘキモノニ非ス

○訴ノ原因カ買戻契約ノ履行ヲ求ムルニ在ルトキ第一審ニ於テ述ヘタル事實上ノ申述ヲ第二審ニ至リ更正シタルハトテ訴ノ原因ヲ變更スルニ非サレハ對手人ノ義務ニ何等ノ影響ヲ及ボサス何トナレハ買戻契約ノ

〔第四百六條〕

存在スル以上ハ管理人ニ對シテモ相續人ニ對シテモ該契約ヲ履行スヘキ義務者タル資格ニ變更ヲ來スモノニ非サレハナリ此場合裁判所ハ更正ニ從ヒ果シテ相續セシヤ否ヤヲ調査セサルヘカラス

○訴ノ原因ヲ變更セスシテ請求ヲ減縮シ得ルハ民事訴訟法第九十六條ノ規定スル所ナリ故ニ控訴ニ至リテ之ヲ減縮スルモ不法ニ非ス

○控訴裁判所ニ於テ假執行ニ關スル宣言ヲ爲スニ當テハ單ニ民事訴訟法第五百九條ノ規定ノミニ止マラス第五百三條等ノ規定モ亦之ヲ適用シ得ヘキ法意ナルコトハ同第四百八條ノ規定ニ依リ自ラ明カナリ

○控訴審ノ判決ニ違算ノ點アルトキハ民事訴訟法第四百八條第二百四十一條ノ規定ニ依リ同審ニ對シ其更正ヲ求ムヘキモノナレハ之ヲ理由トシテ上告ヲ爲スコトヲ得ス

○第一審ニ於テ直接履行タル目的物ノ給付ヲ求メ若シ其履行ヲ爲スコト能ハサル場合ニハ之ニ代ルヘキ損害ノ賠償ヲ求メタル後第二審ニ至リ其請求ノ中損害賠償ニ關スル部分ヲ減縮シタルトキハ訴訟法上請求ノ減縮ニ該當シ訴ノ一部取下ニ非ス

○控訴審カ附帶控訴ノ申立ニ付テ判決セサル場合ニ在リテハ當事者ハ追加裁判ノ申立ヲ爲シ得ルニ止マリ援テ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

民事訴訟法 上訴 控訴

一六一一

三

二四二

四

二〇

四〇

一七一

二五

一八

二六

一九二

二七

三三八

二八

二八

二九

一五三

三〇

二八

三一

二八

三二

二八

三三

二八

三四

二八

三五

二八

三六

二八



(聯)

○民事訴訟法第九十七條ノ規定ハ控訴審ノ裁判ニモ適用スヘキモノナ  
レハ訴ノ原因ニ變更ナシトスル第二審ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツ  
ルコトヲ得ス

(同旨)

訴ノ原因ニ變更ナシトスル裁判ニ對シ不服ヲ申立ツルコトヲ得ストノ民事訴訟法第九十七  
條ノ規定ハ單ニ地方裁判所ノ裁判ニ對スル場合ノミナラス控訴院ノ裁判ニ對シテモ一般ニ適  
用スヘキモノトス

民事訴訟法第九十七條ニ所謂訴ノ原因ニ變更ナシトスル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコ  
トヲ得ストノ規定ハ同法第四百八條ニ依リ控訴ノ裁判ニ之ヲ適用シ得ルモノトス

○被上告人カ第一審判決中自己勝訴ノ部分ニ對シ爲シタル控訴ハ控訴審  
ニ於テ之ヲ不適法トシテ却下スヘキモノナルニ拘ハラズ之ヲ遺脱シタ  
ルハ瑕疵アルモノナリト雖モ追加判決申立ノ方法ニ依リ其補充ヲ求ム  
ルハ格別此點ニ對シ上告ヲ爲シタルハ失當ナリトス  
○控訴裁判所カ本案ノ終局判決ノ理由中ニ訴ノ原因ニ變更ナシトノ宣言  
ヲ爲シ右終局判決ハ上告審ニ於テ本案ノ理由ニ基キ破毀セラレタルト  
キハ其理由中ニ宣言セル訴ノ原因ニ變更ナキ旨ノ裁判ハ破毀セラレス  
シテ存シ依然トシテ其確定ノ效力ヲ有スルモノトス

(第四百九  
條)

『第四百九條』

三五	四	三〇
三三	九	六一
三元		二七四
七		二五九
七		一四九四

(第四百十  
一條)

○當事者雙方ヨリ控訴ヲ爲シ其兩控訴ニ付キ各別ニ判決原本ヲ作り日之  
ヲ言渡ス場合ニ於テ其一方ノ理由ヲ他ノ一方ノ理由ニ援用シ又ハ重複  
ナル點ニ於テ爭點ノ摘示又ハ理由ヲ省略スルモ爭點及ヒ理由ヲ缺キタ  
ル不法ナシ

『第四百十一條』

○控訴裁判所ノ辯論範圍ハ口頭辯論ニ於テ當事者カ書面ニ基キ不服ヲ申  
立テタル事項ニ因リ定マルモノトス

(第四百十  
二條)

○第一審ノ闕席判決ニ於テ訴ノ却下ヲ言渡シタルハ請求ノ棄却ヲ言渡シ  
タルト同一ナルヲ以テ控訴審ニ於テ其闕席判決ヲ維持セラレタシトノ  
申立ハ相手方ノ請求ヲ棄却セラレタシトノ意ニ外ナラス

○第一審ニ於ケル檢眞ノ手續ハ第二審ニ於テ其效力ヲ有スルモノニ非サ  
ルヲ以テ當事者カ之ヲ演述セサルニ於テハ第二審裁判所ハ之ヲ斟酌ス  
ルヲ要セス

(第四百十  
三條)

○訴訟ノ原因タル謝金契約ニ瑕疵アルニ因リ無効ニ歸シタルトキハ其名  
義ヲ勞力費トシテ請求スルモ同一ノ契約ニ基ク以上ハ其請求モ亦相立

二元	三	三
二元	四	五〇
二元		三
三元	七	二
三元		二
三元		七〇三



タサルモノトス若シ他ノ原因ニ基キテ請求スルモノトセハ訴ヲ變更ス

(三審)

ルモノナルヲ以テ更ニ起訴ノ手續ヲ爲ササルヘカラス

(第四百十)

○訴名ハ訴ノ提起又ハ控訴提起ノ要件ニ非サルヲ以テ控訴審ノ訴名カ第

一審ノ訴名ト其文字及ヒ意義ヲ異ニスルモ訴ノ變更ニ非ス

○第二審ニ於テ一定ノ申立ノ意味ヲ補充スル爲メ其申立ノ語句ヲ附加シ

又ハ變更スルハ訴ノ變更ニ非ス

(同主旨)

第一審ト第二審トノ請求ニ付キ文字上ノ相違アルモ全體ノ訴旨ニ於テ變更スル所ナクシテ之

ヲ以テ訴ノ變更ト云フヲ得ス

(二審)

○第一審ニ於テハ或金員ヲ一己ノ貸金ナリト主張シ第二審ニ於テハ講金

ナリトシテ請求ヲ爲スハ訴ノ原因ヲ變更セル不法アルモノトス

(一審)

○民事訴訟法ニ所謂訴ノ變更トハ訴ノ原因即チ原告ノ主張スル權利ノ因

テ生シタル法律關係ノ變更ヲ云フ

○第一審ニ於ケル一定ノ申立ニ於テ假若干俵ヲ辨濟スヘク若シ現物存在

セサルトキハ代金若干ヲ辨濟スヘシトノ主旨ニテ請求ヲ爲シ第二審ニ

於ケル一定ノ申立ハ單ニ其代金ノミノ辨濟ヲ請求スルハ訴ノ原因ヲ變

更シタルモノニ非ス

(同主旨)

第一審ニ於テ單ニ辨濟ノ請求ヲ爲シ第二審ニ於テ連帶辨濟ヲ求ムルハ法律上ノ申立ヲ補充ス

ルニ止マリ訴ノ原因ヲ變シタルモノニ非ス

○控訴審ニ至リ利息ノ辨濟ヲ添加シ請求スルハ民事訴訟法第九十六條

第二號ニ該當スルモノニシテ訴ノ變更ニ非ス

○第二審ニ於テ損害賠償ノ請求ヲ現物引渡ノ請求ニ改ムルハ新ナル請求

ニシテ許スヘキモノニ非ス

○被控訴人カ第二審廷ニ於テ訴ノ原因ヲ變更シタルトキハ第二審裁判所

ハ中間判決ヲ以テ「被控訴人カ前ニ爲シタル控訴棄却ノ申立ヲ取消サ

サル限リ第一審ト同一ノ訴ノ原因ニ基キ辯論ヲ爲スヘキ」旨ヲ言渡ス

ヘキモノニシテ之カ爲メ直ニ第一審判決ヲ變更シ其請求ヲ棄却スヘキ

モノニ非ス

○賃貸借ト地上權トハ全ク其法律關係ノ性質ヲ異ニスルカ故ニ控訴審ニ

於テ賃貸借ヲ變シテ地上權ト爲スハ訴ノ變更ニ屬シ許スヘカラサルモ

民事訴訟法 上訴 控訴

一六一五

二四	一	二二六
二六	五	一五七
二九	二	一一六
二七		四一五
二九	二	五五
三〇	一	二二
三〇		二二
三〇		二二

三〇	九	三三
二九	九	九三
三三	八	二六
三三	六	一〇
三五	五	八九



ノタリ

(聯)

○訴ハ原因ト目的ト相俟テ成立スルモノナルカ故ニ民事訴訟法第九十五條第三號ノ規定中ニハ自ラ訴ノ變更ヲ包含シ第四百十三條ノ規定中ニハ自ラ訴ノ原因ヲ包含スルモノト解釋スルヲ相當トス

○第一審廷ニ共有山林分割ノ履行訴訟ヲ提起シ控訴審ニ至リ一定ノ申立ヲ變更シ「總テノ山林ヲ分割シ其三分ノ二ヲ控訴人ニ取得セシムヘシ」ト申立ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ先ツ其不明瞭ナル申立ヲ釋明セシメ若シ其申立ニシテ確認訴訟ニ改ムルノ旨趣ナリトセハ確認訴訟トシテ之ヲ許シ得ヘキ事件ナルヤ否ヤヲ調査シ以テ相當ノ判決ヲ與フヘキモノトス

○起訴者カ第一審ニ於テ係争地ノ讓與ハ虛偽ノ意思表示ニシテ法律上無効ナリト主張シ第二審ニ至リ親權者カ幼者ノ財産ヲ舉ケテ他人ニ無償讓與ヲ爲スカ如キハ無効ナリト主張スルハ最初ノ請求原因ト相容レサル新原因ヲ附加セルモノニシテ訴訟法上許スヘカラサル所ナリ

○一定ノ申立ノ變更ハ民事訴訟法第九十六條ノ規定ニ於ケル事項ヲ除ク外一定ノ原因ノ變更ト均シク同法第四百十三條所定ノ訴ノ變更ニ該當セルモノトス

○一定ノ請求原因ニ對シ第一審ノ判決アリタルトキハ第二審ニ於テハ縱令當事者ノ合意アルモ其原因ノ變更ヲ許サス裁判所モ亦之ヲ變更シ得サルモノトス

○土地所有者カ借地契約ノ滿期後借地人ニ於テ故ナク其地所ヲ使用シ居ルトノ事實ニ基キ之カ明渡ヲ請求シ控訴審ニ至リ明治三十二年法律第七十二號ニ依リテ地上權者ト推定スルモ滿二個年間に地料ヲ支拂ハサル爲メ該地上權ハ全ク消滅ニ歸シタリトノ新事實ヲ提出シ同裁判所カ之ヲ認容シ地料不拂ノ新事實ニ因リ其請求ヲ至當ト爲シ地所ノ明渡ヲ命シタル裁判ハ違法ナリ

○起訴者カ第二審ニ至リ第一審ニ於テ定マレル申立ヲ變更シタルトキハ其變更セル申立ノ部分ハ中間判決ヲ以テ之ヲ却下シ第一審ニ於テ既ニ定マリタル申立ニ基キ辯論ヲ爲サシメ之カ裁判ヲ爲スヘキモノトス

○第一審ニ於テハ手形金ノ請求ニ付キ法定ノ手續ヲ盡サザリシ爲メ償還請求權ヲ失却シタルコトヲ主張シ相手方カ裏書讓渡ノ對價トシテ受取リタル金員ノ返還ヲ求メ第二審ニ至リ手形ノ無効ナル事實ヲ主張シ無効手形ノ對價トシテ受取リタル金員ノ返還ヲ要スルハ訴ノ變更ナリトス

三四 一〇 八六

三五 九 三三

三六 一三三

三七 六八

三七 一〇三

三七 二六〇

三七 二七

三六 八六

三六 九一九



○金錢ノ消費貸借關係ヲ訴ノ原因トスル者カ第一審裁判所ニ於テハ單ニ貸借關係存在ノ事實ノミヲ陳述シ其目的タル金錢ハ現實ニ之ヲ授受シタルモノナルヤ又ハ現存ノ債務ヲ消費貸借ノ目的ト爲シタルモノナルヤニ付テ詳細ノ申立ヲ爲サス第二審裁判所ニ至リ始メテ之ニ關スル詳細ノ事實ヲ供述スルハ事實ノ補充ニシテ訴ノ變更ニ非ス

○原告カ第二審ニ至リ最初訴ノ一定ノ原因中ニ記載シタル法律關係成立ノ日時ヲ更正スルモ之ヲ以テ訴ノ變更ト云フヲ得ス

○第一審ニ於テハ親族會議決議ノ手續不法ナル事實ヲ以テ請求ノ原因ト爲シ第二審ニ至リ新ニ該決議ニ因リテ選定セラレタル後見監督人ノ不適當ナリトノ事實ヲ附加スルハ訴ノ變更ニ外ナラス

○起訴者カ第一審ニ於テハ舊商法第八百七條ニ所謂爲替ノ原則ニ從ヒ單ニ爲替手形ノ支拂ヲ爲シタルコトヲ原因トシテ爲替資金ノ請求ヲ爲シ第二審ニ至リ當事者間ニハ爲替資金ヲ供スヘキ契約アルニ相手方カ之ヲ履行セサルコトヲ原因トシテ該資金ノ交付ヲ要ムルハ訴ノ變更ナリトス

○連帶債務者ノ一人カ債務ヲ辨濟シタル後他ノ債務者ニ對シテ求償權ヲ行フニ當リ第一審ニ於テハ連帶辨濟ヲ請求シ第二審ニ至リ其一名ノミ

三六  
一〇六四  
一七四六  
四五七  
一四二

ニ對シテ負擔部分ヲ請求スルモ之ヲ以テ訴ノ原因ヲ變更シタルモノト云フヲ得ス

○起訴者カ相手方ト締結セル盟約ヲ原因トシテ所有權移轉登記ヲ請求シタル場合ニ第一審ニ於テハ該盟約中或事項ノミヲ主張シ第二審ニ至リ他ノ事項ヲ擴張シテ主張スルモ之ヲ以テ一定ノ原因ニ反シ若クハ其原因ヲ變更シタルモノト云フヲ得ス

○第一審ニ於テハ被告カ原告ノ所有ニ屬スル建物ニ對シテ擅ニ自己所有ノ保存登記ヲ爲シタルモノトシ登記ノ抹消ヲ求メ第二審ニ至リ當事者間ノ虛偽ノ意思表示ニ基キ該建物ノ保存登記ヲ爲シタルモノトシ之ヲ原因トシテ其抹消ヲ要ムルハ訴ノ變更ナリトス

○消費貸借ノ法律行為ヲ請求ノ原因トスル者カ第一審ニ於テハ其貸借ノ目的タル舊債務ハ賣買代金ナリシ事實ヲ主張シ第二審ニ於テハ其舊債務ハ債權者ノ交替ニ因ル更改ニ因リテ自己ノ債權ニ歸シタル旨ヲ主張スルモ是レ請求原因ノ成立以前ニ於ケル沿革ノ事實ヲ變更シタルニ過キサレハ之ヲ目シテ請求ノ原因ヲ變更シタルモノト謂フヲ得ス

○金圓支拂ノ契約ヲ請求ノ原因トスル者カ其約定金ノ支拂ヲ受クヘキ場合トシテ第一審ニ於テハ二箇ノ事實ヲ主張シ第二審ニ至リ更ニ一箇ノ

三九  
一五五  
一六九〇  
三九  
八三  
七三



新事實ヲ加フルモ同一ノ契約ニ包含スル事項トシテ其新事實ヲ主張スルトキハ之ヲ目シテ新ナル訴ヲ提起シタルモノト謂フヲ得ス

四三

四二五

○消費貸借ノ成立シタル事實關係ヲ以テ訴ノ原因ト爲シタル場合ニ於テ其關係ハ代理人ニ依リテ成立シタル旨主張シタル後ニ至リ縱令其代理權限ナシトスルモ本人ノ追認ニ因リテ效力ヲ生シタル旨附加シタルハトテ原因ノ一定ヲ缺キ若クハ新原因ヲ附加シタルモノト爲スヲ得ス

元

八四九

○經界確定ノ訴ニ於ケル申立ハ兩隣地間ノ經界線ヲ定ムル判決ヲ求ムルニ在レハ原告ノ指示セル經界線ハ單ニ判決ノ資料タル事實上ノ陳述ニ過キサルヲ以テ之カ變更ハ訴ノ變更ヲ來ササルハ勿論所有權ノ範圍ニ爭アル場合ニ於テ其範圍ヲ脱セサル以上裁判所カ當事者ノ指示セサル經界線ヲ確定スルモ申立テサル事物ヲ當事者ニ歸シタルモノト謂フヲ得ス

四

七〇五

○訴ノ原因トハ請求權ノ發生スル法律關係ノ成立事實ヲ指スモノナレハ原告カ法律關係ノ成立事實ニ屬セサル主張事實ヲ變更スルモノ之ヲ以テ訴ノ原因ヲ變更シタルモノト云フヲ得ス

五

四三四

○起訴者ニ於テ第一審以來係争不動産質權カ民法實施前存續期間ノ經過ニ因リ消滅シタルコトヲ請求原因ト爲シタル以上ハ第二審裁判所カ該期限ヲ以テ質地ノ受戻期間ヲ定メタルモノトシ其到來後民法ノ實施ニ因リ同法及ヒ施行法ヲ適用スル結果尙ホ十年ヲ經過セル日ニ質權ノ消滅シタルコトヲ判示スルモノ之ヲ以テ起訴者カ原因事實ヲ變更シ又ハ裁判所カ其變更事實ニ基キテ裁判ヲ爲シタルモノト謂フヲ得ス

五

一三六八

○當事者カ控訴審ニ於テ訴ノ變更ヲ爲シタル場合ハ常ニ必スシモ中間判決ヲ以テ新訴ヲ却下スル旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ要セス終局判決ノ理由中ニ訴ノ變更アルコトヲ判斷スルモ不法ニ非ス

五

一五二八

○民事訴訟法第五百四十九條ニ依ル假差押ニ對スル執行異議ノ訴ハ第三者カ原告トシテ執行ノ目的物ニ付キ所有權其他目的物ノ讓渡若クハ引渡ヲ妨クル權利ヲ主張シ以テ相手方ノ權利ノ實行ヲ否認スルニ外ナラサレハ訴訟中假差押カ強制執行トシテ存續スルニ至リタルトキハ原告ハ假差押ヲ許ササル旨ノ判決ヲ求ムル申立ヲ強制執行ヲ許ササル旨ノ判決ヲ求ムル申立ニ訂正スルコトヲ得ルモノトス而シテ斯ル訂正ハ民事訴訟法第九十六條第一項第一號ニ所謂申述ノ更正ニ該當シ申立ノ變更若クハ其擴張ニ屬セシ

五

一六

○原告カ係争贈與契約ハ第一審ニ於テハ當然無効ナリト言ヒ第二審ニ於テハ之ヲ取消ニ因リ無効ナリト主張スルモ均シク同一ナル贈與契約ノ



無効ナルコトヲ主張スルモノナレハ之ヲ以テ訴ノ原因ヲ變更シタルモノト謂フヲ得ス

○一定ノ期限ヲ定メタル貸借契約ニ付キ賃借人カ賃料ノ支拂ヲ爲ササルニ因リ貸借人ヨリ賃借人ニ對シ賃料並ニ損害金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ貸借ノ期間内ハ賃料又其期間後ハ賃料ニ相當スル損害金ノ支拂ヲ求ムルノ旨趣ト解スルヲ相當トス從テ原告カ第一審ニ於テハ賃料ノ名稱ヲ用ヒ又第二審ニ於テハ期限ノ前後ヲ區別シテ賃料及ヒ損害金ノ名稱ヲ用ヒタリトテ之ヲ以テ直ニ訴ノ原因ヲ變更シタルモノト云フヲ得ス

○控訴審ニ於テ當事者カ訴ノ原因ヲ變更シタルトキハ其變更シタル訴ヲ新訴ト看做シ之ヲ却下スヘク既ニ適法ニ提起セラレタル控訴ハ之ヲ存續セシメ從來ノ主張ニ係ル原因ニ付キ辯論ヲ經テ裁判ヲ爲ササルヘカラス

〔同主旨〕

起訴者カ控訴審ニ於テ訴ノ變更ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ中間判決ヲ以テ其變更シタル點ノミヲ排斥スヘク之カ爲メ訴其モノヲ却下スヘキモノニ非ス  
起訴者カ控訴審ニ至リ一定ノ申立ヲ變更セル場合ニ於テハ其變更シタル訴ヲ以テ新訴ト看做

シ中間判決ヲ以テ其新訴タル部分ノミヲ却下シ既ニ適法ニ提起セラレタル控訴ハ尙ホ之ヲ存續シテ辯論ヲ爲サシムヘキモノトス

第四百十四條

○訴訟能力ノ欠缺又ハ法律上代理ノ欠缺ノ抗辯ハ職權調査ニ屬スル事項ナルヲ以テ當事者ハ其過失ニ非スシテ第一審ニ提出シ能ハサリシコトヲ疏明スルノ要ナク第二審ニ於テ之ヲ提出シ得ヘキノミナラス決シテ之ヲ拋棄スルコトヲ得サルモノトス

第四百十五條

○第一審ニ於テ單ニ請求權ノ辨濟ヲ主張シ出訴期限規則ヲ援用セサルモ第二審ニ至リ之ヲ申立ツルトキハ其援用ノ權利ヲ拋棄セリト云フヲ得ス

○強制執行異議ノ訴ニ於テ起訴者カ控訴審ニ至リ辨濟スヘキ金額ヲ供託シ其實質ヲ新ニ提出シタルカ如キハ訴ノ變更ニ非スシテ民事訴訟法第四百十五條ニ所謂新ナル事實トアルニ該當スルニ付キ控訴審ニ於テモ其提出ヲ許ササルヲ得ス

○民事第四百十五條ニ所謂時効ノ援用ハ民事訴訟法第四百十五條ニ所謂防禦方法ニ外ナラサレハ第一審ニ於テ時効ヲ援用セサリシ當事者ハ自

三七 一〇三三

三四 七三

二六 三四

三六 九三六

六 七八九

七 一二七六

七 一一九五

三八 九三六







○原告カ勝訴ノ判決ヲ受ケタルトキハ縱令請求ノ擴張ヲ爲サント欲スル意思アレハトテ控訴若クハ附帶控訴ハ之ヲ申立ツルヲ得スト雖モ被告ヨリ控訴ヲ提起シタル場合ニ於テ單ニ請求ノ擴張ヲ申立ツルコトヲ妨ケス

○相殺抗辯ハ民事訴訟法第四百十六條ノ所謂請求ニ該當スルモノトス  
○民事訴訟法第四百十六條ハ第一審ニ提出セザリシ新ナル請求ヲ爲スヲ許サストノ原則ニ對スル例外ノ場合ヲ規定シタルモノニシテ其提起ニ付キ相手方ニ異議アルト否トヲ問ハサルノ法意ナリトス

(同案旨)

控訴審ニ於テハ民事訴訟法第四百十六條ニ規定セル場合ノ外新ナル請求ヲ爲スコトヲ得ス

○一箇ノ原因ニ基キ二箇ノ事項ヲ請求ノ目的ト爲シタル訴訟ニ於テ敗訴者ヨリ其ノ一事項ニ付キ控訴ヲ提起シタルトキハ他ノ一事項ニ付テモ相手方ヨリ附帶控訴ヲ爲シタルト否トヲ問ハス訴訟ハ控訴審ニ移轉セララルル效力ヲ生スルヲ以テ申立ノ擴張ニ依リ之カ裁判ヲ受クルコトヲ得ルモノトス

○贈與契約ニ基キテ不動産ノ移轉登記及ヒ其引渡ヲ請求スル訴訟ニ付キ前後等シク訴ノ原因トシテ單純ナル贈與契約ヲ主張セル場合ニ於テ其

六  
四三  
四二  
三六  
二  
三五  
二  
六二  
六一  
九三七  
六二四

契約カ直接ニ當事者間ニ成立シタリト主張スルモ將タ原告ノ先代ト被告トノ間ニ契約成立シ原告ハ相續ニ因リテ先代ノ權利ヲ承繼シタリト主張スルモ贈與契約ノ成立事實ニ何等ノ變更ナケレハ斯ル主張事實ノ變更ハ民事訴訟法第九十六條第一號ニ所謂事實上ノ申述ヲ補充更正シタルモノニ外ナラス

五  
二六  
二六  
二六  
二六  
二六  
四三四

○債務者カ強制執行ノ完結前請求ニ關スル異議ノ訴ヲ提起シタル以上其訴ノ進行中ニ執行完結シテ異議ノ目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ民事訴訟法第九十六條第三號ノ規定ニ依リ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

五  
二二  
二二  
二二  
二二  
二二  
二〇九

○第二審ニ於テ新ニ相殺ノ意思表示ヲ爲シタリトスルモ其相殺ヲ以テ對抗スル債權カ曩ニ爲シタル相殺ノ抗辯ニ依リ既ニ第一審ニ提出セラレタルモノナル以上ハ之ヲ以テ民事訴訟法第四百十六條ニ所謂新ナル請求ニ該當スルモノト謂フヲ得ス

六  
五  
五  
五  
五  
五  
二二八  
二二八  
九三

○民事訴訟法第四百十六條ニ依リ相殺シ得ヘキ請求ヲ起スハ相殺抗辯ヲ提出スルコトニ依リテモ之ヲ爲シ得ヘク其抗辯ヲ提出スルコトヲ得ル者ハ原告ノミナラス被告ニモ其權利アルモノトス

六  
九三



○相殺スヘキ反對債權ヲ第一審ノ口頭辯論終結後ニ得タル場合ニ於テモ之ヲ提出スルコトヲ得ルモノトス

六 九三

○如上ノ場合ニ於ケル無過失ノ疏明ハ反對債權ヲ得タル時期カ第一審口頭辯論終結後ニ在ルコトヲ疏明スルヲ以テ足ルモノトス

六 九三

○原告カ第一審ニ於テ單ニ轉付命令ノ無効確認ヲ求メ第二審ニ至リ該轉付命令ニ基キ被告カ支拂ヲ受ケタル金圓ノ返還請求ヲ追加シタルトキハ民事訴訟法第九十六條第二號ニ所謂本案ノ請求ニ付キ訴ノ申立ヲ擴張シタルモノニシテ訴ノ原因ヲ變更シタルモノニ非ス

六 一三〇四

(參照)

裁判上ノ相殺ニテモ原告ノ請求金額マテニ止マル相殺ハ反訴ノ方法ニ依ルヲ要セサルモノト爲シテ之ヲ許シタルハ民事訴訟法第四百十六條ニ違反シタル不法ノ裁判ナリ

二六 一八〇

第四百十八條

○民事訴訟法第四百十八條ノ裁判上ノ自白トハ一方ノ當事者ヨリ提出シタル陳述ニシテ權利ノ存在又ハ不存在ニ關係スル事實上ノ主張對シ他ノ一方ノ當事者ニ於テ其主張事實ノ眞實ノ承認ヲ言明スル所ノ意思表示ヲ云フ從テ同法第一百一條第二項ニ依ル擬制的推定自白ノ如キハ所謂裁判上ノ自白ニ該當セス

三六 一〇三

第四百十九條

○民事訴訟法第四百十八條ハ當事者カ第二審ニ於テ第一審ノ自白ヲ引用スルトキハ第二審ニ於テモ亦第一審ノ自白ヲ有效ナラシムル法意ニシテ當事者ヨリ第一審ノ自白ヲ引用セサル場合ト雖モ第二審裁判所ハ職權上其自白ノ有無ヲ調査シ自白アルトキハ之ヲ事實判定ノ資料ト爲スヘキ職責ヲ有スルモノトスル旨趣ニ非ス

三八 一六二五

(同旨)

第一審ニ於テ顯ハレタル事實ハ縱令自白ニ係ルモ第二審ニ於テ更ニ之ヲ主張スルカ又ハ援用スルニ非サレハ其事實第二審ニハ顯ハレサルモノトス既ニ其事實顯ハレサル以上ハ之ヲ認めサルハ至當ナリ  
民事訴訟法第四百十八條ニ所謂第一審延ノ自白ハ當事者ノ申立ナキモ第二審ニ於テ亦效力ヲ有ストノ法意ニ非ス

二六 二九三

○債權ヲ讓渡シタルコトナシトノ陳述ト債權讓渡ノ消滅ニ歸シタルコトノ陳述トハ讓渡ノ效力ノ存續ヲ否認スル點ニ於テ相異ナル所ナキモ決シテ同一ナル事實ノ陳述ニ非ス

三九 一〇三八

○當事者カ一旦債權讓渡ノ成立シタルコトヲ認メ之ト同時ニ其讓渡ノ效力ハ既ニ消滅ニ歸シタル旨ヲ陳述スルモ未タ必スシモ債權讓渡ノ事實ヲ自白セザリシモノト云フヲ得ス

三九 一〇三八



○裁判上ノ自白トハ相手方主張ノ事實カ眞實ナリトノ裁判所ニ對スル表  
示ヲ指スモノナルヲ以テ當事者カ裁判所ニ於テ證書ノ成立ヲ承認スル  
ハ裁判上ノ自白ニ外ナラス

○第二審裁判所ハ職權調査ニ屬スルモノヲ除ク外辯論ニ顯ハレサル事實  
ヲ以テ裁判ノ資料ト爲ス職權ナシ從テ第一審ニ於テ爲シタル裁判上ノ  
自白ノ效力ハ當事者ニ於テ之ヲ引用セサル限ハ第二審裁判所ハ之ヲ事  
實判斷ノ資料ト爲スヘカラサルモノトス

〔同主旨〕

當事者カ第一審ニ於テ爲シタル自白ヲ第二審ニ於テ有效ニ審理ノ資料トスルニハ必スヤ當事  
者ノ援用ヲ俟タサルヘカラス

〔第四百十九條〕

○第一審裁判所ニ於テ適法ノ呼出狀正本ヲ送達シタル證アラサルニ第二  
審ニ於テ之ヲ合式ノ呼出ヲ受ケタルモノト同視シ其故障申立人ニ懈怠  
ノ責アルモノト爲シ民事訴訟法第四百十九條ヲ適用シテ控訴ヲ棄却シ  
タルハ不法ナリ

○第一審裁判所ニ於テ既ニ闕席判決ヲ言渡シタル以上ハ其判決ノ手續上  
ニ錯誤アルト否トヲ問ハス民事訴訟法第二百五十五條第一項及ヒ同法

元	元	元	元	元	元
一〇三五	一〇三五	一〇三五	一〇三五	一〇三五	一〇三五
二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六
一五三〇	一五三〇	一五三〇	一五三〇	一五三〇	一五三〇

第三百九十八條ノ規定ヲ闕席判決ヲ受ケタル者ニ適用スヘキモノナリ

之ニ準據セサル控訴ヲ棄却シタルハ不法ニ非ス

○控訴期間ハ判決ノ有效ナル送達ヲ以テ始マルカ故ニ其送達ハ果シテ適  
法ノ場所ニ於テ適法ノ人ニ爲サレタルヤ否ヤハ控訴審カ職權ヲ以テ調  
査スヘキ事項ニ屬ス

○訴訟手續中斷中ニ提起セラレタル控訴ハ不適法トシテ之ヲ棄却スヘキ  
モノトス

○控訴ノ適否ハ控訴裁判所ノ職權ヲ以テ調査セサルヘカラサル事項ナリ  
ト雖モ相手方ノ爭ナキトキハ其適法ナルコトヲ判決ニ明示スル要ナキ  
モノトス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

○控訴カ適法ナル期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査  
スヘキ事項ニ屬スルモノニシテ此職權調査ハ口頭辯論期日ニ控訴人闕  
席シ相手方ヨリ闕席判決ヲ申立ヲ爲シタルコトニ依リ何等ノ影響ヲ受  
クルモノニ非ス

四	四	四	四	四	四
二	二	二	二	二	二
一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九
五九〇	五九〇	五九〇	五九〇	五九〇	五九〇
二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三
六八	六八	六八	六八	六八	六八
八	八	八	八	八	八
三五	三五	三五	三五	三五	三五



第四百二十條

○控訴ノ判決主文ニ於テ第一審判決ヲ廢棄ストアル以上ハ附帶控訴アルモ共ニ判決シタルモノトス

○第一審判決ヲ廢棄シテ更ニ本案ノ判決ヲ爲スハ民事訴訟法第四百三十條ニ所謂判決ノ變更ナリトス

○第一審裁判所カ當事者間ノ權利義務ヲ判定シ請求ヲ斥クタルキ第二審裁判所ハ原告ニ訴權ナシトシテ其要求ヲ排斥スルニハ第一審判決ヲ廢棄シ訴ノ却下ヲ言渡スヘキモノトス

○原因及ヒ數額ニ付キ爭アル訴訟ニ於テ先ツ原因ニ對シ爲シタル裁判ハ中間判決ナリ而シテ第二審ハ中間判決ヲ以テ終局判決ヲ變更スルヲ得サルニ由リ終局判決タル數額ノ判決ヲ爲スニ當リ第一審判決ト衝突スル場合ニ於テ第一審判決ヲ廢棄ニヘキモノトス

○控訴審ニ於テ控訴ヲ棄却スル場合ノ外請求ニ關シ言渡ス判決ハ訴ノ一定ノ申立ニ基キ之ヲ爲スヘキモノトス

○訴訟能力欠缺ノ妨訴抗辯ニ基キ訴ヲ却下シタル判決ニ對スル控訴ニ付テ第二審裁判所ハ唯其抗辯ノ當否ヲ裁判スヘキモノニシテ本案ノ裁判

三七 八二五

二六 二五

二九 二八

三〇 二二

三三 二二

三五 二四

三九 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

第四百二十一條

○第一審ニ於テ請求ノ原因ニ辯論ヲ制限シタル判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ控訴審ニ於テ請求ノ金額ノ點ニ付キ判決ヲ下シタルハ違法ナリ

○民事訴訟法中第二審裁判所カ第一審判決ヲ取消シ更ニ其裁判ヲ爲スヘキ場合ニ於テ取消ノ意義ヲ示ス用語ヲ限定シタル規定ナキヲ以テ第一審ノ判決ヲ取消スニ方リ廢棄ナル文字ヲ用ユルモ同法ニ違フコトナシ

○民事訴訟法第四百一條若クハ第四百二十條等ニ變更ナル文字アルハ本案判決ヲ取消ス場合ニ之ヲ使用スヘシト云フ旨趣ヲ示スニ非スシテ當事者ノ申立ナキモノハ上訴ニ於テモ審理ヲ爲サントス原則ヲ明カニシタルニ外ナラス

○第一審裁判所カ辯論ヲ係爭法律關係ノ當事者ナルヤ否ノ點ニ制限シテ原告ニ敗訴ヲ言渡シタル場合ニ於テハ第二審裁判所ハ事件ノ全部ニ付キ裁判スヘキモノニシテ唯請求ノ原因當否ニ付キ裁判ヲ爲シ其數額ニ付テ裁判ヲ爲サシムル爲メ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ得ス

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

三三 二五

第四百二十二條

○控訴院カ第一審裁判所ニ於テ訴狀ヲ却下シタルモノヲ不法トスルトキ







○民事訴訟法第四百二十二條第三號ハ第一審裁判所ニ於テ妨訴ノ抗辯ヲ理由ナシトシテ棄却シ控訴裁判所モ亦同一ノ見解ヲ採リタルトキ若クハ第一審裁判所カ理由アリトシタル妨訴ノ抗辯又控訴裁判所ニ於テ理由ナシトスルトキ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スヘキコトヲ規定シタルモノトス

○民事訴訟法第四百二十二條第四號ニ該當スル場合ニ於テ尙ホ辯論ヲ必要トスルトキハ控訴裁判所ハ其事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スヘキモノトス

○民事訴訟法第四百二十二條第四號ニ所謂先ツ原因ニ付キ裁判ヲ爲シ云云ノ文詞ハ辯論ヲ分離シ請求ノ原因ニ付キ判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ其原因ヲ是認シタルト之ヲ否認シタルトヲ問ハサル法意ナリト解釋スルヲ相當トス

○民事訴訟法第四百二十二條第四號ハ第一審裁判所カ請求ノ原因及ビ數額ニ付キ爭アルトキ原因ナシト判決シタルニ依リ原告之ニ對シテ控訴ヲ爲シタル場合ノミナラス同裁判所カ原因アリト判決シ被告之ニ對シテ控訴ヲ爲シタル場合ニモ亦適用スヘキモノニシテ第一ノ場合ニ於テハ控訴ヲ棄却シタル上事件ヲ差戻スヘク又第二ノ場合ニ於テハ第一審

判決ヲ廢棄シテ事件ヲ差戻スヘキ旨ヲ規定シタルモノトス

第四百二十二條

第四百二十三條

○第一審裁判所ニ於ケル判事ノ定數調書ノ署名捺印等ノ手續ニ違背シタルコトアラハ之カ不法ヲ主張スルモノニ於テ其申立ヲ爲ササルヘカラス第二審裁判所カ職權ヲ以テ此等ノ審査ヲ爲スヘキモノニ非ス

○言渡ヲ爲ササル判決ト雖モ其送達ヲ受ケ控訴ヲ提起シタル以上ハ民事訴訟法第四百二十三條ニ依リ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻ササルヘカラス故ニ言渡ナキ判決ニ對スル控訴ナリトノ理由ヲ以テ其控訴ヲ無効トシテ棄却スルハ違法ナリ

○第一審ニ於ケル證據調ニ關スル手續ノ違背ハ必スシモ其裁判ヲ廢棄スヘキ結果ヲ生スルモノニ非ス

○民事訴訟法第四百二十三條ニ因ル控訴裁判所ノ權能ニ付テハ別ニ制限スル所ナキヲ以テ第一審裁判所カ單ニ形式上訴ヲ不適法トシテ却下シタルニ止マリ本案ニ付キ裁判ヲ爲ササル場合ニ於テモ控訴裁判所ハ必スシモ事件ヲ差戻スヲ要セサルモノトス

○民事訴訟法第四百二十三條ハ控訴裁判所ニ付與スルニ差戻ノ權利ヲ以テシタルモノナレハ第一審裁判所カ訴訟手續ノ規定ニ違背シタルコト

三七

八一

二六

二七九

三三

九

五五

三六

九〇一

四〇

九三六



ヲ看過シテ控訴裁判所自ラ事件ニ付キ裁判シタル場合ト雖モ是レ自己

ノ職權ヲ行使シタルモノニシテ不法ナリト云フヲ得ス

○第一審ノ訴訟手續ニ違背アリタル場合ニ於テ事件ノ差戻ヲ爲スヘキヤ

否ヤハ控訴審ノ自由ニ決スルコトヲ得ルモノトス

(同手前) 第一審ニ於ケル訴訟手續ノ規定ニ違背シ控訴裁判所カ其判決及ヒ違背シタル訴訟手續ノ部分

ヲ廢棄スルトキ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スト否トハ其自由ナリトス

○民事訴訟法第四百二十三條ノ規定ニ該當スル事件ニ付テハ之ヲ第一審裁判所ニ差戻スト否ト

ハ第二審裁判所ノ職權ニ屬スルモノトス

第一審裁判所カ訴訟手續ニ違背シタル場合ニ於テ民事訴訟法第四百二十三條ニ依リ第一審判

決ヲ廢棄シ事件ヲ第一審ニ差戻スト否トハ控訴裁判所ノ自由ナリトス

○民事訴訟法第四百二十三條ノ規定ハ第一審ノ訴訟手續ニ違背アリタル場合ニ於テ事件ノ差戻

ヲ爲スト否トハ控訴裁判所ノ職權ニ一任シタルモノト解スヘキモノトス

○第一審判決カ民事訴訟法第二百三十二條ニ違背シタリトスルモ同法第四百二十三條ニ依リ事

件ヲ第一審裁判所ニ差戻スヘキヤ否ヤハ第二審裁判所ノ自由ニ選擇シ得ル所ナリトス

第四百二十四條

○第一審判決中ニ「事務取扱ハ達示ヲ發スル權ヲ有ス」トアルハ裁判ノ理

由ニシテ之ニ依リ事件ノ裁判ヲ爲シタルモノニ非ス則チ違法ノ判決ナ

リト云フヲ得ス故ニ原院カ第一審判決ヲ廢棄セスシテ控訴ヲ却下シタ

ルハ相當ナリ

○第一審裁判所カ故障申立後ノ對審判決ト闕席判決ト符合スル場合ニ闕

席判決維持ノ言渡ヲ爲サス之ヲ廢棄スルノ言渡ヲ爲スモ結局當事者ニ

利害ノ關係ナキ上ハ第二審裁判所ニ於テ原裁判ヲ認可シ控訴ヲ棄却シ

タルハ不法ニ非ス

○裁判所ノ構成ヲ爲ササル第一審裁判所カ下シタル裁判ニ對スル控訴ヲ

審判スルニ當リ第二審裁判所カ其裁判ヲ認可シ控訴ヲ棄却シタルハ不

法ナリトス

○土地買受確認請求事件ニ付キ第一審判決ニ於テ被告カ其土地ノ共有權

利者ニ非サルコトヲ確定シ第二審判決ノ旨趣亦之ト同一ナル以上ハ縱

令其理由ヲ異ニスルモ控訴ヲ棄却スルヲ相當トス

(同手前)

○訴訟手續ノ停止ナル語ハ民事訴訟法中ニ用非タル所ナキモ此語辭ヲ用非タレハトテ裁判ヲ取

消スヘキ瑕瑾ニ非ス又上訴審ノ裁判ト下級審ノ裁判ト歸スル所同一ナルハ其理由ニ於テ差異

アルモ下級審ノ裁判ヲ取消スヘキモノニ非ス

○第二審判決ハ第一審判決ト其理由符合セサルモ結局曲直ノ點ニ於テ同一ナルトキハ第一審判

決ヲ廢棄セスシテ控訴ヲ棄却スヘキモノトス

二七	二七	二七	二七	二七	二七
二九	二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三
三六	三六	三六	三六	三六	三六
三九	三九	三九	三九	三九	三九
四一	四一	四一	四一	四一	四一
四二	四二	四二	四二	四二	四二
四三	四三	四三	四三	四三	四三
四四	四四	四四	四四	四四	四四
四五	四五	四五	四五	四五	四五
四六	四六	四六	四六	四六	四六
四七	四七	四七	四七	四七	四七
四八	四八	四八	四八	四八	四八
四九	四九	四九	四九	四九	四九
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
五一	五一	五一	五一	五一	五一
五二	五二	五二	五二	五二	五二
五三	五三	五三	五三	五三	五三
五四	五四	五四	五四	五四	五四
五五	五五	五五	五五	五五	五五
五六	五六	五六	五六	五六	五六
五七	五七	五七	五七	五七	五七
五八	五八	五八	五八	五八	五八
五九	五九	五九	五九	五九	五九
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
六一	六一	六一	六一	六一	六一
六二	六二	六二	六二	六二	六二
六三	六三	六三	六三	六三	六三
六四	六四	六四	六四	六四	六四
六五	六五	六五	六五	六五	六五
六六	六六	六六	六六	六六	六六
六七	六七	六七	六七	六七	六七
六八	六八	六八	六八	六八	六八
六九	六九	六九	六九	六九	六九
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
七一	七一	七一	七一	七一	七一
七二	七二	七二	七二	七二	七二
七三	七三	七三	七三	七三	七三
七四	七四	七四	七四	七四	七四
七五	七五	七五	七五	七五	七五
七六	七六	七六	七六	七六	七六
七七	七七	七七	七七	七七	七七
七八	七八	七八	七八	七八	七八
七九	七九	七九	七九	七九	七九
八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
八一	八一	八一	八一	八一	八一
八二	八二	八二	八二	八二	八二
八三	八三	八三	八三	八三	八三
八四	八四	八四	八四	八四	八四
八五	八五	八五	八五	八五	八五
八六	八六	八六	八六	八六	八六
八七	八七	八七	八七	八七	八七
八八	八八	八八	八八	八八	八八
八九	八九	八九	八九	八九	八九
九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
九一	九一	九一	九一	九一	九一
九二	九二	九二	九二	九二	九二
九三	九三	九三	九三	九三	九三
九四	九四	九四	九四	九四	九四
九五	九五	九五	九五	九五	九五
九六	九六	九六	九六	九六	九六
九七	九七	九七	九七	九七	九七
九八	九八	九八	九八	九八	九八
九九	九九	九九	九九	九九	九九
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

四五	四五	四五	四五	四五	四五
四六	四六	四六	四六	四六	四六
四七	四七	四七	四七	四七	四七
四八	四八	四八	四八	四八	四八
四九	四九	四九	四九	四九	四九
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
五一	五一	五一	五一	五一	五一
五二	五二	五二	五二	五二	五二
五三	五三	五三	五三	五三	五三
五四	五四	五四	五四	五四	五四
五五	五五	五五	五五	五五	五五
五六	五六	五六	五六	五六	五六
五七	五七	五七	五七	五七	五七
五八	五八	五八	五八	五八	五八
五九	五九	五九	五九	五九	五九
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
六一	六一	六一	六一	六一	六一
六二	六二	六二	六二	六二	六二
六三	六三	六三	六三	六三	六三
六四	六四	六四	六四	六四	六四
六五	六五	六五	六五	六五	六五
六六	六六	六六	六六	六六	六六
六七	六七	六七	六七	六七	六七
六八	六八	六八	六八	六八	六八
六九	六九	六九	六九	六九	六九
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
七一	七一	七一	七一	七一	七一
七二	七二	七二	七二	七二	七二
七三	七三	七三	七三	七三	七三
七四	七四	七四	七四	七四	七四
七五	七五	七五	七五	七五	七五
七六	七六	七六	七六	七六	七六
七七	七七	七七	七七	七七	七七
七八	七八	七八	七八	七八	七八
七九	七九	七九	七九	七九	七九
八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
八一	八一	八一	八一	八一	八一
八二	八二	八二	八二	八二	八二
八三	八三	八三	八三	八三	八三
八四	八四	八四	八四	八四	八四
八五	八五	八五	八五	八五	八五
八六	八六	八六	八六	八六	八六
八七	八七	八七	八七	八七	八七
八八	八八	八八	八八	八八	八八
八九	八九	八九	八九	八九	八九
九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
九一	九一	九一	九一	九一	九一
九二	九二	九二	九二	九二	九二
九三	九三	九三	九三	九三	九三
九四	九四	九四	九四	九四	九四
九五	九五	九五	九五	九五	九五
九六	九六	九六	九六	九六	九六
九七	九七	九七	九七	九七	九七
九八	九八	九八	九八	九八	九八
九九	九九	九九	九九	九九	九九
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇



○控訴棄却ノ判決ハ第一審判決ヲ是認セルモノニ外ナラサレハ之ト共ニ爲シタル假執行ノ宣言ハ第一審判決ヲ執行スルコトヲ得セシムル旨趣ナリトス

○第二審裁判所カ審理ノ末第一審判決理由中ニ失當ノ廉アルモ其判決主文同一ニ歸著スルトキハ控訴棄却ノ言渡ヲ爲スヘク第一審判決ヲ廢棄スヘキモノニ非ス

(參照)

控訴裁判所カ一件審理ノ後印紙ノ犯則ヲ發見シタルトキハ民事訴訟法第四百二十四條ヲ適用シテ控訴ヲ棄却スヘキモノトス同法第四百二十九條ハ法律上ノ方式ニ適セサルカ期間經過後ニ起シタルコトナキヤ否ヤヲ調査シ之カ處分ヲ爲スコトノ規定ニ過キサレハ此場合ニ適用スヘキモノニ非ス

第四百二十五條

第四百二十五條

○民事訴訟法第四百二十五條ニ所謂判決ハ終局判決又ハ終局判決ト看做スヘキモノニ限り獨立シテ上訴スルヲ得サル中間判決ヲ包含セサルモノトス

○第二審裁判所ハ相手方カ控訴又ハ附帶控訴ノ方法ヲ以テ不服ヲ申立テタル部分ニ非サレハ縱令第一審判決ニ瑕瑾アルトキト雖モ之ヲ控訴人ノ不利益ニ變更スルコトヲ得ス

○民事訴訟法第四百二十五條ノ所謂判決ハ控訴人ノ不利益ニ變更スルト

ハ判決主文其モノヲ不利益ニ變更スルノ意ニシテ判決理由ノ變更ハ之

ニ包含セス

(同義)

民事訴訟法第四百二十五條ニ不利益ノ變更トアル文詞ハ判決主文ノ變更ヲ云フモノニシテ判決理由ヲ指シテ云フニ非ス

○控訴審カ其判決主文ニ於テ控訴ヲ棄却スト言渡シタル場合ハ第一審ト同一ノ判決ヲ爲シタルモノニシテ判決ヲ變更セルモノニ非ス從テ控訴審カ第一審ト同一ノ理由ニ基キ控訴ヲ棄却スルト否ト將タ控訴人ニ利益ナル理由ニ基クト否トハ之ヲ問フノ要ナシ

第四百二十九條

第四百二十九條

○民事訴訟法第四百二十九條末段ハ控訴人ニ於テ一應相當ノ證據力アリトスヘキ新證ヲ提出シ以テ第一審裁判所ニテ確定セル事實ヲ攻撃スルニ際シ被控訴人ニ於テ出頭シテ辯論セサルトキハ控訴人ノ立證ハ其證據ニ相當セル結果ヲ得タルモノトシテ闕席判決ヲ爲スヘシトノ律意ナリ

○控訴人ヨリ闕席判決ノ申立ヲ爲シタルトキハ民事訴訟法第四百二十九

三	四	三〇	二五	七	五
二	一	一	六	二七	四八
二	二	二五	一		

三	二六	二九	二五
一	二四	一五〇	一三
二	二四	一五〇	一三



○條ノ規定ニ從テ判決スヘキモノナルニ同法第二百四十八條ノ規定ニ從テ判決シタルハ法律ヲ不當ニ適用シタルモノトス

○被控訴人カ闕席ノ場合ニ於テ控訴人カ新事實ヲ主張シ新證據ヲ提出シタルトキハ原院ハ宜ク民事訴訟法第四百二十九條ノ規定ニ依リ其主張シタル事實及ヒ提出シタル證據方法ハ第一審裁判ノ憑據ト爲リタルモノニ牴觸スルヤ否ヤヲ調査シ果シテ之ニ牴觸スルモノト認ムルトキハ其牴觸スル理由ヲ付シテ之ヲ排斥スヘク若シ牴觸セサルモノト認ムルトキハ控訴人ノ事實上ノ供述ハ被控訴人之ヲ自白シタルモノト看做シ且事實上ノ確定ヲ辯駁スル爲メ控訴人ノ申立テタル適法ノ證據調ハ既ニ之ヲ爲シ其結果ヲ得タルモノト看做シ闕席判決ヲ爲スヘキモノトス然ルニ原院ノ判決茲ニ出テサルハ不法ノ裁判ナリ

(同主旨)

被控訴人口頭辯論期日ニ出頭セサル場合ニ於テ出頭シタル控訴人ヨリ闕席判決ノ申立テ爲ストキハ先ツ控訴人タル者ノ事實上ノ供述カ第一審裁判ノ憑據ト爲リタルモノ即チ第一審判決ニ記載セラレタル事實上ノ供述ト牴觸スルヤ否ヲ審査シ然後相當ノ判決ヲ下ササルヘカラス  
○被控訴人カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セス闕席判決ヲ言渡ス場合ニ於テ控訴人カ援用セル證人ノ證言ヲ排斥シタルハ民事訴訟法第四百二十九條ノ規定ニ背反セル不法アルモノナリ

第四百三十條

○判決ノ事實ノ摘示ハ前審ノ判決ヲ引用スルコトヲ得

○第二審ニ於テ呈供シタル某證ハ他ノ證ノ事實ヲ確メンカ爲メノモノニシテ更ニ新事實ヲ提出シテ之ヲ證明シタルモノニ非サレハ第一二審ノ間ニ事實上ノ差異ヲ生セス故ニ第二審カ「控訴人被控訴人ノ陳述ハ原文ニ摘載スル所ト同一ナリ」ト判シタルハ不法ニ非ス

第四百三十一條

○民事訴訟法第四百三十一條ニ從ヒ認證シタル判決謄本ハ原本ニ代用セラレテ其效ヲ有ス故ニ其認證謄本ニ依リ作成シタル正本ヲ受ケタル者ハ之ニ依リテ不變期間ヲ計算スヘキモノトス

第二章 上告

○大審院ハ事實認定ノ當否ヲ審判スル所ニ非ス又其判決例ハ事實承審官ノ事實認定權ヲ羈束スヘキモノニ非ス  
○裁判言渡書ノ理由中ニ掲載シアル文字カ如何ナル意味ヲ含有シ如何ナル事柄ヲ指示シタルカヲ判定スルハ事實上ノ問題ニ屬スルモノトス既ニ事實上ノ問題ニ屬スル以上ハ事實裁判所ノ主權ヲ以テ解釋スヘキモ

二五	一	三二
二七	一	三三
二九	一	三五
三〇	一	三六
三一	一	三七
三二	一	三八
三三	一	三九
三四	一	四〇
三五	一	四一
三六	一	四二
三七	一	四三
三八	一	四四
三九	一	四五
四〇	一	四六
四一	一	四七
四二	一	四八
四三	一	四九
四四	一	五〇
四五	一	五一
四六	一	五二
四七	一	五三
四八	一	五四
四九	一	五五
五〇	一	五六
五一	一	五七
五二	一	五八
五三	一	五九
五四	一	六〇
五五	一	六一
五六	一	六二
五七	一	六三
五八	一	六四
五九	一	六五
六〇	一	六六
六一	一	六七
六二	一	六八
六三	一	六九
六四	一	七〇
六五	一	七一
六六	一	七二
六七	一	七三
六八	一	七四
六九	一	七五
七〇	一	七六
七一	一	七七
七二	一	七八
七三	一	七九
七四	一	八〇
七五	一	八一
七六	一	八二
七七	一	八三
七八	一	八四
七九	一	八五
八〇	一	八六
八一	一	八七
八二	一	八八
八三	一	八九
八四	一	九〇
八五	一	九一
八六	一	九二
八七	一	九三
八八	一	九四
八九	一	九五
九〇	一	九六
九一	一	九七
九二	一	九八
九三	一	九九
九四	一	一〇〇



ノナルヲ以テ縱令其解釋カ司法裁判上古來ノ成績ニ於テ見サル所ノ事實ヲ認定セラレシニモセヨト審院カ之ニ立入り解釋ノ當否ヲ鑒査スヘ

○キモノニ非ス

○當事者間ノ前訴訟ニ於テ一方カ他方ノ株券ヲ委任狀附ノ儘委任權ヲ超越セル訴外人ヨリ抵當ニ取リタルハ其不注意ニ出テタルモノナリトノ斷定ヲ受ケ其實確定セシトキハ爾後他ノ訴訟ニ於テ該抵當ニ取リタル行爲ハ自己ノ過失ニ非スシテ其責他方ニ在リト主張スルヲ得ス隨テ其商習慣有無ノ點ニ對スル原判決ノ理由不穩當ハ以テ其判決理由ノ基本ニ影響ヲ及ボサス

○當事者ノ法定代理人タル資格ヲ以テ受ケタル判決ニ對スル上告ハ其法定代理人之ヲ提起セサルヘカラス若シ其者ノ法定代理權消滅スルトキ

ハ民事訴訟法第八十條ノ規定ニ依ルヘキモノトス

○第二審ノ判決言渡後ニ於テ合意上權利拘束ノ效力ヲ消滅セシメタルトキハ其理由ノ如何ニ拘ハラス上告ヲ爲スヲ得ス

○上告ハ法律ニ違背シテ權利上不利益ナル裁判ヲ受ケタル者ニ限り其救濟方法トシテ之ヲ提起シ得ヘキモノトス

○控訴裁判所カ假執行ヲ宣言スヘキ申立ヲ看過シタルトキハ補充判決ノ

申立ヲ爲シ得ルニ止マリ援テ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

○舊曆ノ辰刻法ハ天保壬寅元曆以前ニ在リテハ日出日没ハ常ニ明六ツ時

暮六ツ時ト一致スルコトナク明六ツ時ハ日出前ニシテ暮六ツ時ハ日没

後ニ係リ又春夏秋冬晝夜ノ伸縮アルニ隨ヒ時刻ニ長短ノ差ヲ生シタル

モノトス

○第一審判決ニ對シ當事者雙方ヨリ控訴ノ申立アリタルモ控訴裁判所ハ

之ヲ併合審理シ一箇ノ判決ヲ以テ裁判ヲ爲シタル場合ニ於テ上告人カ

最初其判決ニ對シ一部破毀ノ申立ヲ爲シ其後申立ヲ擴張シテ全部破毀

ノ申立ヲ爲スハ違法ニ非ス

○訴訟手續中斷中ノ上告ト雖モト告人カ口頭辯論前受繼ノ爲メ承繼人呼

出ヲ申立テ補正ヲ爲シタルトキハ上告ハ此時ヲ以テ有效ニ成立シタル

モノトス

○共同訴訟ニ於テ係爭權利關係カ總テノ共同訴訟人ニ對シ合一ニノミ確

定スヘキモノナリヤ否ハ法律上ノ問題ナレハ上告裁判所ニ於テ判斷ス

ヘキモノトス

(參照)

第二審ノ裁判所ニ提出シタル證書ノ寫ニ印紙貼用ノ形アリ且該裁判所ニ於テ印紙ノ有無ニ付

二六	二	三九
二七	一	四〇
二八	一	四一
二九	一	四二
三〇	一	四三
三一	一	四四
三二	一	四五
三三	一	四六
三四	一	四七
三五	一	四八
三六	一	四九
三七	一	五〇
三八	一	五一
三九	一	五二
四〇	一	五三
四一	一	五四
四二	一	五五
四三	一	五六
四四	一	五七
四五	一	五八
四六	一	五九
四七	一	六〇
四八	一	六一
四九	一	六二
五〇	一	六三
五一	一	六四
五二	一	六五
五三	一	六六
五四	一	六七
五五	一	六八
五六	一	六九
五七	一	七〇
五八	一	七一
五九	一	七二
六〇	一	七三
六一	一	七四
六二	一	七五
六三	一	七六
六四	一	七七
六五	一	七八
六六	一	七九
六七	一	八〇
六八	一	八一
六九	一	八二
七〇	一	八三
七一	一	八四
七二	一	八五
七三	一	八六
七四	一	八七
七五	一	八八
七六	一	八九
七七	一	九〇
七八	一	九一
七九	一	九二
八〇	一	九三
八一	一	九四
八二	一	九五
八三	一	九六
八四	一	九七
八五	一	九八
八六	一	九九
八七	一	一〇〇

四三	三七八
四四	三七八
四五	二七八
四六	一七八
四七	七九
四八	一三九
四九	一三九
五〇	一三九
五一	一三九
五二	一三九
五三	一三九
五四	一三九
五五	一三九
五六	一三九
五七	一三九
五八	一三九
五九	一三九
六〇	一三九
六一	一三九
六二	一三九
六三	一三九
六四	一三九
六五	一三九
六六	一三九
六七	一三九
六八	一三九
六九	一三九
七〇	一三九
七一	一三九
七二	一三九
七三	一三九
七四	一三九
七五	一三九
七六	一三九
七七	一三九
七八	一三九
七九	一三九
八〇	一三九
八一	一三九
八二	一三九
八三	一三九
八四	一三九
八五	一三九
八六	一三九
八七	一三九
八八	一三九
八九	一三九
九〇	一三九
九一	一三九
九二	一三九
九三	一三九
九四	一三九
九五	一三九
九六	一三九
九七	一三九
九八	一三九
九九	一三九
一〇〇	一三九



キ論争ナカリシトキハ上告裁判所ハ印紙貼用アリタルモノト認定セサルヲ得ス

第四百三十二條

凡ソ上告ハ第二審ノ終局判決ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス  
 故ニ第二審カ終局判決ヲ與ヘサル所ノ理由ノミニ對スル上告ハ其當否  
 ノ如何ニ拘ハラズ爲スコトヲ得サルモノトス  
 ○請求ニ對シ答辯ヲ爲ス資格ナシトノ抗辯ハ本案ニ關スル獨立ノ防禦方  
 法ナリ隨テ之ヲ排斥シタル判決ハ中間判決ナルヲ以テ獨立シテ上訴ヲ  
 爲スコトヲ得ス  
 ○中間判決ニ對シテハ上訴ニ關シ終局判決ト看做スヘキ法文アルモノノ  
 外獨立シテ上告ヲ提起スルコトヲ得ス  
 (同左)

第四百三十三條

普通ノ中間判決ニシテ終局判決ト看做スヘカラサルモノハ獨立シテ上告ヲ許サズ  
 ○被告カ第一審判決中自己勝訴ノ部分ニ對シ爲シタル控訴ハ控訴審  
 ニ於テ之ヲ不適法トシテ却下スヘキモノナルニ拘ハラズ之ヲ遺脱シタ  
 ルハ瑕疵アルモノナリト雖モ追加判決申立ノ方法ニ依リ其補充ヲ求ム  
 ルハ格別此點ニ對シ上告ヲ爲シタルハ失當ナリトス

第四百三十三條

第四百三十三條

○終局判決前ニ爲シタル裁判ハ本案ノ終局判決ヲ受ケタル後之ニ對シ上  
 告ヲ爲ス場合ニ限り併セテ不服ヲ主張シ得ヘキモ妨訴抗辯ニ付テノ判  
 決ニ對スル上告ト共ニ不服ヲ主張シ得ヘキモノニ非ス  
 ○判決ノ誤謬ヲ更正シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法第二百四十一條第  
 三項ニ依リ抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ヘキ規定アルヲ以テ原  
 判決ニ對シ上告ニ於テ重ネテ此點ニ付キ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス  
 ○忌避ノ原因アリトスル決定ハ終局判決前ニ爲シタル裁判ナルモ之ニ對  
 シ上告裁判所ノ判斷ヲ受クルコトヲ許サズ故ニ該決定ニ關スル手續ニ  
 違法ノ點アルモ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

(同左)

忌避ノ原因アリト宣言スル決定ハ民事訴訟法第四百三十三條但書前半ノ規定ニ該當スルモノ  
 ニシテ上級審ヲ羈束スル裁判ナリトス  
 忌避ノ原因アリト宣言スル決定ハ終局判決前ニ爲シタル裁判ナリト雖モ之ニ對シ不服ヲ申立  
 テ上告裁判所ノ判斷ヲ受クルコトヲ得ス

○起訴者カ控訴審ニ至リ訴ヲ變更シタル場合ニ於テ其新訴ヲ却下セル判  
 決ニ對シ不服ナルトキハ民事訴訟法第四百三十三條ニ依リ終局判決前  
 ニ爲シタル裁判トシテ上告裁判所ノ判斷ヲ受クヘキモノニシテ獨立シ

三	三五	三四	四〇	三五	三二
一〇	一〇	二	一	一	五
二八	五九	一〇〇	五七	五七	五

七	二八	三〇	二六	二四	二
二五九	三九七	二	一九九	一	一六二
二五九	四二一	二	一九九	一	一六二















リタル場合ト雖モ爾後該當事者ノ代理人期日ニ出頭シテ辯論ヲ爲シ判決ヲ受ケタル以上ハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

三元

六六二

○第二審裁判所カ控訴ノ申立ナキ點ニ對シ控訴棄却ノ判決ヲ爲シタル場合ト雖モ被控訴人ハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

三元

一三六九

○口頭辯論期日ノ呼出ニ不法アルモ訴訟代理人カ異議ヲ留メスシテ其期日ニ辯論ヲ爲シタル以上ハ上告ノ理由ト爲ラス

三元

一六三五

(同業)

控訴狀又ハ辯論期日呼出狀ノ送達ニ不合法ノ點アルモ何等ノ異議ヲ挾マズシテ口頭辯論ヲ爲シ判決ヲ受ケタル以上ハ其實問權ヲ拋棄シタルモノナレハ之ヲ理由トシテ上告ヲ爲スコトヲ得ス

三元

一三九

○破産管財人ノ爲ス訴訟ヲ審理スルニ當リ破産者ヲ證人トシテ訊問シタルハ不當ナリト假定スルモ管財人ニ於テ何等ノ異議ヲ述ヘサルトキハ其責問權ヲ拋棄シタルモノニ外ナラサレハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

三元

三〇七

○裁判所カ判決言渡ノ期日ヲ指定セサルハ違法ナレトモ之カ爲メ當事者ニ不利益ヲ蒙ムラシメタル場合ニ在ラサレハ上告ノ理由ト爲ラス

三元

五五八

○控訴裁判所カ第一審判決中控訴人ヨリ不服ノ申立ヲ爲ササリシ部分ニ付キ判決ヲ爲シタル場合ト雖モ之カ爲メ控訴人ニ對シ何等ノ不利益ヲ

及ホササルトキハ上告ノ理由ト爲ラス

三元

七九七

○第一審裁判所カ原告ヨリ提出シタル一定ノ申立訂正書ヲ被告ニ送達セ

三元

一〇二二

スシテ該訂正書ニ基キ關席判決ヲ爲シタル場合ト雖モ爾後其故障申立ニ依リ更ニ關席判決ヲ維持スル旨ノ言渡ヲ爲シタル以上ハ被告タル上

三元

一五七

告人ノ利害ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナケレハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

三元

一〇二二

○控訴裁判所カ裁判所構成法第四十八條ニ依リ大審院ノ表示セル法律上ノ意見ニ遵據シテ判決ヲ爲シタル以上ハ其旨趣同院ノ最近判例ニ背反スルモ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

三元

一〇二二

○受託裁判所カ鑑定人ニ對シ當事者トノ關係ヲ訊問スルニ方リ其配偶者ト親族ナルヤ否ヤノ訊問ヲ遺脱シタル場合ト雖モ相手方ニ於テ之ニ對シ何等ノ異議ヲ述フルコトナク判決ヲ受ケタル以上ハ後日ニ至リ其違法ヲ主張シテ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

三元

一〇二二

○裁判所カ判決言渡ノ期日ヲ變更スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テ該決定ヲ當事者ニ送達セサルハ違法ナレトモ之カ爲メ其權利上ニ利害ノ影響ヲ及ホササルヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

三元

一〇二二

○新辯論ニ基キテ爲スヘキ判決カ關席判決ト符合セサルニ拘ハラヌ新判



決ニ於テ關席判決ヲ廢棄セサルハ失當ナレトモ之カ爲メ當事者ノ利害ニ何等ノ影響ヲ及ホササルヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

(同主旨)

○新判決ニ於テ之ニ符合セサル控訴棄却ノ關席判決ヲ廢棄セズ第一審判決ヲ廢棄シ更ニ判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ關席判決カ形式上存在スルニ拘ハラズ毫モ新判決ニ影響ヲ及ホササルカ故ニ關席判決ヲ廢棄セサル瑕疵ノ爲メ新判決ヲ破毀スルノ要ナキモノトス  
○新辯論ニ基キテ爲スヘキ判決カ關席判決ト符合セサルニ拘ハラズ新判決ニ於テ關席判決ヲ廢棄セサルハ穩當ナラス然レトモ關席判決ヲ廢棄セサルカ爲メ其判決カ形式上存在スルモ毫モ新判決ニ影響ヲ及ホササルカ故ニ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

○民事訴訟法第二百九十七條ニ依リ證言ヲ拒ム權利アル者ニ對シ裁判所カ其旨ヲ告クルコトナク直ニ參考人トシテ訊問スルモ當事者ニ於テ何等ノ異議ヲ述ヘサルトキハ後日ニ至リ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○受訴裁判所カ證人ノ證言拒絕ノ當否ニ付キ當事者ヲ審訊セスシテ裁判ヲ爲シタル場合ト雖モ當事者異議ヲ述ヘサリシトキハ後日ニ至リ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○控訴裁判所ノ差戻判決ニ對スル不服ノ理由ニシテ本案終局判決ニ何等ノ影響ヲ及ホササルモノハ其當否ヲ論セス原判決ヲ破毀スル理由ト爲

スニ足ラス

○控訴代理人カ控訴狀ニ捺印セサル場合ト雖モ控訴人カ該書面ニ基キ申立ヲ爲シ且相手方ニ於テ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○差戻後ニ於ケル控訴判決ノ基本タル口頭辯論期日ニ當事者ヨリ委任ヲ受ケタル訴訟代理人出頭シテ辯論ヲ爲シタルトキハ縱令差戻前ノ控訴及ヒ上告判決ニ代理ノ欠缺アリタレハトテ原判決ヲ破毀スル理由ト爲スニ足ラス

○頼母子講ノ世話人カ講ノ規約上講員ノ同意ヲ要セスシテ落札講員ニ對シ訴訟ヲ提起スルノ權アル場合ニ其名ニ於テ訴訟ヲ提起シタルハ講員ノ訴訟代理人トシテ訴訟ヲ起シタルモノニ非サルヲ以テ其訴訟委任ノ有無及ヒ方式ニ關スル攻撃ハ上告ノ理由ト爲ラス  
○判決ニ事實ノ摘示ヲ爲ササルトキハ判決ヲ爲スニ足ルヘキ事實上ノ基本ヲ缺キ又上告裁判所ハ之カ判斷ヲ爲ス能ハサルニ至ルヲ以テ右摘示ノ欠缺判決ハ法律ニ違背スルモノトス  
○裁判所カ證人申請ヲ許容シタルニ拘ハラズ之ヲ訊問セズシテ審判ヲ告ケタルニ對シテ異議ヲ留メサルハ是レ責問權ヲ拋棄シタルモノナレハ

四二	一〇一五
四三	二五三
四三	五六四
四四	五六
四五	三四七
四五	三三二
四五	三〇三

四一	九一
四〇	一七〇
三一	二二
三一	一〇
三一	一三
四一	二二







- 爲シタルコトハ上告理由ト爲ラサルモノトス
- 第一審裁判所カ證人ヲ訊問スルニ當リ職權調査ノ結果當事者又ハ其配偶者ト親族關係ナキコトヲ認メ宣誓ヲ命シテ訊問ヲ爲シタル以上ハ縱令第二審判決言渡ノ後該證人ト相手方ノ妻トノ間ニ親族關係アルコトヲ發見スルモ其新事實ヲ提出シテ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス
- 口頭辯論調書ニ列席裁判所書記ノ氏名ノ掲記ナキモ該口頭辯論カ證據調ノ爲メニ開カレ訊問スヘキ證人出廷セサリシ爲メ期日ヲ他日ニ指定シタルニ止マルトキハ其後ノ手續殊ニ判決ノ基本タル口頭辯論ニシテ適式ニ履踐セラレタル以上ハ原判決ヲ破毀スルニ足ラサルモノトス
- 會社ノ定款ノ解釋ハ契約書ノ解釋ト同シク事實裁判所ノ專權ニ屬スルモノナレシ之ニ批難ヲ加ヘ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス
- (同案) 書證ノ解釋ハ事實問題ニ屬ス從テ其解釋ニ批難ヲ加ヘ以テ上告論旨ト爲スナ得ス
- 民事訴訟法第二百三十六條第二號ニ定メタル事實及ヒ爭點ノ摘示ニ缺漏スル所アリトスルモ其欠缺カ判決主文ニ影響スル場合ニ非サレハ上告理由ト爲ルモノニ非ス

四	七五六
四	二三八
四	二〇五
五	六二八
六	二九七
三	二六九
三	二九七
六	二九七
六	二九七

(同案)

判決ノ事實摘示ニ當事者ノ提出シタル申立テ掲ケサル場合ト雖モ其欠缺ノ爲メ當事者ニ不利益ナル結果ヲ生シ殊ニ主文ニ影響スヘキコトヲ理由トスルニ非サレハ上告ヲ爲スコトヲ得ス

- 第一審證人ノ訊問申請ニ對スル證據決定ノ有無ニ付キ上告人ハ異議ヲ述ヘタル形跡ナキトキハ其責問權ヲ拋棄シタルモノト謂フヘキヲ以テ後日ニ至リ其不法ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス
- 上告人ハ第一審ニ於テ受命判事ヲ指定スル裁判長ノ命令ノ送達ナキ點ニ付キ異議ヲ述ヘタル形跡ナキ以上ハ其責問權ヲ拋棄シタルモノト解スヘク之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得サルモノトス
- 受託區裁判所カ證據調期日ヲ當事者ニ通知セサル不法ハ其證據調ニ接續スル口頭辯論ニ於テ之ヲ詰責スルニ非サレハ責問權ヲ喪失スルモノニシテ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得サルモノトス
- 人事訴訟手續ニ於テ檢事ニ事件及ヒ期日ヲ通知スヘキ法則ニ違背シテ爲シタル裁判ニ對シテハ法則違背ト該裁判トノ間ニ因果關係殊ニ原審ニ於テ期日ヲ檢事ニ通知セサリシカ爲メ檢事ノ主張スルコトヲ得ヘカリシ事實又ハ提出スルコトヲ得ヘカリシ證據方法ヲ斟酌セスシテ裁判ヲ爲シタル如キ關係存スル場合ニ上告ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

三九	二九七
六	二四八
七	二七四
七	四八一
七	一七九六



(同主旨)

人事訴訟手續ニ於テ檢事ニ事件及ヒ期日ヲ通知スヘキ旨ノ規定存スル場合ニ之カ通知ヲ爲サ  
スシテ裁判ヲ爲シタリトテ之ヲ以テ直ニ上告適法ノ理由ト爲スヲ得ス必スヤ斯ル法律違背ト  
判決トノ間ニ因果關係ノ存スル場合タルコトヲ要スルモノトス  
○裁判所カ婚姻事件ニ付キ檢事ニ口頭辯論期日ノ通知ヲ爲ササルハ違法ナレトモ檢事カ辯論ニ  
立會ヒタランニハ判決ノ結果ニ差異ヲ來スヘキ理由ノ存スル場合ニ在ラザレハ上告ノ理由ト  
爲スニ足ラス

○上告ハ第二審判決カ法律ニ違背シタルコトヲ理由トスルトキニ限リ之  
ヲ爲スコトヲ得ルモノニシテ第一審判決ノ不當ヲ理由トシテ上告ヲ申  
立ツルコトヲ得サルモノトス

第四百三十五條

〔第四百三十五條〕

○攻撃論争ノ點顯然タルニ毫モ異議ナキ證據ノ如ク卒然之ヲ採用シテ認  
定シタルハ違法ノ判決ナリ

○甲者カ賣買代金ヲ乙者ニ託シテ丙者ニ渡シシトキ乙者該金圓中若干圓  
ヲ渡ササリシカ爲メ紛議ヲ生シ訴フル場合ニ於テハ先ツ乙者ハ丙者ノ  
代人ニ屬スル歟將タ甲者ノ代人ニ屬スル歟ヲ定メ然ル後其金圓ヲ丙者  
ニ渡サシムルカ又ハ甲者ニ返戻スルカヲ判定セサルヘカラス然ルニ其  
事實ヲモ定メス甲者ニ返戻スヘキモノト判定シタルハ事實ヲ確定セス

シテ法則ヲ不當ニ適用シタルモノナリ

○上告人ハ民事訴訟法實施前ニ於テ適法ニ本件訴訟ヲ提起シタリト雖モ  
同法實施後ニ於テ其規定ニ從ヒ訴訟手續ヲ完結シタルモノニ非サレハ  
之ニ對シ與ヘタル第一審第二審ハ皆不法ニシテ破毀ヲ免レサルモノト  
ス

○當事者ノ提出セサル證據ニ依リ出訴期限中斷ノ事實ヲ認定シタルハ違  
法ナリ

(同主旨)

原院カ法廷ニ提出セサル證據ヲ裁判ノ資料ニ供シタルハ不法ナリ縱令該證據ヲ法廷ニ提出シタ  
リトスルモ當事者カ該證據ニ不服ナルニ其文詞ヲ援用シテ之カ裁判ヲ爲サンニハ相當ノ理由ヲ  
示ササルヘカラス  
當事者ノ引用セサル證人ノ證言ヲ採リテ判斷ノ材料ト爲シタル裁判ハ不法ナリ

○印紙稅法施行後ニ於テ相當ノ證券印紙貼用ナキ證書ハ裁判上證據トシ  
テ採用スヘカラサルモノトシ之ヲ排斥シタルハ印紙稅法ヲ不當ニ適用  
セサルモノナリ

○地上權ヲ以テ永小作權ナリト判定スルモ當事者間ニ於ケル法律關係ノ  
認定上ニ影響ヲ及ホササルトキハ破毀ノ原因ト爲スニ足ラス

三三	三二	二九	二七	二六	二五	二四	二三
一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四
五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五



○制限外ノ利息ニ關スル契約ハ當然無効ナルヲ以テ法律上ノ充當ノ場合ニ於テ制限外ノ利息ニ付キ有效ニ充當スルコトヲ得ヘキモノト爲シタル裁判ハ不法ナリ

三五  
二九  
一三一

○利息制限法ハ公益ニ關スル一ノ強行法ナルヲ以テ金錢ノ貸借上利息金及ヒ過怠金ノ要求アリタル場合ニハ同法違背ノ有無ヲ調査セサルヘカラス故ニ之ヲ調査セスシテ漫然要求ヲ認可シタル裁判ハ不法ナリ

三七  
一六七

○當事者カ制限外ノ利息ヲ元金ニ組入レ證書ヲ書替ヘタル場合ニ於テ其行爲ヲ有效トシ該金額ハ確定シテ動かスヘカラサルモノト爲シタル判決ハ不法ナリ

三九  
八七七

○不動産ノ賣買行爲カ虛偽ノ意思表示ナリシ事實ヲ主張シテ其所有權移轉登記ノ抹消ヲ請求シタル場合ニ於テ裁判所カ民法第七百八條ヲ適用シテ之ヲ排斥シタルハ不法ナリ

四二  
一七一

○他ノ原因ニ基キ給付スヘキ金錢ヲ以テ消費貸借ノ目的ト爲スニ依リ消費貸借カ成立シタル場合ニ於テ之ヲ證スル爲メ作成セラレタル私署證書又ハ公正證書ニ用キタル貸渡及ヒ受取ノ文字ヲ以テ直ニ現實金錢ヲ授受シタルノ意義ニ於テ用キタルモノト解スルハ實驗法則ニ反スルモノトス

三  
九八三

○手形債務者カ明治四十二年六月中承認ヲ爲シタル事實ヲ認メ之ニ因リ滿期日タル同三十五年十二月十五日以後ノ遅延利息債權ニ付キ時効ノ中斷アリト爲シタル判決ハ不法ナリ

三  
九二九

○等シク侵奪セラレタル占有ノ回復ヲ請求スル訴訟ニ在リテモ其請求原因カ單ニ占有ニ基因スルヤ將タ實體上ノ權利ニ基クヤニ依リ二種ノ訴存スルモノナレハ本權訴權ノ行使ニ因リ占有ノ回復ヲ求メタルヲ占有訴權ノ行使ニ因ル占有回收ノ訴ナリトシテ判斷ヲ與ヘタル判決ハ違法タルヲ免レス

四  
六九八

○衆議院議員選舉ノ效力ニ關スル異議ノ訴ニ於テ原告カ選舉人タル事實ヲ主張シ立證セサルニ拘ハラヌ市町村長ノ證明書ニ依リテ該事實ヲ確定シタル裁判ハ違法ナリ

五  
一〇七

(同案)

當事者ノ辯論セス立證セサルモノヲ以テ事實ヲ確定シ法則ヲ不當ニ適用シタル裁判ハ違法ナリ

二五  
五三

○株主カ失權シタル場合ニ於テ株式讓渡人カ讓渡後未タ二年ヲ經過セサル間ニ會社ヨリ株金拂込ノ催告ヲ受ケタルトキハ其讓渡人ノ責任ハ二年ヲ經過スルモ消滅セサルモノトシテ從テ讓渡人ニ對スル株金不足額請

五  
四三



求事件ニ付キ單ニ其不足額辨濟ノ請求ヲ讓渡後二年内ニ爲サレサリシ

コトヲ理由トシテ原告ニ敗訴ヲ言渡シタル判決ハ違法ナリ

○肺結核ハ縱令被保險者ノ配偶者ニ於テ罹レルトキト雖モ被保險者ノ生

命ニ關シ危險測定ニ重大ナル關係ヲ有スルモノナルヲ以テ單ニ保險契

約者及ヒ被保險者カ其夫ノ死因ニ關シ主タル疾患タル痔瘻ヲ告知シタ

ル以上ハ他ノ併發症タル肺結核ヲ告知スルニ及ハサルモノノ如ク判示

セル判決ハ失當タルヲ免レス

○當事者ノ提出シタル證據ハ總テ判斷ノ資料ニ供スヘキモノナレハ之ヲ

遺脱シテ判斷シタル判決ハ不法ニシテ破毀ヲ免レサルモノトス

○控訴人ノ住所ト控訴裁判所トノ距離カ何里ナルヤハ事實問題ニ屬スト

雖モ控訴裁判所カ控訴ノ適否ヲ決スルニハ職權ヲ以テ其里程ヲ確定シ

控訴期間ヲ遵守セルヤ否ヤヲ調査スヘキモノナレハ控訴裁判所カ不當

ニ里程ヲ確定シ不當ニ控訴ノ適法ヲ認メタル場合ニハ之ヲ上告理由ト

爲スコトヲ得ルモノトス

(參照)

地所ノ買戻權ヲ抵當トシテ金員ヲ借用シ之カ返濟期限ヲ定メタルモ若シ期限ニ至リ返濟セザ

ルトキハ之ヲ買戻金ノ内ニ組入レ置キ買戻ノ際精算スヘシトノ契約アル證書ハ無期限ノ證書

ナルヲ以テ之ニ出訴期限規則ヲ適用シタルハ違法ノ裁判ナリ

○證券印稅違犯者時效ノ年月ヲ經過シ公訴權消滅ニ屬シ處罰ノ責任ヲ免ルル場合ニ於テ其證書

ニ相當印紙ヲ貼用シ之ヲ提出シタルトキ其時效ノ如何ヲ論究セスシテ直ニ不受理ノ判決ヲ爲

シタルハ法則ニ不當ニ適用シタルモノナリ

○係争物件ノ性質刑事裁判ノ確定ニ依ルニ非サレハ之ヲ定ムヘカラサルトキハ先ツ刑事裁判進

行ノ結果如何ヲ極メ果シテ其性質贓物ナルニ於テハ刑法附則第五章ノ法條ニ準據スヘキモノ

ナルニ未タ實施セサル商法ノ法理ヲ觀キ之ヲ判決ノ基礎ト爲シテ下シタル判定ハ違法タルヲ

免レス

第四百三十六條

第四百三十六條

○訴訟手續ノ違背ヲ以テ上告理由ト爲スニハ民事訴訟法第四百三十六條

規定ノ外ハ特ニ無効ト爲ルヘキ重要ナル場合又ハ當事者ノ利害ニ關係

ヲ有スル場合ナラサルヘカラス

○判決ニ當事者ノ氏名ヲ列記セサルノ瑕疵ハ民事訴訟法第四百三十六條

ノ所謂常ニ法律ニ違背シタルモノニ該當セス

○判決ニ法定代理人ヲ表示セサル欠缺ハ民事訴訟法第四百三十六條ニ列

舉セル事項ノ如キ常ニ法律ニ違背シタルモノトスヘキ要件ニ非ス

○構成上欠缺アル裁判所ニ於テ鑑定セシメタル鑑定ヲ採テ判斷ノ資料ニ

供シタル判決ハ利害ノ關係如何ヲ問ハヌ又當事者カ質責權ヲ行使シタ

五	一四五
五	三五
五	一五〇
六	七三
六	六六
六	二二三

二四	二四
二五	一七
二五	四
二五	六
二六	一四八
二九	一八九
三六	八三五
三六	三五



ルト否トヲ論セス民事訴訟法第四百三十六條第一號ニ該當スル所謂常

ニ法律ニ違背シタル裁判ナリトス

○地方裁判所判事ヲ裁判所構成法ノ規定ニ依リ控訴院判事ノ代理ヲ爲シ

タル場合ニ於テハ縱令裁判ニ代理ナル肩書ヲ脱スルモ之ヲ以テ裁判所

ノ構成ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

(同三旨)

地方裁判所判事ヲ控訴院判事ヲ代理シ控訴院ノ決定ニ干與シタル場合ニ於テ其決定書ノ署名

ニ代理ノ肩書ヲ遺脱スルモ之ヲ以テ裁判所ノ構成ニ不法アルモノト云フヲ得ス

○民事訴訟法第四百三十六條第二號ニ所謂法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除

斥セラレタル判事ヲ裁判ニ參與シタルトキトハ合議裁判所ノ判決ニ於

テハ判決ノ評議ニ加ハリタルカ如キ場合ヲ指稱シ單ニ判決ノ言渡ノミ

ニ立會ヒタル場合ヲ包含セス

○第一審ノ委任ニ欠缺アルモ第二審ニ至リ完全ナル代理委任アルニ於テ

ハ第一審ノ訴訟行為ヲ追認シタルモノト認ムルニ足ルヲ以テ第一二審

共適法ニ代理セラレサルモノト云フヲ得ス

○民事訴訟法第四百二十六條第五號ト同第四百六十八條第四號ハ其法文

同一ナルモ法意相異ナリ前者ハ當事者カ自己ノ代理ニ欠缺アルト相手

三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五

方代理ニ欠缺アルトヲ問ハス共ニ上告ノ理由ト爲シ得ヘキモ後者ハ自

己ノ代理ニ欠缺アル場合ノミヲ指示シタルモノニシテ相手方代理ニ欠

缺アル場合ニ適用スヘキモノニ非ス

○被後見人成年ニ達シ後見資格消滅ノ後後見人ノ名義ヲ以テ訴訟代理ヲ

委任シ之ニ因テ受ケタル判決ハ當事者カ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレ

サリシ場合ニ該當スル不法アルモノトス

○辯護士カ判事奉職中ニ取扱ヒタル事件ニ付キ原告若クハ被告ノ代理人

ト爲リ訴訟手續ヲ爲シタルトキハ其原告若クハ被告ニ對スル裁判ハ不

法ナリ

○口頭辯論調書ニ其作成者タル書記ノ捺印ナキトキハ調書ノ形式ヲ具備

セサルヲ以テ其調書ハ口頭辯論ノ爲メ規定シタル方式ノ遵守ニ關シ完

全ナル證明ノ效力ヲ有セサルモノトス從テ斯ル口頭辯論ヲ基本トスル

判決ハ破毀ヲ免レサルモノトス

(同三旨)

第一審裁判所ノ口頭辯論調書ニ書記ノ捺印ナキトキハ其調書ハ方式ノ遵守ニ關シ完全ナル證

明ノ效力ヲ有セス從テ第二審裁判所カ右ノ口頭辯論ニ於ケル證人ノ證言ヲ採用シ控訴人ニ敗

訴ヲ言渡シタルハ不法ナリ

三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇



- 承認ノ必要ヲ認メ乍ラ其如何ナル理由ニ基キタルカノ理由ヲ明示セサルトキハ法律ニ違背シタル裁判ナリ
- 不知ノ答述ヲ採用シ且判決ノ要點ニ理由ヲ付セサル裁判ハ破毀ノ原山アルモノトス
- 單ニ組合營業ノ實權ヲ有スルノ故ヲ以テ營業者ト認メ速斷シタル裁判ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ
- 主要ナル争點ヲ不問ニ措キテ爲シタル裁判ハ不法ノ裁判ナリ
- 當事者間ノ權利義務ノ消滅ニ非スシテ甲銀行ヨリ乙銀行ニ辨濟スルキ負債ヲ甲銀行カ他ヨリ得ヘキ債權ヲ以テ振換ヘ即チ轉用セシコトノ記入アルニモ拘ハラズ裁判所ニ於テ唯之ヲ債權ノ放棄若クハ免除ト判定セシハ理由欠缺ノ裁判ナリ
- 控訴郷ト記セハ無形人ナレトモ前後ノ判決理由ノ文意ニ就テ視レハ控訴郷ハ控訴郷民ノ畧記タルヲ知ルヘシ
- 原判文前段ニ於テ年期小作證書ヲ差入レタル事實アリト斷定シタルハ甲者外四名ヲ除クノ控訴人ノミニ係レルニ其後段ニ至リ更ニ此五名ニ對スル何等ノ理由ヲモ示サスシテ此五名モ亦自餘ノ者等ト同一ニ前契約ノ期限滿了シタルモノトシ新小作證書ヲ差入ルヘキ責務アリト爲シ

二四	二	二〇四六
二五	一	三九
二五	二	二二
二五	三	五四
二五	五	五九
二六	二	三八五
二六	二	三三五

タルハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ

- 村長ノ職務上保管スル帳簿ハ村民タリト雖モ隨意ニ披閱謄寫スルノ權ナキノミナラス其披閱謄寫ノ許否ハ公法上村長ノ職權ニ屬スルヲ以テ縱令村長ノ徵收シタル諸税ニシテ村民カ割戻ヲ受クヘキモノアリテ其私權利ヲ害サレタリトスルモ其争訟ハ司法裁判ニ屬スヘキモノニ非スト説明シタレハ其理由ニ齟齬スル所アリト云フヲ得ス
- 當事者ノ資格ニ付キ争アリタルコトハ口頭辯論調書ニ明カナルニ其争ヲ判示説明セサルハ民事訴訟法第四百三十六條第七號ニ該當スル違法ノ裁判ナリ
- 原判決ノ初段ニハ第一審判決某ノ事ヲ中間判決ニ非スシテ本案ニ對スル終局判決ト認メタリ既ニ本案ニ對スル終局判決ト認ムル以上ハ之ニ對スル全部ノ控訴ハ單ニ一部ノ變更ヲ求ムルモノニ非スシテ第一審裁判全部ヲ廢棄シ第一審ニ於テ請求セル全金額ヲ請求スルコトハ自ら明晰ナリ然ルニ原判決ノ後段ニ「控訴狀一定ノ申立中ニハ被控訴人ニ對シ金若干ノ支拂ヲ求ムル旨ノ申立ハ毫モ包含セス」ト説明シ本案ニ對スル全部ノ控訴ヲ棄却シタルハ前後撞著ノ裁判ナリ
- 民事訴訟法第四百三十六條第七號ハ裁判ニ全ク理由ヲ缺クカ又ハ其文

二六	二	四〇八
二七	一	二八
二七	一	六
二七	二	二九五
二六	一	三五五



○詞曖昧ニシテ判決ヲ爲スニ至リタル裁判所ノ思考ヲ知ルニ由ナキ場合ニ適用スルキモノニシテ理由ノ當否ハ該法條ノ關スル所ニ非ス

○判決ニハ係争事實ノ判斷ニ付キ裁判官ノ心證ノ標準ト爲リタル事項若クハ證據ヲ明示セサルヘカラス隨テ之ヲ明示セサル判決ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ

○判決理由ノ齟齬ヲ以テ上告ノ理由ト爲シ得ルハ判決主文ノ因リテ生スル理由中ニ相抵觸スルモノアリテ其何レカ正當ナルヤヲ知ル能ハズ從テ判決ノ理由ヲ付セサルト同一ノ結果ヲ來スヘキ場合ニ限ル

(同主旨)

請求ヲ不當トスル理由ヲ示サズ又其理由ヲ示スモ請求ノ理由ニ應答セサルモノハ違法ノ裁判ナリ

○民事訴訟法第四百三十六條第七號ニ所謂「裁判ニ理由ヲ付セサルトキ」トハ判決ノ因リテ生シタル理由ヲ付セサルトキヲ謂フモノニシテ證據採否ノ理由ヲ付セサルトキヲ謂フモノニ非ス

(同主旨)

證據採否ノ理由ハ必スシモ判決基本ノ理由タラス

法律ニ所謂裁判ニ理由ヲ付セストハ直接ニ判決主文ノ原由タル理由ヲ付セサルノ謂ナリ一事一項ノ判斷若クハ認定ニ就テ其義務アリト謂フニ非ス

○判決主文ノ由テ生スル理由ヲ缺キタル判決ハ民事訴訟法第四百三十六條第七號ニ該當スル違法ナルモノトス

判決ノ基本タル理由ヲ缺クニ非サレハ民事訴訟法第四百三十六條第七號ニ該當スル不法アリト云フヲ得ス

○虐待又ハ侮辱ヲ請求ノ原因トスル離婚ノ訴ニ於テ請求者カ其事實ヲ知リタルトキヨリ一年內ニ訴ヲ提起シタル事實ヲ確定セズシテ其請求ヲ容レタル判決ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ

○裁判所カ職權上調査スヘキ事項ノ外ハ控訴審ニ於テ攻撃防禦ノ方法トシテ論述シタルモノニ非サレハ其事實理由ヲ判定セストノ口實ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

○拒絕證書ニ商法第五百十五條規定ノ要件ヲ具備セサルヲ以テ無効ナル旨ヲ判示シタルニ止マリ其要件中ノ如何ナルモノヲ缺如シタルヤ之ヲ指摘セサル判決ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判タルコトヲ免レス

○判決ノ理由ニ於テ損害金請求ノ一部ノ不當ナルコトヲ説明シ乍ラ其主文ニ於テ其請求ノ一部ヲ棄却スル旨ヲ記載セサルモ被告タル上告人ニ對シ何等利害ノ影響ヲ及ホスコトナケレハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

二八	四	五一
三二	二	九
三三	四	九六
三四	一	二六
三五	四	九六
三六	一	二八
三六	二	二〇

二九	四	六七
三〇	二	四
三四	九	九七
三五	二	二六
三五	五	一三
三六	二	二七



(同主旨)

判決ノ理由カ其主文ニ副ハサルモ當事者ノ利益ニ影響ヲ及ボササルトキハ上告ノ理由ト爲ラ

- 「甲號證及ヒ各證人ノ供述ニ依リテ法律上離婚ノ原因ト爲ルヘキ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタリシ事實アリト認ムル能ハス」トノ理由ヲ以テ離婚ノ請求ヲ棄却シタル判決ハ起訴者カ請求ノ原因トスル日常殘忍ノ取扱ヲ受ケタル事實ヲ認ムルコト能ハスト云フニ在ルカ又ハ此事實ハ之ヲ認メ得ルモ未タ以テ離婚ノ原因ト爲スニ足ルヘキモノト認ムルコト能ハスト云フニ在ルヤ其意味明瞭ナラスシテ理由不備ノ違法アルモノトス
- 共同訴訟人ノ一人カ私署證書ノ成立ヲ是認シ他ノ一人ハ之ヲ否認シタル場合ニ其真正ノ成立タルコトヲ確定セスシテ是認ノ效力ヲ否認者ニ及ボシタル判決ハ不法ナリ
- 裁判所カ裁判ヲ爲スニ適切ナル一ノ防禦方法ヲ採用シテ判決ノ資料ト爲シタル場合ニ於テ縱令其事項カ他ノ防禦方法ト低觸スルコトヲ免ルサルモ指シテ以テ理由ノ齟齬アルモノト云フヲ得ス
- 運送取扱人トシテ起訴セラレタル者ニ對シ運送ヲ兼業セル事實ヲ認メ

二九	一〇	五四
三〇	二	四
三一	一四四	五九
三二	三	六
三三	七三	六

スシテ商法第三百四十八條ノ規定ヲ適用シタル判決ハ違法ナリ

- 詐害行爲取消請求事件ニ於テ債務者及ヒ之ト賣買ヲ爲シタル相手方ニ債權者ヲ害スル惡意アリシ事實ノミヲ判示シ其實買ハ果シテ債權者ニ實害ヲ與ヘタルヤ否ヤヲ判示スルコトナク直ニ詐害行爲トシテ其取消ヲ命シタル判決ハ不法ナリ
- 賃借人カ其借家ニ火ヲ失シタル場合ト雖モ重大ナル過失ノ存セサル以上ハ賠償ノ責ヲ負フコトナシ從テ其失火ニ付キ重大ナル過失アリシヤ否ヤヲ審究セス單ニ失火ノ過失ニ基因セサルコトヲ認メ得ヘキ立證ヲ爲ササル理由ヲ以テ賠償ノ責任アリト爲シタル判決ハ不法ナリ(民法第四百十五條四五年三一五頁參照)
- 未成年者ニ對シ商取引ニ基ク債務ノ履行ヲ請求スル事件ニ於テ裁判所カ其取引當時ノ狀況ニ鑑ミ後見人之ヲ許容シタルコトヲ判示セルニ止マリ果シテ親族會ノ同意ヲ得テ許容シタルモノナルヤ否ヤヲ確定スルコトナク直ニ其取引ヲ取消シ得サルモノト斷定シタルハ不法ナリ
- 當事者カ或私書ヲ否認シタルニ拘ハラス其成立ノ真正ナル理由ヲ判示セスシテ之ヲ採用シタル判決ハ不法ナリ
- 甲者カ乙者ノ爲メニ株金ノ拂込ヲ爲シタル後其利息ノ償還ヲ要求セル

三七	六三
三六	一八二
四〇	二八九
四〇	一一三〇



○場合ニ於テ其拂込カ委任ニ原因スルト事務管理ニ原因スルトニ依リ要  
 求シ得ヘキ利息ノ起算點ヲ異ニスルヲ以テ其原因ヲ定メスシテ漫然乙  
 者ニ對シ立替ヲ受ケタル翌日ヨリ年五歩ノ利子ヲ支拂フヘキコトヲ命  
 シタル判決ハ違法ナリ

○經濟狀態ニ因リ價格騰貴スルコトアルヘキ物品ヲ以テ地代ヲ定メタル  
 場合ニ在リテハ其價格如何ヲ判示スルニ非サレハ未タ以テ其比率ノ當  
 否ヲ知ルコト能ハサル筋合ナレハ之ヲ判示セサル判決ハ理由不備ノ不  
 法アルモノトス

○裁判所カ實際ノ生活ニ於テ得タル常識經驗ヲ以テ心證判斷ノ資料ニ供  
 スルモ斯ル常識經驗ノ如キハ特ニ之ヲ證明スルノ必要ナキモノナルヲ  
 以テ其推理判斷ノ因テ生スル事實ニ付キ證據ヲ舉示セサレハ下テ違法  
 ナリト云フヲ得ス

○家屋取拂地所明渡ノ請求ニ對スル判決ニ於テ家屋ノ朽廢若クハ天災火  
 災ニ因リ滅失ニ至ル迄期間存續スヘキ貸貸借ノ契約アリトノ理由ニ基  
 キ請求ヲ排斥スルニハ其契約カ民法第六百四條第一項ニ牴觸セサル所  
 以ノ旨趣ヲ明カニスルニ非サレハ判決ノ理由ヲ具備スルモノト言フコ  
 トヲ得ス

四〇  
四一  
四二  
四三  
四四  
四五

七三三  
七三二  
七三三  
七三三  
七三三  
七三三

（第四百三）

○破産宣告ノ申立ハ債權者ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス又支拂ノ猶豫  
 ハ債權ノ存立ヲ前提トスルニ非サレハ認ムルコトヲ得サル筋合ナレハ  
 債權ノ存否ニ付キ審理判斷ヲ爲サスシテ直ニ支拂ノ猶豫ヲ認メ支拂停  
 止ナシト判斷シタルハ裁判ノ理由ニ矛盾アルモノトス

○株券賣買ノ證據ニ援用シタル委任狀ニ關シ當事者乙カ之ヲ作成シテ甲  
 ニ交付シタルコトニ付テハ爭ナキ事實ナルニ裁判所ニ於テ甲カ乙ノ財  
 産管理中乙ノ實印ヲ濫用シテ作成シタルモノト推斷シ以テ之ヲ排斥ス  
 ルノ理由ト爲シタルハ當事者間ニ爭ナキ事實ニ反スル事實ニ基キテ裁  
 判シタルノ不法アルヲ免レス

○當事者ノ一方カ其過失ニ因リ相手方ノ長女ヲ死ニ致シタルニ付キ慰藉  
 金支拂ノ義務アリト認メタル判決ハ不法行爲ニ因リ相手方ノ長女ノ生  
 命權ヲ侵害シタルモノナルコトヲ認メタルモノナレハ該判決ハ理由不  
 備ノ違法アルモノニ非ス

○單ニ占有者ノ惡意ナル旨ヲ確定シタルニ止マリ如何ニシテ之ヲ占有ス  
 ルニ至レルヤノ事實ヲ確定セズ直ニ其占有者ニ不法行爲上ノ損害賠償  
 ヲ命シタル判決ハ理由不備ノ不法アルモノトス

○甲ヨリ乙ニ乙ヨリ丙ニ順次假裝賣買ヲ爲シ現在登記簿上丙ノ所有名義

四五  
四五  
四五  
四五  
四五  
四五

七一九  
七一九  
七一九  
七一九  
七一九  
七一九



タル土地ヲ甲ヨリ買受ケタル丁カ甲ニ對シ所有權移轉ノ登記手續ヲ請  
求シタルニ對シ甲以下乙丙ニ至ル賣買ノ假裝ナルヤ否ヤヲ不問ニ付シ  
去リ單ニ甲ハ登記簿上所有者ナラサルノ故ヲ以テ右登記手續ヲ爲ス能  
ハストシテ丁ノ請求ヲ排斥シタル判決ハ理由不備ノ不法アルモノトス  
○不確定期限附債務ノ債務者ハ期限ノ到來ヲ知リタル時ヨリ遲滞ノ責ニ  
任スヘキモノナレハ之ヲ知リタルヤ否ヤノ事實ヲ確定セスシテ期限到  
來ノ時ヨリ遲滞ノ責ニ任セシメタル判決ハ失當ナリ

第四百三十七條

○上告期間内ニ甲某ヲ上告シ上告期間ヲ經過シタル後ニ及テ原法廷ニ於  
テ共同對手人タリシ乙丙等數人ヲ記載ヲ脱落シタリトテ追加申請スル  
モ之ヲ期間内ニ提起シタル上告ト爲スヲ得ス

○民事訴訟法第六十七條第一項ノ期間伸長ノ規定ハ之ニ依リ伸長セラ  
レタル期間ヲ以テ適法ノ期間ト爲スモノナレハ上告狀ノ提出ハ伸長期  
間内ニ爲スヲ以テ足り必スシモ本然ノ上告期間タル三十日內ニ其手續  
ヲ爲スコトヲ要セス

第四百三十八條

○民事訴訟法第四百三十八條第二項第一號ニ上告セラルル判決ノ表示

四	三	四	三	四	三
四三	三二	四一	三〇	二九	一八
七三	六二	五一	四〇	二九	一八

第四百三十九條

アルハ上告セラルル判決ヲ他ノ判決ト識別シ得ヘキ程度ニ表示スルコ  
トヲ必要トスルノ法意ニシテ一定ノ方式ヲ必要トスルモノニ非ス  
○民事訴訟法第二百三十六條第二號及ヒ第二百二十二條ノ事項ヲ採テ上  
告ヲ爲サントスルトキハ法則ノ表示ノ外仍ホ第四百三十八條ノ規定ニ  
從ヒ其欠缺ヲ明カニスル事實ノ表示ナカルヘカラス

第四百二十九條

○本院ニ於テ上告人ノ居留地ヲ住居地ト認メ法定ノ上告期間ヲ計算シ尙  
ホ之ニ其居留地ト本院トノ距離ニ應シ里程猶豫ノ日數ヲ加算スルモ上  
告期間外ノ提起ニ係ルトキハ之ヲ棄却スルハ民事訴訟法第四百三十九  
條第一項ノ命スル所ナリ

○原狀回復ノ申立ハ其理由ナキニ非サルヲ以テ民事訴訟法第四百二十九  
條第一項ノ規定中法律上ノ期間ニ於テ起ササルトキトアルニ該當スル  
モノトハ看做ササルモ同條項ノ末段ニ所謂第四百三十四條ノ規定ニ依  
ラサルトキトアルニ該當スルトキハ之ヲ棄却セサルヲ得ス  
○上告人カ訴訟上ノ救助ヲ許可セラレタルニ非スシテ訴訟物價額相當ノ  
印紙ヲ上告狀ニ貼附セス又上告豫納金ヲ預入セサルトキハ其上告ハ不  
適法ナリ

四	三	四	三	四	三
四三	三二	四一	三〇	二九	一八
八二	七一	六〇	四九	三八	二七







サス上告審ニ於テ右申立ノ部分ノミテ破毀シ事件ヲ第二審ニ差戻シタル場合ニ於テハ他ノ破毀セラレザリシ部分ハ一部確定ノ效力ヲ生スルモノトス

三四

三五九三

○控訴裁判所カ本案ノ終局判決ノ理由中ニ訴ノ原因ニ變更ナシトノ宣言ヲ爲シ若終局判決ハ上告審ニ於テ本案ノ理由ニ基キ破毀セラレタルトキハ其理由中ニ宣言セル訴ノ原因ニ變更ナキ旨ヲ裁判ハ破毀セラレス

三四

一四九四

○止告裁判所カ原判決ヲ破毀スル場合ニ於テ第一審ニ於ケル口頭辯論調書焼失シ辯論ノ公開等方式ヲ遵守シテ第一審判決ノ適法ニ爲サレタル

三六

四三二

○ヨトヲ知ルニ由サキトキハ同判決ヲ廢棄シ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スヲ相當トス

三七

一七九二

○當事者雙方ヨリ提出セシ證據ニ依リ事實ヲ確定スヘキ場合ニ於テ其一方カ提出セル證據ノミニ依據シ他ノ一方カ反證トシテ提出セシ證據ヲ全然遺脱シテ事實ヲ確定シタルハ訴訟手續ニ違背セル裁判ニシテ破毀ヲ免レス

三二

一八五

十三條

其違背ノ事實ヲ認識スルニ足ルヘキ事跡現ニ存在スルアルニ非ザレバ漠然之ヲ推測スヘキモノニ非ス

三五

一八五

十一條

○裁判所カ訴訟事件ノ審判ヲ爲スニ當リ訴ノ適法ナリヤ否ヤノ争點ヲ調査スルヨトナク直ニ本案ノ攻撃防禦ノ方法ニ付キテ判斷ヲ下シ實體上ヨリ請求ノ當否ヲ決メハ訴訟手續ノ違背タルヲ免レサルモノトス

二

四三三

○控訴ノ判決カ上告ニ因リ破毀セラレ控訴審ニ差戻又ハ移送セラレタルトキハ事件ハ控訴ノ辯論及ヒ判決ヲ爲サザリシ以前即チ當テ控訴審ニ繫屬シタルトキノ程度ニ復スヘキモノトス

三六

二八二

○上告審ニ於テ終局判決ヲ破毀シ之ヲ原審ニ差戻スモ終局判決前ノ中間判決ニシテ破毀セラレサル以上ハ其效力ヲ失フモノトシ非サルヲ以テ差戻ヲ受ケタル裁判所カ新辯論ニ基キ裁判ヲ爲スニ付テハ上告審ノ表示シタル法律上ノ意見ニ抵觸セサル限ハ尙ホ依然トシテ中間判決ノ羈束ヲ免レス

三

一四二

○民事訴訟法第四百四十八條第三項但書ノ規定ハ同條第二項ニ依リ申立ニ因リ事件ノ差戻ヲ控訴裁判所ノ他ノ民事部ニ爲シタル場合ニ限り之ヲ適用スヘキモノトス

四

二六二



第四百五  
十條

第四百五十條

○大審院カ第一回ノ上告以來私訴ノ成立ヲ認許シ其理由ヲ付シテ控訴院ニ移送シタル場合ニ於テ控訴院カ「私訴トシテ提起スヘキニ非サルヤ判然」ト説明シテ棄却シタルハ不法ナリ

○上告審ニ於テ控訴裁判所カ訴ノ變更アリト判決シタルモノヲ更ニ訴ノ變更ナキモノト判斷シ事件ヲ差戻シタルトキハ第二審ノ裁判所ハ裁判所構成法第四十八條及ヒ民事訴訟法第四百五十條ニ依リ其判斷ニ羈束セラル

○民法第一百條ニ所謂正當ノ理由アリトスルニハ本人ノ過失ヲ要スルヤ否ヤハ法律上ノ問題ニ屬スヘキハ勿論代理人カ犯罪行為ヲ爲シタル事實ノミ存在スル場合ニ於テ本人ニ過失アリト爲スヘキヤ否ヤモ亦同シク法律上ノ問題ニ屬スルモノトス

第四百五  
十一條

第四百五十一條

○事實確定シテ裁判ヲ爲スニ熟シ且民事訴訟法第四百二十二條ニ當ル場合ニハ上告裁判所ハ其事件ヲ直ニ第一審裁判所ニ差戻スヘキモノトス

第四百五  
十三條

第四百五十三條

○丙者ノ有シシ證書ノ成立ハ甲者カ某家ノ戸主以前ニ係ルモ現ニ戸主中

三  
三  
一  
二

三  
三  
一  
二

三  
三  
一  
二

二  
三  
二  
五

負擔スヘキ義務トシテ起訴セラレ之ニ對スル裁判確定シテ遂ニ其續

人タル乙者ノ債務ニ歸シタルコト原判文ノ理由ニ徴シテ明カナルトキ

ハ判文中該證ハ甲者ノ戸主中ニ起因シタルモノトセシハ失當ナリトス

ルモ曩ノ確定判決ニハ影響ナキノミナラス甲者退隱後ニ生シタルモノ

ニ非サレハ退隱後ノ甲者ハ之ニ關係ナキヲ以テ丙者ハ甲者ニ對シ訴權

ヲ有セザルモノト判定セシ理由ニ因リ原裁判ノ正當ナルコトヲ明知シ

得ヘケレハ單ニ證書成立ノ時期ニ誤認アレハトテ破毀ノ理由ト爲ラス

而シテ原判決ハ此件ト曩ノ確定判決トハ甲者ノ資格ニ於テ全ク異ナル

事實ヲ認メ乍ラ之ニ對シ一事再理ノ法則ヲ適用シタルハ瑕瑾ヲ免レス

ト雖モ前ニ述ヘタル如ク他ノ理由ニ因リ原裁判ノ正當ナルコトヲ認メ

タル以上ハ上告ヲ棄却スヘキモノトス

○裁判カ法律ニ違背シタルトキト雖モ他ノ理由ニ因リ裁判ノ正當ナルト

キハ其判決ヲ破毀スヘキモノニ非ス

(同主旨)

判決中一部不當ノ理由アリト雖モ他ノ理由ニ因リ裁判正當ナルトキハ破毀スヘキ限ニ在ラス

裁判ノ理由ニ不法アルモ上告審ニ於テ發見シタル他ノ法律上ノ理由ニ依リ其正文ニ不法ナキ

トキハ原裁判破毀ノ理由ト爲ラス

二  
六  
一  
七

二  
六  
一  
七

二  
六  
一  
七

二  
六  
一  
七



○控訴ニ於テ新ニ利子ヲ請求スルトキ控訴院カ之ヲ聽許シテ民事訴訟法第四百十六條ノ新ナル請求ニ非スト説明シタルハ不法ヲ免レスト雖モ其判決ハ正當ナリ何トナレハ同條ニ於ケル新ナル請求ノ内相殺ノ場合ハ其過失ニ非スシテ第一審ニ於テ提出シ能ハサルコトヲ疏明セサレハ之ヲ聽許スヘキモノニ非サレトモ其他ノ新ナル請求ハ疏明ヲ要セスシテ聽許スヘキモノナルヲ以テナリ則チ此場合ニ在テハ大審院ハ同法第四百五十三條ノ所謂「裁判カ其理由ニ於テ法律ニ違背シタルトキト雖モ他ノ理由ニ因リ裁判ノ正當ナルトキハ上告ヲ棄却スルシヒトノ法條ヲ適用スヘキモノトス」ニ依リテ之ヲ聽許スルコトヲ得ルニ付

○法律上許スヘキ妨訴抗辯ヲ許サザリシハ違法ナリト雖モ其抗辯ヲ本案ニ對スルモノト爲シ判斷ヲ與ヘタル以上ハ妨訴ノ抗辯ト本案トヲ併セテ判定シタル筋合ニシテ其違法ハ形式上ニ止マリ實體上利害ヲ生ズヘキ謂レナキニ付キ破毀ノ理由ト爲ラス

○後見人ノ越權行爲ヲ無効ノモノト爲シ原判決理由ノ未段ニ於テ「無効ノ行爲ナルコトヲ知リツツ云云」ト掲載シタル説明ハ本院ノ判例ニ背クト雖モ同理由ノ前段ニ行爲追認ノ事實ヲ認ムル旨ノ説明アリテ實質上取消シ得ヘキ行爲ヲ追認セルコトノ事實ヲ認メタル筋合ト爲ルニ付

三	六	八二
二六	二	四〇八
三	六	八二

第四百五十四條

キ原判決ハ結局相當ニシテ違法ナキコトニ歸著ス

○控訴裁判所カ約束手形ノ振出ヲ以テ民法第十二條ニ所謂借財ニ該當セズト説明シタルハ本院ノ判例ト相異ナルモ其後段ニ親權ヲ行フ繼母カ未成年ノ繼子ニ代リテ約束手形ヲ振出スニハ民法第八百七十八條第九百二十九條第十二條ニ依リ親族會ノ同意ヲ要スト判示シタル以上ハ其旨趣全然同一ニ歸著シ結局正當ナルヲ以テ上告ノ理由ト爲スニ足ラス

○新闕席判決ハ故障ヲ許サザル闕席判決ナルヲ以テ之ニ對シテハ懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキニ限リ上告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ルモノトス

○終局判決前ニ爲シタル裁判カ中間訴訟ノ闕席判決ニシテ故障ヲ許スモノナルトキハ故障申立ノ方法ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ルニ止マリ之ニ對スル不服ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得サルモノトス

○必要的共同訴訟ニ屬セサル共同訴訟人ノ一人ニ對スル上告ノ取下アリタル場合ニ在リテハ其者ニ關スル原審ノ訴訟手續ノ違法ハ他ノ共同訴訟人ニ對スル上告ノ理由ト爲スニ足ラサルモノトス

○職權ヲ以テ調査スヘキ性質ノモノハ縱令第一審ニ於テ提出者自身ニ付

三五	一〇	一八
三	三	九五九
四	四	九三五
五	五	一六七七
七	七	九一五







- 當セズ
- 會社解散ノ申請ヲ棄却シタル裁判ニ對シテハ抗告ヲ爲シ得ヘキ法律ノ規定ナキニ依リ其裁判如何ニ不當ノ廉アルモ之ニ對シ抗告ヲ爲スノ權ナシ
- 假差押ノ爲メ供託シタル保證金還付ノ申請ヲ却下シタル決定ハ強制執行ノ手續上口頭辯論ヲ經スシテ爲シタル裁判ナルヲ以テ之ニ對シテハ抗告ヲ爲スヲ得ヘシ
- 口頭辯論終結後ニ於タル辯論ノ再開ハ裁判所ノ職權ニ屬スルヲ以テ縱令當事者ヨリ提出シタル辯論再開ノ申請ヲ却下スルモ之ニ對シ抗告スルヲ得サルモノトス
- 執達吏ハ民事訴訟法第八十三條ノ規定ニ於ケル費用ノ辨濟ヲ負擔スベキ決定ヲ受ケタルカ如キ場合ノ外ハ常ニ公務上ニ關シ抗告ヲ爲シ得ヘキモノニ非ス
- 假處分取消ノ申請ニ對シ第一審裁判所カ決定ヲ以テ其取消ヲ命スルハ違法ナレトモ斯ノ如キ裁判ニ對シテハ抗告ニ依リテ救濟ヲ求ムルコトヲ得ス

二元	一〇	三四
三元	一五	八〇
三元	一九	二元
三元	二一	二元
三元	二二	二元
三元	二四	二元
三元	二五	二元
三元	二六	二元
三元	二七	二元
三元	二八	二元
三元	二九	二元
三元	三〇	二元

十六卷

- 假處分命令取消ノ申立ニ對シ民事訴訟法第七百四十五條ニ違背シ終局判決ヲ爲サス決定ヲ以テ裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ法律ノ規定ナキヲ以テ抗告ヲ許サルモノトス
- 假處分取消ノ申立ニ付キ民事訴訟法第七百四十七條第二項ノ規定ヲ準用セス命令ヲ以テ假處分命令取消ノ裁判ヲ爲シタルハ違法ナリト雖モ此裁判ニ對シテハ同法第四百五十五條ノ規定ニ依リ抗告ヲ許スコトヲ得ス
- 本案ノ裁判所ニ於テ爲シタル假處分取消ノ決定ニ對シテハ其裁判ノ違法ナルニ拘ハラズ民事訴訟法第四百五十五條ノ制限ニ依リ抗告ヲ許スコトヲ得ス
- (反對) 終局判決ヲ以テスヘキヲ決定ヲ以テシタル裁判ニ對スル抗告ハ民事訴訟法第四百五十五條ニ則リ之ヲ受理シ其決定ヲ廢棄シテ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所ニ事件ヲ差戻スヘキモノトス
- 上告豫納金ヲ添附セサル爲メ上告狀ヲ差戻シタル事件ニ付テハ法令中抗告ヲ許シタル規定ナシ
- 養親カ養子ニ對シ同居ノ假處分ヲ求ムル事件ハ人事訴訟ニ屬スルト將タ普通ノ民事訴訟ニ屬スルトヲ問ハズ其裁判ニ對シテ抗告ヲ爲スニハ民事訴訟法第四百五十五條以下ノ規定ニ依ルヘキモノトス
- 證據決定ニ對シテハ民事訴訟法中特ニ抗告ヲ許シタル規定ナキヲ以テ抗告ヲ爲スコトヲ得ス
- 執行文付與ニ對スル異議ノ申立ニ付キ爲シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟

三元	一五	二元
三元	一九	二元
三元	二一	二元
三元	二二	二元
三元	二四	二元
三元	二五	二元
三元	二六	二元
三元	二七	二元
三元	二八	二元
三元	二九	二元
三元	三〇	二元
三元	三一	二元
三元	三二	二元
三元	三三	二元
三元	三四	二元
三元	三五	二元
三元	三六	二元
三元	三七	二元
三元	三八	二元
三元	三九	二元
三元	四〇	二元
三元	四一	二元
三元	四二	二元
三元	四三	二元
三元	四四	二元
三元	四五	二元
三元	四六	二元
三元	四七	二元
三元	四八	二元
三元	四九	二元
三元	五〇	二元
三元	五一	二元
三元	五二	二元
三元	五三	二元
三元	五四	二元
三元	五五	二元
三元	五六	二元
三元	五七	二元
三元	五八	二元
三元	五九	二元
三元	六〇	二元
三元	六一	二元
三元	六二	二元
三元	六三	二元
三元	六四	二元
三元	六五	二元
三元	六六	二元
三元	六七	二元
三元	六八	二元
三元	六九	二元
三元	七〇	二元
三元	七一	二元
三元	七二	二元
三元	七三	二元
三元	七四	二元
三元	七五	二元
三元	七六	二元
三元	七七	二元
三元	七八	二元
三元	七九	二元
三元	八〇	二元



○訟法中抗告ヲ許シタル規定ナケレハ全ク抗告ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

○訴訟上救助ノ申請後其付與前ニ於テ控訴狀ニ貼用セシ印紙金額還付ノ申請ヲ却下シタル決定ニ對シテハ抗告ヲ許シタル規定ナシ

○供託金還付ノ裁判ニ對シテハ抗告ヲ爲シ得ヘキ法規ナキヲ以テ抗告ヲ許ササルモノトス

○公證人ノ執行文付與ニ關スル異議ノ申立ニ付キ爲シタル裁判ニ對シテハ抗告ヲ申立ツルコトヲ得サルモノトス

○假處分命令申請ノ却下ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ口頭辯論ヲ開キタルニ拘ハラズ決定ヲ以テ其裁判ヲ爲シタル場合ニ於ケル上訴ハ抗告ヲ以テ爲スヘキモノトス

第四百五十六條

第四百五十六條

○大審院ノ決定ニ對シテハ更ニ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

○抗告裁判所ノ委任ニ因ル下級裁判所ノ裁判ハ抗告裁判所ノ裁判ニ非サレハ其裁判ニ對シ抗告ヲ爲スヘキ場合ニ於テ所謂直近上級ノ裁判所ハ委任ヲ爲シタル抗告裁判所ニシテ其上級ノ裁判所ニ非ス

(同主旨)

民事訴訟法第四百六十四條ノ委任ニ依リ爲シタル裁判ニ對スル抗告ハ普通ノ場合ト均シク直近上級裁判所即チ其委任ヲ爲シタル裁判所ニ提出スヘキモノトス

○民事訴訟法第四百五十六條第一項ニ所謂直近ノ上級裁判所トハ裁判所構成法ノ規定ニ從ヒ抗告ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ヲ指スモノトス

○抗告理由カ形式上適法ナルトキハ縱令實質上前ノ裁判ヲ變更シ得ルノ甲斐ナキモノタルニモセヨ個ハ唯實質上ノ判斷ニ於テ前ノ裁判ヲ變更スルノ理由ナシト云フ迄ニ止マリ之ヲ以テ新ナル獨立ノ抗告理由ナシトシテ棄却スヘキ筋ナキモノトス

○下級裁判所ノ裁判ニ因リ生シタル抗告理由ハ以テ抗告裁判所ノ裁判ニ因リ生シタル新ナル抗告理由ト云フヲ得ス又下級裁判所ト抗告裁判所トノ裁判カ同一ノ理由ニ基クトキハ亦之ニ因リ生シタル抗告理由ヲ以テ獨立ノ抗告理由ト云フヲ得ス

○抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ縱令其理由中ニ不當ノ廉アルモ其裁判ニ由リ新ナル獨立理由ヲ生シタルトキニ非サレハ更ニ抗告スルヲ得ス

(同主旨)

再抗告人カ原裁判所ニ於テ主張シタル理由ト同一ニシテ新ナル獨立ノ理由アルニ非サレハ再抗告ノ要素ナキヲ以テ之ヲ棄却ス

再抗告ハ抗告裁判所ノ裁判ニ因リ新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生シタルトキニ非サレハ提起スル

四三	四二	四一	三九	三七	二九
六九	一九〇	四六四	二二四	三三六	二二六
七三七					

二九	四	四	二	二	二
二五	二二	一四	一〇	六	二
一四五	一〇	六	二	二	二







手續ニ違背セルモノニシテ其裁判ニ因リ新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生スルモノトス

○強制競賣申立取下ノ申請ヲ却下シタル決定ニ對シテハ民事訴訟法第四百五十五條ノ規定ニ從ヒ利害關係人ヨリ抗告ヲ爲スコトヲ得而シテ抗告裁判所カ下級裁判所ト相異ナル裁判ヲ爲シ反對ノ利害關係人ノ爲メニ新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生シタルトキハ更ニ抗告ヲ爲シ得ヘキモノトス

○抗告裁判所カ強制競賣申立取下ノ申請ヲ却下シタル執行裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告ヲ許ササルモノト爲シ其抗告ニ基因スル再抗告ヲ不適法トシテ棄却シタルトキハ新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生スルモノトス

○抗告裁判所ノ裁判ニ因リ生シタル獨立ノ抗告理由ハ抗告裁判所カ裁判所構成ノ規定又ハ重要ナル訴訟手續ニ違背シタルカ若クハ抗告裁判所ノ裁判ト前審ノ裁判ト相異ナリタル場合ニ在ラサレハ存セサルモノトス

(同五旨)

民事訴訟法第四百五十六條第二項ノ新ナル獨立ノ抗告理由トハ裁判所構成ノ規定若クハ訴訟手續ニ違背シテ裁判ヲ爲シ又ハ一層抗告人ニ不利益ナル裁判ヲ爲シタルカ如キ場合ヲ指稱ス

民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ謂フ新ナル獨立ノ抗告理由ハ抗告裁判所ノ裁判カ前審ノ裁判ト主文上ニ差異ヲ生シタルカ又ハ抗告裁判所カ重要ナル訴訟手續ニ違背シタルキニ限リ生スルモノトス

民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ所謂獨立ノ抗告理由トハ抗告裁判所ノ裁判カ前審ノ裁判ト主文上ニ差異ヲ生シタルカ又ハ抗告裁判所カ重要ナル訴訟手續ニ違背シタルカ如キ事實ヲ指稱スルモノトス

抗告裁判所ノ裁判ニ因リ生シタル新ナル獨立ノ抗告理由トハ抗告裁判所ノ裁判カ前審ノ裁判ト主文上ニ差異ヲ生シタルカ若クハ抗告裁判所カ重要ナル訴訟手續ニ違背シタル場合ニ在ラサレハ存セサルモノトス

○證據調ノ限度ハ裁判所ノ裁量シ得ル所ナレトモ唯一ノ證據方法ナルコトヲ顧ミスシテ其取調ヲ爲ササルカ如キハ重要ノ訴訟手續ニ違背シタル不法アルモノニシテ獨立ノ抗告理由ヲ生シタルモノトス

(同五旨)

公示送達ノ無効ナル事實ヲ立證セント欲シテ抗告人ノ申出テタル唯一ノ證據ニ屬スル人證ヲ排斥シテ之ヲ喚問セサルハ重要ナル訴訟手續ニ違背ニシテ再抗告ノ理由ト爲ルモノトス

○再抗告裁判所カ抗告裁判所ノ裁判ヲ廢棄シ抗告ヲ申立テシレタル裁判ト同一ノ裁判ヲ爲シタルトキハ同一ナル二箇ノ裁判存在スルモノナルカ故ニ民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ所謂新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生スルモノニ非ス從テ再抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ重要ナル手續ニ關シ法律ノ規定ニ違背セル廉アルニ非サレハ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五

三六 一四〇五



得ス

(同主旨)

區裁判所カ爲シタル訴訟費用確定決定ニ對シテ地方裁判所之ヲ削除シ控訴院ニ於テ之カ負擔ヲ命シタルモノ乃チ前ニ主張シタル理由ニシテ二箇ノ同一ノ裁判存在スルモノハ民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ所謂新ナル獨立ノ抗告理由アルモノニ非ス  
抗告人カ主張スル所ノ理由ニ付キ二箇ノ同一ノ裁判存在スルトキハ民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ所謂新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生セサルモノトス

○民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ所謂新ナル獨立ノ抗告理由ハ二箇ノ下級裁判所ノ裁判カ相一致スルトキハ前審ノ構成又ハ重要ナル訴訟手續ニ違法ナキ限ハ存セサルモノトス

(同主旨)

抗告裁判所ノ決定カ原裁判所ノ命令ト實體上同一ニ歸著シタル場合ニ於テハ新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生セス  
不服ヲ申立テラレタル裁判ト抗告裁判所ノ裁判トカ同一ニ歸著スルトキハ裁判所構成ノ規定若クハ主要ナル訴訟手續ニ違背シテ裁判シタル場合ノ外ハ新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生セサルモノトス

下級裁判所ト其上級裁判所トノ二箇ノ決定カ其結果同一ニ歸シタルトキニ於テ再抗告ヲ爲スヲ得ルハ裁判所構成法ノ規定若クハ重要ナル訴訟手續ニ違背シタル如キ場合ニ限レルモノニシテ決定ノ理由ノ如キハ如何ナル不法アリト雖モ原則上抗告ハ二審ニ止マルヲ以テ再抗告ヲ爲スナササルモノトス

爲スナササルモノトス

下級裁判所ト上級裁判所トノ二箇ノ裁判カ其結果同一ニ歸シタルトキニ於テ民事訴訟法ノ規定ニ依リ再抗告ヲ爲スコトヲ得ルハ裁判所構成法ノ規定若クハ重要ナル訴訟手續ニ違背シタルカ如キ場合ニ限レルモノニシテ其他裁判ノ理由ノ如キ縱令如何ナル不法アリトスルモ原則上抗告ハ二審ニ止マルヲ以テ再抗告ヲ爲スナササルモノトス

下級裁判所ト上級裁判所トノ二箇ノ決定カ其結果同一ニ歸シタル場合ニ於テ再抗告ヲ爲シ得ルニハ裁判所構成ノ規定又ハ重要ナル訴訟手續ニ違背シタルカ如キモノナルヲ要ス  
抗告裁判所カ區裁判所ノ決定ヲ認可シ二箇ノ裁判同一ニ歸著シタル場合ニ於テハ抗告裁判所ノ裁判カ裁判所構成法ニ違背シ若クハ重要ナル訴訟手續ニ違背スル如キ新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生シタルトキニ非サレハ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

下級裁判所ト抗告裁判所トノ二箇ノ決定カ其結果同一ニ歸シタルトキハ抗告裁判所カ裁判所ノ構成其他重要ナル訴訟手續ニ違背シタルカ如キ場合ニ在ラサレハ再抗告ヲ爲スコトヲ許サス故ニ下級裁判所ノ訴訟手續若クハ裁判カ法律ニ違背スルモノ又ハ抗告裁判所ノ裁判カ不當ノ理由ヲ付シ又ハ理由ヲ付セサルモノ之カ爲メニ再抗告ノ理由ヲ生スルモノニ非ス  
二箇ノ決定同一ニ歸著スルトキハ其理由ノ如何ニ拘ハラヌ第二ノ決定ヲ爲シタル裁判所カ構成ノ法規若クハ無効ニ歸スルカ如キ重要ナル訴訟手續ニ違背スルニ非サレハ新ナル獨立ノ抗告理由ヲ生セサルモノトス

○民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ所謂抗告裁判所ノ裁判トハ事件ノ本體ニ付テ爲シタル裁判ヲ指稱シ本體ニ付テノ裁判ヲ前審ニ委任スル裁判ヲ包含セサルモノトス

四五	四七
二八	四八
三七	一〇八
四五	五六七
二元	二
三一	五三

三二	三三
三三	四〇
三六	三三
三六	四三
三七	八
三七	四七
三七	一一九
元	九二八



(同主旨)

民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ謂フ抗告裁判所ノ裁判トハ抗告事件ノ本體ニ關スル裁判ヲ云フモノニシテ單ニ前審ノ決定ヲ廢棄シ未タ本體ニ付キ裁判ヲ爲ササルモノノ如キハ該文詞中ニ包含セス

民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ謂フ抗告裁判所ノ裁判トハ抗告事件ノ本體ノ裁判即チ破産宣告申立ノ抗告事件ニ付テ之ヲ云ヘハ破産ノ宣告ヲ爲スカ又ハ其申立ヲ却下スル裁判ヲ謂フモノニシテ單ニ前審ノ決定ヲ廢棄シ破産宣告ノ裁判ヲ同審ニ委任スルモノノ如キハ未タ本體ノ裁判ト謂フナ得ス

民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ所謂抗告裁判所ノ裁判トハ事件ノ本體ヲ判斷スル裁判ヲ指スモノニシテ本體ノ判斷ヲ前審ニ委任スル裁判ノ如キハ之ヲ包含セス

民事訴訟法第四百五十六條第二項ニ所謂抗告裁判所ノ裁判トハ事件ノ本體ヲ判斷スル裁判ヲ指稱シ本體ノ判斷ヲ前審ニ委任スル裁判ノ如キハ之ニ包含セサルモノトス

○第一ノ抗告カ即時抗告ノ規定アル場合ハ新ナル獨立ノ理由ヲ生シタリトシテ爲ス第二ノ抗告モ亦即時抗告ノ規定ニ從フヘキモノトス

(同主旨)

第一ノ抗告カ即時抗告ノ規定アル場合ハ新ナル理由ヲ生シタリトシテ爲ス抗告モ亦即時抗告ノ規定ニ遵ハサルヘカテス

(參照)

控訴院カ上告審ノ資格ヲ以テ上告事件ヲ審理スルニ當リ爲シタル裁判ニ對シテハ更ニ大審院

三五	二	三七	四	二	三五
三八		二			二七
		八七			
		五四二			
		九七九			
		九九一			
		六七			

ニ抗告スルコトヲ得ス

控訴院カ上告裁判所ノ資格ニテ爲シタル決定ハ終局ノ裁判ナルヲ以テ之ニ對シテハ更ニ抗告ヲ爲スナ得ス

控訴院カ上告審ノ資格ヲ以テ上告事件ヲ審理スルニ當リ爲シタル裁判ニ對シテハ大審院ニ抗告スルヲ得ス

控訴院カ上告裁判所ノ資格ヲ以テ爲シタル裁判ニ對スル抗告ハ之ヲ許容スヘキモノニ非ス

控訴院カ上告裁判所ノ地位ニ於テ爲シタル裁判ニ對シテハ更ニ不服ヲ申立ツルヲ得ス(同一判例三八年一一五七頁)

控訴院カ上告審トシテ審判スヘキ事件ニ付キ爲シタル裁判ニ對シテハ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

○抗告裁判所カ抗告人ノ提出シタル事實ヲ遺脱シ又其提出セサル事實ヲ提出シタルモノト看做シテ抗告ヲ棄却シタルトキハ其決定ハ重要ナル手續ニ違背セルモノト謂ハサルヲ得ス

○抗告裁判所カ不服ヲ申立テラレタル破産決定中支拂停止ノ日時ニ關スル部分ヲ變更シ其他ノ部分ニ關スル抗告ヲ理由ナシトシテ棄却シタルトキハ此棄却ノ部分ニ付テハ破産裁判所ト抗告裁判所トノ裁判力内容全然符合スルカ故ニ抗告裁判所ノ裁判力裁斷所構成ノ規定若クハ重要ナル訴訟手續ニ違背シテ爲サレタル場合ニ非サレハ之ニ因リ新ナル獨

三三	三	三三	三	三三	三
三四		三六		三九	
		三三		四一	
		三六		四六	
		三九		一三五七	
		四三		三九五	
		三		七八〇	







コトヲ得ヘキ理由ト爲スニ足ラサルモノトス

○民事訴訟法第四百五十九條ニ依リ抗告裁判所カ再度ノ考案ニ基キ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ更正スヘキ範圍ハ必スシモ其主文ヲ變更スル場合ノミニ限ルヘキモノニ非スシテ不服ノ點全部ヲ包含スルモノトス

○民事訴訟法第四百五十九條ノ規定ハ其不服ヲ申立テラレタル裁判カ即時抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ルモノナル場合ニモ適用アルモノトス

○決定ヲ與ヘタル裁判所カ其決定ニ對スル抗告ヲ理由アリトシ再度ノ考案ニ基キ前決定ノ全部ヲ取消ス旨ノ更正決定ヲ爲シタルトキハ之ニ依リ抗告人ノ不服ノ理由ハ全部消滅シ抗告裁判所ニ對シテハ其抗告ハ全然提起ナカリシモノト同一ニ歸スヘキモノトス從テ反對ノ利益ヲ有スル者ヨリ更正セラレタル裁判ニ對シ抗告ヲ爲シ抗告裁判所カ其裁判ヲ爲スニ當リテハ更正前ノ抗告ハ提起ナカリシモノトシテ裁判ヲ爲スヘキモノトス

『第四百六十一條』

○民事訴訟法第四百六十一條ニ所謂急迫ナル場合トハ同第四百五十七條及ヒ第四百五十九條所定ノ手續ニ依ルニ於テハ訴訟上救フヘカラサル

第四百六十一條

損害ヲ蒙ルノ虞アルカ若クハ之ヲ救フニ困難ナルヘキ場合等ヲ指稱スルモノニシテ抗告人ニ於テ期間ヲ懈怠シ急遽其申立ヲ爲スカ如キ場合ヲ救済スルノ法意ニ非ス

○抗告申立人カ直ニ抗告裁判所ニ即時抗告ヲ爲ス場合ニ付テハ訴訟法上何等特別ノ規定ナケレハ其申立ノ期間ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ヲ爲シタル裁判所ニ申立ヲ爲ス場合ト同一ノ期間ヲ遵守スヘキヲ當然トス

第四百六十二條

『第四百六十二條』

○口頭辯論ヲ經スシテ裁判ヲ爲スコトヲ得ル場合ニ於テ裁判所カ口頭辯論ヲ命スルモノハ固ト記録ノミニ依リ審理スルコトヲ得ヘキ事件ニ付キ其釋明ヲ期スル任意ノ手續ニ過キササルヲ以テ縱令之ヲ命シタルトキト雖モ本來口頭辯論ヲ要スル事件ニ於ケルモノト同視スヘキニ非ス

○抗告裁判所ハ一旦辯論開始ノ爲メ期日ヲ指定シタル場合ト雖モ其職權上何時タリトモ之ヲ取消シ書面ニ依リテ審理決定ヲ爲シ得ルモノトス

○抗告裁判所カ抗告人ノ申請アルニ拘ハラズ口頭辯論ヲ開カスシテ裁判ヲ爲スモ之ヲ以テ訴訟手續ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

(同第三)

七

三

四

四

五〇二

六五三

九一六

二二二

四

四

四

三

三

三

五八三

五八三

五八三

二〇〇

八二七

一九九三



抗告人ニ於テ口頭辯論ヲ開キ證人ヲ以テ其主張事實ヲ證明スヘキ申立ヲ爲スモ抗告裁判所カ  
口頭辯論ヲ開クノ必要ヲ認メサルトキハ之ヲ開キテ證人ノ取調ヲ爲スコトヲ要セス  
抗告裁判所カ當事者ヲシテ口頭辯論ヲ爲サシムルト否トハ一ニ其職權ニ屬ス故ニ抗告事件ヲ  
裁判スルニ當リ口頭辯論ヲ爲サシメス證人喚問ノ申請ヲ採用セサルモ之ヲ以テ重要ナル訴訟  
手續ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

○抗告裁判所カ口頭審理ヲ爲スト否トハ一ニ其職權ニ屬シ當事者ヨリ之  
ヲ申請スルコトハ訴訟法上當然ノ權利ニ非サレハ其申請ヲ採用セザル  
ニ付キ特ニ却下ノ決定ヲ爲ササルモ違法ナリト謂フヲ得ス  
○人證ノ申出ハ口頭辯論ニ於テ爲スヘキモノニシテ抗告狀ニ掲ケタル其  
申出ハ效ナキモノトス

第四百六十三條

○抗告裁判所ノ決定ヲ不當トシ全部廢棄ヲ求メ其理由ハ別ニ申立ツヘキ  
旨ノ抗告狀ヲ提出シタルモ爾後何等ノ申立ヲ爲ササルトキハ該抗告ハ  
不適法トシテ棄却スヘキモノトス  
○抗告裁判所ノ決定ニハ訴訟法上必スシテ一理由ヲ付スルコトヲ要セ  
ス從テ抗告人カ申立テタル不服ノ點ニ對シ理由ヲ明示スル所ナキモ直  
ニ審理ヲ遺脱シタルモノト云フヲ得ス  
○一ノ裁判ニ對シ二重ニ抗告ヲ爲シタル場合ハ雖モ第一ノ抗告ニシテ權

三七	一三〇
三六	一〇〇
四一	一六七
四二	二三
四三	八二
四四	一〇四
四五	一一五

第四百六十四條

限ナキ代理人ノ提起セル無効ノモノナルニ於テハ既ニ抗告ノ提起アリ  
トノ理由ニ依リ第二ノ抗告ヲ不適法トシテ却下スルコトヲ得ス  
○抗告ヲ不適法トシテ棄却スル場合ニハ其本案ニ關スル主張事實ニ付キ  
判斷説明ヲ爲ササルモ違法ニ非ス  
○認證謄本ニ依リテ原決定ノ理由ヲ具備スルコト明カナル以上ハ縱令抗  
告人ニ送達セラレタル決定抄本ニ理由ヲ省畧シ之カ記載ヲシトスルモ  
之ヲ以テ抗告ノ理由ト爲スコトヲ得ス  
○抗告狀ニ訴訟印紙ヲ貼用セサル場合ニ於テハ之カ貼用ヲ命シ之ニ遵ハ  
サルトキハ不適法ノ抗告トシテ之ヲ棄却スヘキモノナリト雖モ直ニ之  
ヲ棄却スルコトヲ得ザルモノトス  
○控訴院ハ地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル決定及ヒ命令ニ對スル抗  
告ニ付キ裁判權ヲ有セサルモノナレハ斯ル抗告ハ之ヲ不適法トシテ棄  
却スヘキモノトス

○抗告狀ニ其裁判ヲ爲スヘキ裁判所カ記載セサレハ抗告ヲ違法タラシム  
ル旨趣ノ規定ナケレハ抗告人カ抗告狀ニ之ヲ記載セサルモ爲メニ該抗  
告ヲ方式ヲ具備セサルモノトシテ却下スヘキモノニ非ス

第四百六十四條

四二	一一五
四三	五五〇
四四	八五二
四五	一三三
四六	六四九
四七	一六三二



○民事訴訟法第四百六十四條ノ委任ニ依リ爲シタル裁判ニ對スル抗告ハ普通ノ場合ト均シク直近上級裁判所即チ其委任ヲ爲シタル裁判所ニ提出スヘキモノトス

二九 六 四

○抗告裁判所カ前審ノ裁判ヲ廢棄シ前審裁判所ニ委任シテ爲サシメタル裁判ハ抗告裁判所ノ裁判ニ非ス

三六 九六

○不動産ノ競落ヲ許可セストノ決定ヲ不當ナリトスル抗告カ適法ニシテ理由アルトキハ抗告裁判所ハ原決定ヲ廢棄スルト同時ニ自ラ競落ヲ許ス旨ノ決定ヲ爲スカ又ハ之カ裁判ヲ前審ニ委任スル旨ノ決定ヲ爲スヘキモノトス

四 一三六九

第四百六十六條

○即時抗告ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ送達ヨリ七日ノ不變期間内ニ爲スコトヲ要スルモノナレハ其期間ノ發生前ト雖モ之ヲ爲スヲ妨ケス

三五 二

○忌避ノ申請ヲ不當ナリト宣言スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキモノニシテ不變期間ハ七日ナリトス

四 四一

(刑)

○裁判所ハ其與ヘタル決定中ニ違算書損及ヒ之ニ類スル著シキ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ職權ヲ以テ何時ニテモ之ヲ更正スルコトヲ得而シテ右ノ更正決定ニ對シテハ其送達ノ時ヨリ起算シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトス

四 一八六七

○不動産競賣事件ノ抗告ニ對シ口頭辯論ヲ經テ言渡シタル決定ニ對スル

抗告ハ言渡ノ日ヨリ七日ノ期間内ニ申立ツヘキモノトス

四 一九三

○競落許可決定ニ對スル抗告ノ不變期間ハ他ノ利害關係人ノ爲シタル抗告ニ因リ停止セララルモノニ非ス

四 二〇三七

○即時抗告ノ期間ハ民事訴訟法第四百六十六條第二項ニ明定セル三箇ノ場合ノ外ハ裁判ノ言渡アリタルトキト雖モ其送達ヨリ始マルモノトス

六 九五三

○民事訴訟法第四百六十六條第三項ハ再審ヲ求ムル訴ニ付テノ要件存スル場合ニ於テ抗告ノ期間ヲ延長シタルニ止マリ特ニ再審ノ申立ヲ爲スコトヲ許スノ旨趣ニ非ス

七 一〇七

(同旨)  
民事訴訟法第四百六十六條第三項ノ規定ハ抗告ヲ爲サスシテ不變期間ヲ經過シタル場合ニ其期間ノ延長ヲ許容シタルニ止マリ抗告ノ結果確定セル決定ニ對シテ更ニ抗告ヲ許容シタルモノニ非ス

三七 二二六二

○民事訴訟法規上裁判ノ送達ヲ必要トセサル場合ニ於ケル抗告ノ不變期間ハ不服ノ理由ヲ知リタル日ヲ以テ始マルモノト解スルヲ相當トス

七 二二〇五







原狀回復ノ訴ニ付テノ辯論ヲ停止スルト否トハ當該裁判所ニ於テ諸般ノ事情ヲ斟酌シ自由裁量ニ依リ決定シ得ヘキモノトス

(第四百六十八條)

『第四百六十八條』

○民事訴訟法第四百六十八條第二項ノ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判事トハ同法第三十二條各項ノ場合ヲ指シタルモノニテ判事ノ轉任ヲ以テ法律上ニ謂フ所ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタルモノト云フヲ得ス。

○民事訴訟法第四百六十八條第四號ハ自己ノ代理ニ欠缺アル場合ノミヲ指示シタルモノニシテ相手方ノ代理ニ欠缺アル場合ニ適用スヘキモノニ非ス

(同法)

民事訴訟法第四百三十六條第五號ト同第四百六十八條第四號ハ其法文同一ナルモ法意相異ナリ前者ハ當事者カ自己ノ代理ニ欠缺アルト相手方代理ニ欠缺アルトナ問ハス共ニ上告ノ理由ト爲シ得ヘキモ後者ハ自己ノ代理ニ欠缺アル場合ノミヲ指示シタルモノニシテ相手方代理ニ欠缺アル場合ニ適用スヘキモノニ非ス

(反對)

民事訴訟法第四百六十八條第四號ニ「訴訟手續ニ於テ原告若クハ被告カ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレザリシトキ」トアルハ制限的ノ文詞ニ非ズ然ルニ原院カ其第四號ハ「原告若クハ被

四 一六六五

二四 二 八〇

三七 一三五

三〇 一〇 一三

(第四百六十九條)

『第四百六十九條』

○民事訴訟法實施以前ニ再審ヲ受クルノ理由アルモノトノ判決ヲ受クルモ同法實施以後ニ再審ノ申請ヲ爲シタルニ於テハ同施行條例第一條ニ依リ民事訴訟法第四百六十九條ノ制裁ヲ受ケサルヘカラス

○民事訴訟法第四百六十九條第一項第一號乃至第四號ノ場合ニ於ケル原狀回復ノ訴ハ刑法上處罰スヘキ行爲ノ存在スルコトヲ條件ト爲スモノトス

○裁判ノ直接ノ憑據ト爲リタル證書ニ非サレハ偽造變造等ヲ以テ再審ノ理由ト爲スコトヲ得ス

○原狀回復ノ訴ニ於テ甲者カ新證據ヲ提出シテ前訴訟ニ於テ乙者カ提出セル證書ヲ偽造ナリト主張スルモ之ヲ排斥シテ乙者ノ證書ヲ偽造ナリト認定スルヲ得スト判決シタル以上ハ新證據ハ適法ニ原狀回復ノ理由ト爲ラス

○民事訴訟法第四百六十九條第三號ニ所謂判決ノ憑據ト爲リタル證書カ

皆カ適法ニ代理セラレザリシ場合ニシテ其相手方カ正當ニ代理セラレザリシ場合ヲ謂フニ非ス云若シ相手方ニシテ正當ニ代理セラレザリシナラハ之ヲ爭フコトヲ得縱シ得ザリシトスルモ其過失ナレハ之ニ再審ヲ許ス條理ナシト説明シタルハ右ノ法文ヲ誤解シタルモノナリ

二七 四六三

二五 六 一三

三七 一四一五

二五 六 一三

二六 二 三〇九